



Policy Research Institute
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

プロジェクト研究
[主要国農業戦略
横断・総合]
研究資料 第12号

平成30年度カントリーレポート

メキシコ，ブラジル，アルゼ
ンチン，オーストラリア

平成31年3月

農林水産政策研究所

まえがき

このカントリーレポートは、当研究所の研究者が世界の主要各国について農業・農政の分析を行った成果を広く一般に提供するものである。

当研究所においては、平成19（2007）年度から、単年度の「行政対応特別研究」の枠組みの下で毎年カントリーレポートを作成・公表してきたが、平成25（2013）年度からは、研究の枠組みが3年度にわたる「プロジェクト研究」に移行した。一期目のプロジェクト研究は平成27（2015）年度に終了し、平成28（2016）年度から二期目を実施することとなった。

二期目の「主要国の農業戦略と世界食料需給の横断的・総合的研究」においては、一期目に引き続き、我が国の農業政策立案や食料需給の観点から重要な国・地域を対象として、農業政策とその背後にある戦略や食料需給動向の把握・分析を行うとともに、多くの国々が相互の関係を深め、共通あるいは関連する課題を抱えるようになっている現状に鑑み、これまでの各国単独での分析に加えて、地域や課題のまとまりを捉えて、関係国相互の関係や立場の違いの横断的な把握に新たに取り組んだ。また、主要国・地域の分析と世界食料需給見通しとの連携の強化を通じて、一層的確な需給見通しの策定に努めた。

本レポートは、農林水産政策研究所における研究成果をまとめたものであるが、学術的な審査を経たものではない。農林水産政策研究所では今後も海外農業情報の収集・分析を充実させる方針であり、広範の読者の方より、御指導・御指摘を賜れば幸いである。

【参考】 平成 19 年～30 年度カントリーレポート

（平成 19 年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 1 号 中国、韓国
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 2 号 ASEAN、ベトナム
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 3 号 インド、サブサハラ・アフリカ
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 4 号 オーストラリア、アルゼンチン、EU 油糧種子政策の展開

（平成 20 年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 5 号 中国、ベトナム
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 6 号 オーストラリア、アルゼンチン
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 7 号 米国、EU
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 8 号 韓国、インドネシア

（平成 21 年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 9 号 中国の食糧生産貿易と農業労働力の動向
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 10 号 中国、インド
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 11 号 オーストラリア、ニュージーランド、アルゼンチン
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 12 号 EU、米国、ブラジル

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第13号 韓国, タイ, ベトナム

(平成22年度所内プロジェクトカントリーレポート)

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第1号 アルゼンチン, インド

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第2号 中国, タイ

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第3号 EU, 米国

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第4号 韓国, ベトナム

(平成23年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第1号 中国, 韓国(その1)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第2号 タイ, ベトナム

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第3号 米国, カナダ, ロシア及び大規模災害対策
(チェルノブイリ, ハリケーン・カトリーナ, 台湾・大規模水害)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第4号 EU, 韓国, 中国, ブラジル, オーストラ
リア

(平成24年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第1号 中国, タイ

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第2号 ロシア, インド

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第3号 EU, 米国, 中国, インドネシア, チリ

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第4号 カナダ, フランス, ブラジル, アフリカ,
韓国, 欧米国内食料援助

(平成25年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第1号 中国, タイ, インド, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第2号 EU, ブラジル, メキシコ, インドネ
シア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第3号 アメリカ, 韓国, ベトナム, アフリカ

(平成26年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第4号 タイ, オーストラリア, 中国

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第5号 米国, WTO, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第6号 EU(フランス, デンマーク)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第7号 インド, アルゼンチン, ベトナム, イ
ンドネシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第8号 米国農業法, ブラジル, 韓国, 欧州酪
農

(平成27年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第9号 総括編, 食料需給分析編

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第10号 EU（CAP 改革，フランス，スコットランド，デンマーク，フィンランド，酪農）

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第11号 中国，インド，インドネシア，中南米，アフリカ

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第12号 タイ，ベトナム，ミャンマー，オーストラリア，ロシア，ブラジル

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第13号 米国，フランス，韓国，GMO（米国，EU）

（平成 28 年度プロジェクト研究資料）

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 1 号 総論，横断的・地域的研究，需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 2 号 米国（農業支援政策，SNAP 制度），EU（価格所得政策とCAP簡素化，酪農，農業リスク管理，フランス），韓国，台湾

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 3 号 タイ，ベトナム，オーストラリア，ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 4 号 中国，インド，インドネシア，メキシコ，ケニア

（平成 29 年度プロジェクト研究資料）

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 5 号 横断的・地域的研究，需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 6 号 米国（米国農業法，農業経営の安定化と農業保険，SNAP-Ed），EU（CAP 農村振興政策，フランス，英国），韓国，台湾

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 7 号 タイ，ベトナム，オーストラリア，ロシア，ブラジル

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 8 号 中国，インド，インドネシア，メキシコ，アフリカ，フィリピン

（平成 30 年度プロジェクト研究資料）

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 9 号 横断的・地域的研究，需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 10 号 米国，カナダ，EU（条件不利地域における農業政策，共通農業政策（CAP）の変遷における政治的要因等の検討，ドイツ，フランス，英国），ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 11 号 中国，韓国，台湾，インドネシア，フィリピン，タイ，インド，アフリカ

プロジェクト研究 「主要国の農業戦略と世界食料需給の横断的・総合的研究」

平成 30 年度 カントリーレポート 第 12 号

メキシコ，ブラジル，アルゼンチン，オーストラリア

目 次

第 1 章 メキシコ—2018 年新政権誕生，畜産業概観—

(宮石幸雄)

1. はじめに
2. メキシコの政治・経済の状況
3. 新政権の経済政策と農業政策
4. 畜産の概要と政策

第 2 章 ブラジル—2018 年の振り返りと南米南部共同市場（メルコスール）の分析—

(林瑞穂)

1. はじめに
2. ブラジル政治・経済情勢
3. 2018 年におけるブラジル農業部門概観
4. メルコスールとブラジルについて
5. おわりに

第 3 章 アルゼンチン—農業・貿易の動向—

(中村出)

はじめに

1. アルゼンチンの国土と独立までの歴史
2. アルゼンチンの政治・経済
3. アルゼンチンの農業の動向
4. アルゼンチンの貿易の動向

おわりに

第4章 オーストラリア—農業競争力白書の施策と GMO 栽培規制—

(玉井哲也)

1. はじめに
2. 農産物需給状況
3. 農業競争力白書の施策
4. GMO の栽培規制
5. 自由貿易協定等の推進状況

第1章 メキシコ

—2018年新政権誕生、畜産業概観—

宮石 幸雄

1. はじめに

メキシコは、政治的、経済的に歴史的転換点に立っていると見られる。1994年のテキーラショック以降、経済回復を果たし NAFTA 体制とも言える国際経済の枠組みのなかではほぼ順調な発展を遂げてきたメキシコであるが、今後もこの成長が続くのか、または別の道を進むのか、2018年はその節目だったかもしれない。

2018年、画期的な二つの出来事があった。一つは、Morena（国民再生運動）という新党を立ちあげたロペス・オブラドール候補が大統領選挙に圧勝し、就任したことである。80年以上の歴史を持つ保守 PRI（制度的革命党）や PAN（国民行動党）などの既成政党の候補は大差で敗北した。もう一つは、1994年に発効し 25年間メキシコの経済政策の要ともなってきた NAFTA（北米自由貿易協定）に替わる新たな米国、カナダとの協定 USMCA に調印したことである。この調印は 2018年11月30日、ブエノスアイレスにてトランプ大統領、ペニャ・ニエト前メキシコ大統領等の間で執り行われた。この日はペニャ・ニエト大統領にとって6年間の任期、最終日にあたっていた。翌12月1日にはロペス・オブラドール大統領がメキシコ市において就任式を行い、6年間の政権運営の船出をした。

以下、本稿では2.において上記二つの出来事、つまりロペス・オブラドール大統領の出現と USMCA 締結について、それらがどのような意味で画期的なのか、またその背景について俯瞰する。次いで3.において、NAFTA時代の状況を概観したうえで、新政権の経済政策・農業政策について考察する。農業政策も政治・経済の一部を構成するものであり、政治・経済面で新しい体制、枠組みが発足すれば、その影響を受ける可能性がある。

4. では、畜産について言及する。既往の資料（農林水産政策研究所（2017）（2018））でとりまとめた、耕種の主要品目であるトウモロコシと野菜・果実に続くものである。メキシコの総人口は1億2,800万人となり、日本を抜いた。人口増加に加え、経済発展が続いていることから、肉類の消費が増加し、一人当たりの年間食肉消費量は62.9kgになった。生産の増大は飼料の輸入を拡大させ、メキシコは日本を抜いて世界一のトウモロコシ輸入国になった。こうした状況にあるメキシコの畜産について、生産、貿易、政策等を取りまとめた。

2. メキシコの政治・経済の状況

(1) ロペス・オブラドール大統領の出現

2018年12月、メキシコのアンドレス・マニエル・ロペス・オブラドール (Andres Manuel Lopez Obrador: AMLO)^① 大統領が就任した。前回(2012年)と前々回(2006年)の2回の大統領選挙でいずれも惜しくも次点で落選し、3度目の挑戦での当選である。今回2018年7月の選挙では、政権にあったPRI (Partido Revolucionario Institucional: 制度的革命党)の候補、その前の政権党PAN (Partido Accion Nacional: 国民行動党)の候補を大差で退け当選した。特にPRIは、20世紀初頭のメキシコ革命以降、ほぼ政権を独占してきた保守政党であったが、得票率16%の3位と惨敗した。

大統領選挙と同時に行われた上下院議会選挙でもロペス・オブラドール自身が立ちあげたMorena (国家再生運動)が躍進した。上院は128議席のうち、Morena及び選挙同盟をしたPES (社会結集党)とPT (労働党)の連立与党が69議席で、過半数を占めた。さらに下院では、連立の2党と合わせ、小選挙区300議席のうち210議席の圧勝である。ほかに200議席の比例区をあわせ全500議席中308議席獲得の圧勝であった。既存の与野党は、PANの81議席、PRIの45議席などと惨敗であった。

ロペス・オブラドール候補及びMorenaの勝因は、

- ①既存政権・政党の腐敗に対する国民の反発、
 - ②米国トランプ政権への対抗の期待、
 - ③増税無しでの財政再建・年金増額など、大衆迎合 (ポピュリズム) の公約^②
- などが挙げられている。

ロペス・オブラドール大統領は左翼思想の持ち主で、左翼的な極端な政策が財界などから警戒されていたが、今回は保守勢力にも配慮した公約に転向し幅広い支持に結びつけた。

(2) メキシコ政党政治の歴史

メキシコの歴代大統領とその政党を振り返る。現憲法体制下の1934年から2018年までの84年間に14人の大統領が登場した。(第1表)すべての大統領がその6年の任期を全うし、選挙により平和裏に政権移行がなされた。

メキシコの国家体制は、メキシコ革命の最中1917年に制定された憲法により規定され、ラテンアメリカで最も安定した民主主義国家である。その憲法に大統領の任期は6年で再選できないと定められている。これは、革命が32年間におよぶディアス独裁体制の打破から始まり、大統領の多選が独裁体制に結びつくとの反省から規定された。

ちなみに革命期を挟む1911年から1934年までの24年間には12人の大統領または暫定大統領が出現した。在任期間は平均2年であり最長でも4年に留まる。武力を背景に就任した大統領も少なくなかった。

大統領を輩出した政党として、メキシコ革命の系譜にある PRI（制度的革命党）が 2000 年まで約 70 年間にわたり大統領を独占し、議会でも多数を占めてきた。2000 から 2 期 12 年は 1939 年結成の PAN（国民行動党）が万年野党の汚名を返上し政権獲得したが、2012 年に再び PRI の大統領が当選、政権復帰したが、今回、2018 年大統領選挙では惨敗した。

第 1 表 メキシコ歴代大統領

	任期	大統領名	政党	出来事・功績
1	1934 ～ 1940	カルデナス	PRI	石油資産国有化
2	1940 ～ 1946	カマチョ	PRI	第二次世界大戦連合国
3	1946 ～ 1952	ミゲル・アレマン	PRI	高度経済成長
4	1952 ～ 1958	コルティネス	PRI	緊縮財政
5	1958 ～ 1964	マテオス	PRI	農地改革推進
6	1964 ～ 1970	オルダス	PRI	メキシコオリンピック
7	1970 ～ 1976	エチェベリア	PRI	石油景気
8	1976 ～ 1982	ボルティージョ	PRI	対外債務拡大
9	1982 ～ 1988	ミゲル・デラマドリ	PRI	メキシコ発世界債務危機
10	1988 ～ 1994	サリーナス	PRI	NAFTA調印
11	1994 ～ 2000	セディージョ	PRI	通貨危機（テキーラショック）
12	2000 ～ 2006	フォックス	PAN	自由貿易推進、日墨EPA
13	2006 ～ 2012	カルデロン	PAN	麻薬戦争
14	2012 ～ 2018	ペニャ・ニエト	PRI	米墨加協定（USMCA）
15	2018 ～ 2024	ロペス・オブラドール	Morena	？

注 1) 出来事・功績は経済的な観点から時代を代表する事項を記述した。

- 2) 1982 年に就任したミゲル・デラマドリ大統領は、その就任前の 8 月に債務危機の発端があった。累積債務の問題は前任大統領の責任が重大でミゲル・デラマドリ大統領はその処理に忙殺された。

コラム 1 ロペス・オブラドール大統領

ロペス・オブラドール候補が 2 回の落選をへて 3 度目の挑戦で大統領に当選したのは、極めて異例の出来事である。就任時 64 歳というのも異例の高齢である。1994 年の選挙まで 11 回連続して PRI が勝利し、PRI の候補が必ず大統領になってきた。PRI の大統領は、党员の中から後継指名をしてきた。有名なデダソと言われる慣習である。大統領は選挙で選ばれるが実質は大統領の後継指名で選ばれていた。指名を受けたのは 40 代後半の優秀な PRI 党员である。就任時の年齢が似通っているのもこうした事情の反映かもしれない。2000 年と 2006 年に当選した PAN も、1939 年結成の伝統ある政党である。万年野党の汚名を晴らしたが、前回及び今回も敗北し党勢は退潮している。異一方、ロペス・オブラドール候補の Morena は 2014 年結成の新党で、もちろん後継指名のない候補であった。米国のトランプ大統領と同じく意外な候補が当選した。トランプ氏と違うのは、有力 4 候補が争う大統領選挙で 53%以上得票し次点の 22%とは倍以上の大差であったこと、同氏は 2000 年にはメキシコ市長にも当選し政治経験豊富なことなどである。

（3）NAFTA 再交渉

米国トランプ大統領は、2017年初の就任初日に NAFTA 再交渉を行う大統領令に署名した。メキシコには米国ブランドなどの自動車組立工場が増え、その他製造業の工場投資が盛んである。トランプ大統領は、これらは NAFTA がもたらしたものであり NAFTA が米国の雇用を奪い貿易赤字を拡大しているとしていた。

2018年、トランプ政権のもとで、「米中貿易戦争」が始まった。2017年には米国の対中国の貿易赤字が 3,962 億ドルに達したが、対メキシコとの貿易赤字も拡大し中国に次ぐ赤字額（739 億ドル）であった。貿易紛争の第2の標的はメキシコであったかも知れない。企業にとっては、労賃の安いメキシコへの投資は経済合理性に基づくものであり国際競争力確保のため必要な行動である、と思われる。また、穀物をメキシコに輸出している米国農業団体も NAFTA の自由貿易の枠組み維持を訴えていた。

NAFTA の再交渉は、1年余りで合意に達し、2018年11月30日ブエノスアイレスで米国、メキシコ、カナダの首脳が、新たな協定に署名した。協定の名称は「新 NAFTA」ではなく、USMCA（United States of America Mexico Canada Agreement：米墨加協定）になった。米墨間で特に問題となったのは自動車産業についての合意内容の概要は、①関税ゼロが認められるための域内原産割合を 62.5%から 75%に引き上げ、②そのうち 40~45%は時給 16 ドル以上の地域で生産されるものとし⁽³⁾、③メキシコから米国への関税ゼロでの乗用車輸入枠を 260 万台に設定した⁽⁴⁾。

農業分野の自由貿易の維持については大きな変更はなかった。農業分野では、米国に対するメキシコ側の貿易赤字が長らく続いており、近年になって黒字に転換したが、米国側はそれほど問題視しなかった。米国からのトウモロコシや鶏肉などの輸出先として、メキシコが世界有数の「お得意様」である事情もあったかもしれない。

3. 新政権の経済政策と農業政策

（1）経済政策・農業政策の変化の可能性

2018年12月就任したロペス・オブラドール大統領は、既存の政党に属さず左翼的な思想を持っていることから、諸政策は大きく変化すると見られている。事実、就任早々公共事業について大きな決定があり、既に着工し工事が進む首都の新国際空港の中止を表明し、代わりに南部に観光振興、地域振興のためマヤ鉄道を着工した。マヤ鉄道建設により雇用が促進され、地域の産業が潤う経済効果があるのに対し、新国際空港は無駄が多いという判断による。ただ、これらは選挙期間中から公約していたことであり、メキシコ国民に特段の驚きはない。新政権の政策、特に農業政策の内容は大統領就任後、半年ないし1年程度の期間に策定、公表されるであろう。

ここでは、まず NAFTA 時代のメキシコ経済政策及び農業政策を振り返る。

(2) NAFTA 時代の経済運営

1) 対外政策

サリーナス大統領政権以降の6代にわたる大統領の約25年間をNAFTA時代と呼ぶこととする。NAFTAに調印をしたのは、サリーナス大統領で、国民的反対運動もある中で新自由主義的な経済運営を強力に押し進めた。続くセディージョ大統領もテキーラショック(1994年)と言われた経済危機を乗り越え、経済政策では前政権を引き継ぎ、新自由主義の政策運営を行った。2000年には与野党逆転しPANのフォックス大統領が就任したが、PRIの前政権以上に新自由主義的な経済政策を進めた。対外的には自由貿易を推進した。2004年に「日墨経済連携協定」調印(発効2005年)したのもフォックス大統領であった。2006年の選挙において、フォックス大統領と同じ党、PANのカルデロン大統領が誕生した。⁵⁾ この選挙では、開票に不正があったとの指摘があり、就任当初から不人気な大統領であった。名誉回復を狙って麻薬組織撲滅戦争を始めたが治安の悪化を招き人気は低迷した。経済政策としては、前政権を踏襲しリーマンショックの影響はあったものの、比較的早期に経済成長への軌道に復帰させた。

2012年の選挙では、PRIが再び咲き、ペニャ・ニエト大統領が誕生した。この選挙でもロペス・オブラドール氏が立候補し、またしても次点に泣いた。1994年以降25年間PRI→PAN→PRIの政権交代を経ながらも新自由主義的な経済運営のもとで、メキシコ経済はおおむね順調な発展をしてきた。

2) NAFTA 時代の農業政策

1994年～2018年まで、4人の大統領の24年間の農業政策を簡単に振り返る。実は、農業政策については選挙における「与野党の争点」は少なく、2000年と2012年に与野党逆転はあったが、政策の連続性はほぼ保たれている。農業省予算に大きなシェアを占める「農地への直接支払い」(PROCAMPO, PROAGRO)についても、政権交代を経ながら25年間も基本スキームを維持して続けられた。同じくALIANZA(農村のための連帯)運動も、ALIANZAのスローガンを変えないまま24年間続けられている。

また、1990年代は、国営食料公社(CONASUPO)解体に象徴される、価格政策から所得政策への転換がなされた⁶⁾。同時に農地法改正などを行い企業の経営、規模拡大への道を開いた。これらの農業の構造改革路線は政権交代を経ても後戻りはしなかった。

（3）国家開発計画と農業開発計画

1）国家開発計画

政権の基本方針を示すのが「国家開発計画」である。大統領就任後 6 か月以内に策定，公表することが憲法に規定されている。国家開発計画は，6 年間の国家運営についての総合計画である。具体的には，国家安全保障・治安から始まり，人権・社会保障・保健衛生，教育全般，労働・各産業政策・農業などの経済運営，さらに外交・貿易政策などが含まれる。また，毎年度末（6 年間で 6 回）には大統領教書（Informe Gobierno）として計画の進捗度合いなどが詳しく公表される。

2）農業開発計画

国家開発計画の下部計画として位置づけられる。農業開発計画も策定が憲法で規定され，国家開発計画と同時に公表されることが多い。同じく年度ごとに農業白書（Informe de Labores）として政策の進捗度合い，成果が詳しく公表される。

ペニャ・ニエト政権及びカルデロン政権のそれぞれの「五つの目標」は次のとおりである。これらは，計画の骨格を示す項目である。

① カルデロン政権（2007 年）

- ・農村地域，海岸地域の生活向上
- ・国産の高品質，安全，安価な食料供給
- ・生産者の収入増加
- ・水資源，土壌保全，バイオエネルギー活用
- ・農村（人口 2500 人以下の居住地）の発展

② ペニャ・ニエト政権（2013 年）

- ・投資，技術革新を通じた生産性向上
- ・農協組織などによる規模拡大，付加価値化を推進
- ・農業保険の機構を整備し農産食品活動を安定化
- ・持続可能な資源活用の推進
- ・農村の食糧不足の根絶

それぞれの「農業開発計画」では，さらに詳細な目標が示されている。これらの目標は行政府において原案が作られる。行政府においては「政治任用」的なポストは少なく政権が変わっても継続性が確保されてきた⁽⁷⁾。新政権の農業開発計画は 2019 年 5 月中に策定が見込まれる。

コラム2 メキシコの農業政策 ―四つのキーワード―

小農、農村、先住民そして開発の四つがキーワードであり、AMLO 大統領の選挙演説から就任時の演説でも強調された言葉である。農業においても近代化つまり機械化、効率化や規模拡大、生産拡大、生産性向上といった点は当然重要であり、「計画」「政策」の重点事項となるが、国民にアピールする観点からは、小農、農村、先住民への配慮を含んだ施策、そして「開発」という単語が鍵となる。

メキシコは経済発展を続けているものの、貧富の差が大きいことが改善していない。多くの国民もそれを感じており、格差是正が政治の役割だと感じている。貧困層は、都市にも存在するがより多くは農村にある。先住民の多い州は特に貧困の度合いが高い。貧困が問題となるのは、大規模の企業的農業ではなく、小農が小さな農地で細々と営む農業である。農村開発と言う場合、それら農村地域の小農が裨益する計画、プロジェクトを意味する。大規模な水源開発をし灌漑農地を創造することも農村開発ではあるが、そうしたものについても貧困小農、先住民の福利という目的が強調される。

特にメキシコでは、「開発（desarrollo）」という言葉に強い思い入れがあるように思われる。筆者はメキシコ農業省で勤務した経験があるが、当時彼らが desarrollo と言うときに、独特の誇りというか陶酔感と言え大げさだが、自信のようなものを感じた。政府の役人としてメキシコが取り組むべき方向はまさに「農村開発(desarrollo rural)」であり、農業の開発であるとの確信から来るようにも思える。例えて言えば、明治の日本が西欧を倣い「文明開化」と叫んでいた時代のような、また昭和になり終戦から高度成長に入り「文化」がはやり文化的な生活を目指し、文化住宅が出来、包丁や鍋まで文化包丁、文化鍋と言われた時代の「文化」という言葉にそういう心情が込められていたのかもしれない。経済成長が続くメキシコではあるが、確かに農村には貧困など問題がある。先住民の比率も高く小規模農家が多い。インフラも未整備といったイメージが定着している。それらを克服することがすなわち「開発」の意味するところである。それを開発によって改善しなければならない、との強い思いが、メキシコの農業省の高官にはあったのだと思う。省名に Desarrollo を冠する限りその思いは続いていくと思われる。

(4) ロペス・オブラドール大統領新政権の農業政策について

ロペス・オブラドール大統領が取ろうとする政策は、現時点では不詳である。しかし、選挙戦での演説、公約や7月の当選から12月の就任まで5か月にわたる十分な引き継ぎ期間などにより、垣間見える部分もある。ここでは、就任初日に公表された行政改革の内容と就任初日に行った大統領の演説から分析を試みる。

1) 「農業省」の名称変更 —SAGARPA から SADER へ—

ロペス・オブラドール政権でまず注目されるのが、行政改革とそれに伴う省庁の名称変更である。

12月1日、政権発足にあわせ農林水産業を担当する省名を18年続いた SAGARPA (Secretaria de Agricultura, GAnaderia, desarrollo Rural, Pesca y Alimenntacion : 農業畜産業農村開発漁業食料省) から SADER (Secretaria de Aglicultura y DEsarrollo Rural : 農業農村開発省) に変更した。SADER の政府内で役割分担の詳細は今後明らかになるが、多くの部署はそのまま残っており所管領域に大きな変更は無いと思われる。

注目されるのは新旧の省名ともに「農村開発 (desarrollo rural)」の表記があることである。新政権も「農村開発」を重視するものと思われる。SAGARPA の前の省名にも「農村開発」が含まれていた。農業と農村開発はコア (核) となる政策として「農業省」が所管してきた。

2) ロペス・オブラドール新大統領の就任演説

2018年12月1日、連邦議会で各国大統領などの元首、大使を迎え就任式を行った。その後、場所を移しメキシコ市中央広場 (ソカロ) の特設ステージで国民の代表を集め約1時間半にわたり演説を行った⁽⁸⁾。メキシコの伝統意匠のテキスタイルの装飾と舞台後方に民族衣装を着た先住民とおぼしき人々が数十人控えていたのが印象的である。

演説では、冒頭「約束の再確認をする」と宣言し、選挙期間中などで公約してきたことを99項目にわたり表明、確認した。この演説の内容は、メキシコ大統領府のブログの形で公表された。99項目はこのブログでの項立てで、演説ではそこまで明確ではない。内容は、教育改革、行政改革 (腐敗撲滅)、経済政策、外交政策など全般にわたっている。奨学金の対象と金額など明確に数字を示したものもあるが、漠然と方向性だけを示したものもある。

農業及び農村関連は19~25番目が該当し、その要点は以下のとおりである。

①9農村の小規模農家 (エヒード、共同体の農家など) は年2回の作季ごとに財政支援を受けられる。

②0ゲレロ州の農家に対して土壌保全のため肥料の無償援助を2019年に始め、順次他の州にも拡大する。ベラクルス州の肥料工場を操業開始する。

②1小規模生産者のトウモロコシ、フリフォル豆、コメ、小麦、牛乳は保証価格で「Diconsa と Liconsa の倉庫」で買い取る。

- ②漁村の漁業者の生活改善のため漁業振興を実施する。マグロとイワシの漁業者は適正価格で漁獲物を売却できる。
- ③今後2年で100万ヘクタールに果樹及び（用材木の）植林を実施し、食料生産、環境改善、40万人の雇用創出を行い、地域に根付いた人材を育てる。
- ④Diconsa と Liconsa を基礎食料の供給と流通を担う一つของบริษัทにする。その名称は SEGALMEX (Seguridad Alimentaria Mexicana : メキシコ食料保証) とする。この新しい機関の倉庫、店舗、牛乳販売店を通して、飢餓撲滅、栄養改善のため基礎的食料を安く販売する。
- ⑤農村の小規模畜産農家（エヒード、共同体の農家など）に対して仔牛、種牛を購入するための無利子融資をする。

3）就任演説からの示唆

この演説から農業政策の方向性として読み取れるのは次の2点である。

（i）小規模農家への配慮

農村の小規模農家（林業、漁業、畜産業を含む。）への支援を表明している。これは、農林水産業への産業政策というより地域政策の側面が大きいと思われる。メキシコでの農産物の成長分野は大規模、企業的経営による農業に移行している。次節で見る畜産業についても企業による垂直統合、規模拡大が進んでいる事がうかがえる。大統領はこうした農業構造の変化は認識しつつも、大衆を前にした演説では小農支援の姿勢を示す必要があると考えたのであろう。

（ii）食料の価格政策

21番と24番で言及されている Diconsa と Liconsa であるが、これらは1990年代以前にあった CONASUPO の末端販売店とその倉庫の名称である。スーパーマーケットのない農村において生活の基礎食料などを販売していた。この店舗は、農村の命綱的な存在であったと思われる。1999年に CONASUPO が完全に廃止された後、これらの組織上の位置づけがどうなったか不詳であるが、店舗は同じ名前で存続していたようである。

新政権では、これらの店舗・倉庫を SEGALMEX として組織化し、基礎食料の販売機能を復活させるとしている。構造改革以前の CONASUPO を中心とした食料、農業の価格政策まで復活させるつもりなのかは定かでない。左翼的思想の大統領であるから、検討してもおかしくはない政策であり、今後の具体的な政策展開が注目される。ただ、ロペス・オブラドール大統領も歳を重ね現実主義的になっていることから、以前のような財政負担の大きい価格政策を目指すことはなく、SEGALMEX の機能も南部の先住民の多い州など、地域も限定して適用する可能性がある。

4）新政権の直接支払い制度

PROAGRO という直接支払い制度にかえて Programa Produccion para el Bienestar が SADER のホームページに，2019 年 2 月 7 日公表された。新政権による農業政策の具体的な展開である。

トウモロコシ，フリホール豆，小麦など基礎食料の生産者に対する面積に応じた直接支払い制度である。支払い対象者としては，PROAGRO で登録された農業者を基本に 25 万人規模の先住民生産者を追加する，としている。支払い単価は，小規模農家に対しての最大 1,600 ペソ/ヘクタールである。従来の PROAGRO は 1,500 ペソ/ヘクタールであったので，同程度といえる。

Programa Produccion para el Bienestar（直訳すれば「豊かさのための生産プログラム」という一般的な名称を冠していることと，就任演説において表明された農業，農村開発関連の諸事項と考えあわせると，今回の直接支払いの政策にとどまらず，この先同じ名称で政策の範囲を広げていくことも考えられる。

4．畜産の概要と政策

（1）世界の肉類の生産・消費，貿易とメキシコ

世界で生産と貿易量の多い牛肉，豚肉，鶏肉の 3 種類の肉について，メキシコの世界での位置付けを確認する。なお，第 2 表から第 4 表に示している重量は，枝肉換算の値であることに留意されたい。

1）牛肉

牛肉の生産量は，米国，ブラジル，EU，中国の順に多く，輸出は，ブラジル，インド，豪州の順である。中国，日本，ロシアは純輸入国である。米国，メキシコ及び EU は，生産量と消費量がほぼ均衡している（第 2 表）。

2）豚肉

輸出は EU28，米国，カナダの 3 か国・地域で 670 万トンと世界の 9 割を超える。輸入では，日本，中国が多く，メキシコは第 3 位で 108 万トン輸入している。世界の半分を消費している中国の輸入 162 万トンだが，生産量と消費量はほぼ均衡しており，純輸入は国内消費量の 3%に留まる。日本の主要輸入先でもあるメキシコは，日本に次いで輸入依存度が大きい（第 3 表）。

第2表 世界の牛肉需給 (2017年)

単位：千トン，純輸出／消費：％

	生産	消費	輸出	輸入	純輸出	純輸出／消費
日本	469	1,277	4	817	△ 813	△ 64
米国	11,938	12,046	1,298	1,358	△ 60	△ 0
カナダ	1,175	935	469	229	240	26
メキシコ	1,925	1,841	280	196	84	5
ブラジル	9,550	7,750	1,856	56	1,800	23
アルゼンチン	2,830	2,537	293	0	293	12
中国	7,260	8,227	17	974	△ 957	△ 12
豪州	2,676	676	1,486	13	1,473	218
インド	4,250	2,401	1,849	0	1,849	77
EU28	7,900	7,871	367	338	29	0
ロシア連邦	1,315	1,812	12	509	△ 497	△ 27

資料：農畜産業振興機構 (2019)。

注1) 純輸出は，輸出－輸入で△は貿易赤字を表す。

2) 純輸出/消費は，％で示す。例えば△64％は，消費のうち64％を輸入に依存している状況を示す。

第3表 世界の豚肉需給

単位：千トン，純輸出／消費：％

	生産	消費	輸出	輸入	純輸出	純輸出／消費
日本	1,282	2,741	5	1,475	△ 1,470	△ 54
米国	11,610	9,540	2,555	506	2,049	21
カナダ	1,970	860	1,324	222	1,102	128
メキシコ	1,267	2,180	170	1,083	△ 913	△ 42
ブラジル	3,725	2,941	786	2	784	27
中国	53,400	54,812	208	1,620	△ 1,412	△ 3
EU28	23,675	20,832	2,857	14	2,843	14
ロシア連邦	2,960	3,298	37	375	△ 338	△ 10
韓国	1,280	1,926	2	645	△ 643	△ 33
フィリピン	1,563	1,803	1	241	△ 240	△ 13
ベトナム	2,741	2,703	50	12	38	1

資料：農畜産業振興機構 (2019)。

注。純輸出は，輸出－輸入で△は貿易赤字を表す。

3) 鶏肉

世界の鶏肉生産は1億トンを超え，近年の増加は牛肉，豚肉を遙かに凌いでいる。生産，輸出ともに米国，ブラジルが双璧をなす。輸入量では日本とメキシコが2大国である。

メキシコは，世界7位に位置する生産国であるが，日本に次ぐ世界2位の輸入国でもある。EUはメキシコに次いで輸入量が多いものの，消費量に対する輸入の割合は小さいうえ，純輸出となっている（第4表）。

第4表 世界の鶏肉需給

単位：千トン，純輸出／消費：%

	生産	消費	輸出	輸入	純輸出	純輸出／消費
日本	1,440	2,489	7	1,056	△ 1,049	△ 42
米国	18,696	15,643	3,075	57	3,018	19
メキシコ	3,400	4,198	6	804	△ 798	△ 19
ブラジル	13,150	9,306	3,847	3	3,844	41
アルゼンチン	2,086	1,911	181	8	173	9
中国	11,600	11,475	436	311	125	1
インド	4,400	4,396	4	0	4	0
EU28	11,840	11,230	1,310	700	610	5
ロシア連邦	4,000	4,083	124	227	△ 103	△ 3
タイ	1,900	1,136	757	1	756	67

資料：農畜産業振興機構（2019）。

注：純輸出は、輸出－輸入で△は貿易赤字を表す。

4) 畜産物需給による分類

上記の主要生産国等を，需給，貿易の状況から，輸出国，輸入国，均衡国の3区分に分類した（第5表）。

第5表のなかでは，日本のみが，牛肉，豚肉，鶏肉すべてで輸入超過国である。メキシコも豚肉と鶏肉では輸入が輸出を大きく上回り，輸入国となっている。特に鶏肉の輸入国は2か国しかなく，日本，メキシコだけである。牛肉に関してメキシコは，2015年に純輸出国に転じたが，国内消費も多く均衡国の分類になっている。

第5表 主要生産国等の畜産物需給分類

	牛肉	豚肉	鶏肉
輸出国	インド，ブラジル，豪州，カナダ，アルゼンチン	EU28，米国，カナダ，ブラジル	ブラジル，米国，タイ，アルゼンチン
輸入国	中国，日本，ロシア連邦	日本，メキシコ，韓国，ロシア連邦	日本，メキシコ
輸出入均衡	米国，メキシコ，EU28	中国，ベトナム	EU28，中国，インド，ロシア連邦

注：純輸出を消費量で除した率（%）が5%以下マイナス5%以上を輸出入均衡とした。

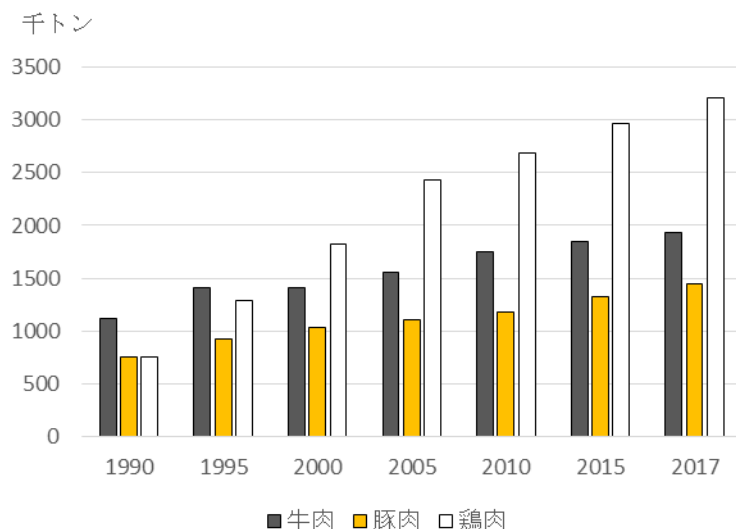
(2) メキシコの肉類の生産，貿易の推移等

メキシコは，NAFTA発効（1994年）以降，経済がおおむね順調に発展してきた。GDPの成長率は年平均3%を超えており，こうした所得増を背景とした肉類の一人当たり年間消費量の増大（第6表）と人口増加（年間150万人程度増加）とを背景に，肉類の消費量が拡大を続けている（第1図）。

第6表 メキシコの一人当たり年間食肉消費量

	単位: kg		
	2012	2017	2017/2012
牛肉	15.6	15.1	97%
豚肉	14.3	17.2	120%
鶏肉	28.3	30.6	108%
合計	58.2	62.9	108%

資料: SAGARPA, Atlas Agroalimentario2018 ほか。



第1図 牛肉、豚肉、鶏肉の生産量の推移

資料: SAGARPA, Atlas Agroalimentario2018 ほか。

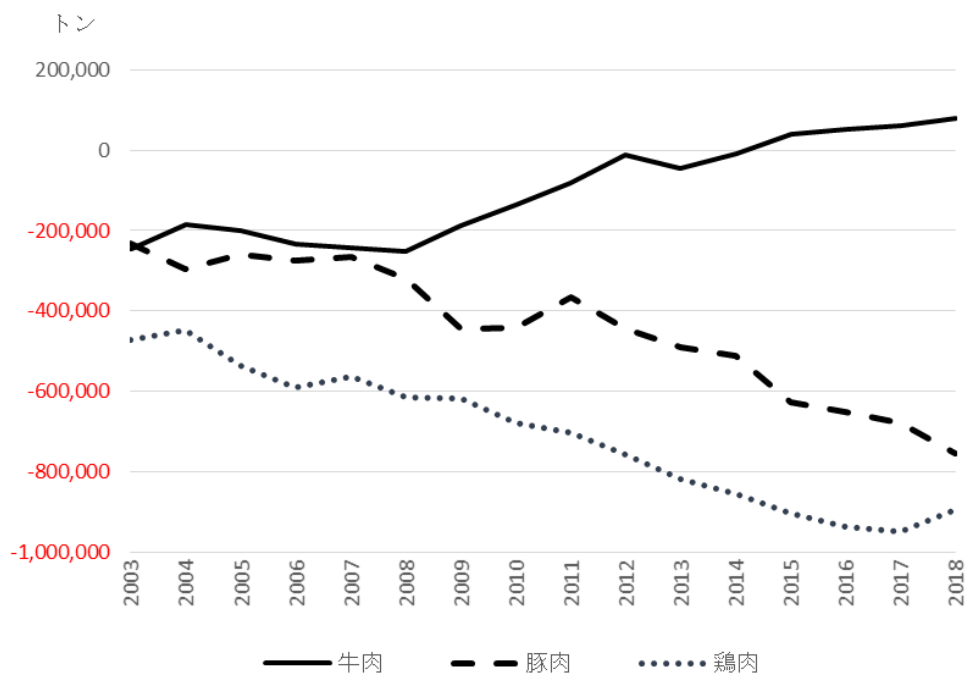
注: 本図は SAGARPA, メキシコ政府公表資料による。前述第2表から第4表までは農畜産業振興機構 (ALIC) 資料であり、その元データは USDA 公表資料であって、牛肉、豚肉は枝肉換算ベース、鶏肉は骨付きベースの重量が使われている。両者データを比較すると牛肉はほぼ一致しているが、豚肉はメキシコ政府資料が多く、鶏肉は逆に少なくなっている。

1) 牛肉

メキシコでは、1990年代後半に鶏肉に抜かれるまで、牛肉が生産量の最も多い食肉であった。2017年の生産量は193万トンで(第1図)、世界6位の生産国である。生産量は、2000年から17年間に37%増加し、純輸入国から2015年以降に逆転し純輸出国になった。輸出が20万トンある一方で輸入も13.7万トンである。なお、ここでは生産量としてメキシコ政府の統計資料の数値を使っており、農畜産業振興機構のデータによる第2表から第4表とはやや異なること、また、貿易量として、第2図を含め、Global Trade Atlasの船積み重量ベースの数値を使っており、第2表から第4表(牛肉・豚肉は枝肉換算の重量、鶏肉は骨付きベースの重量)とはずれがあることに留意されたい。以下、この項において豚肉及び鶏肉についても同様である。

メキシコの2017年の輸出货量約20万トンのうち、米国向けが約9割と圧倒的に多い。輸出先第2位は日本で5%のシェアとなっている。

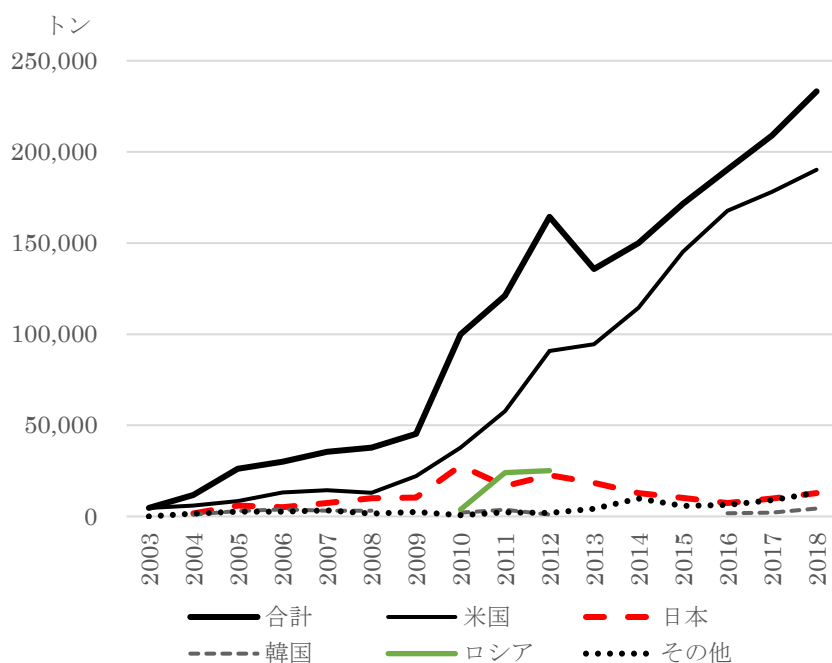
輸入量は近年、横ばいないし若干の減少傾向で、2017年の輸入量は13.7万トンである。輸入は米国から80%、カナダ10%と、北米が大部分を占める(第2図、第3図、第4図)。



第2図 食肉の純輸出量の推移

資料：GlobalTradeAtlas.

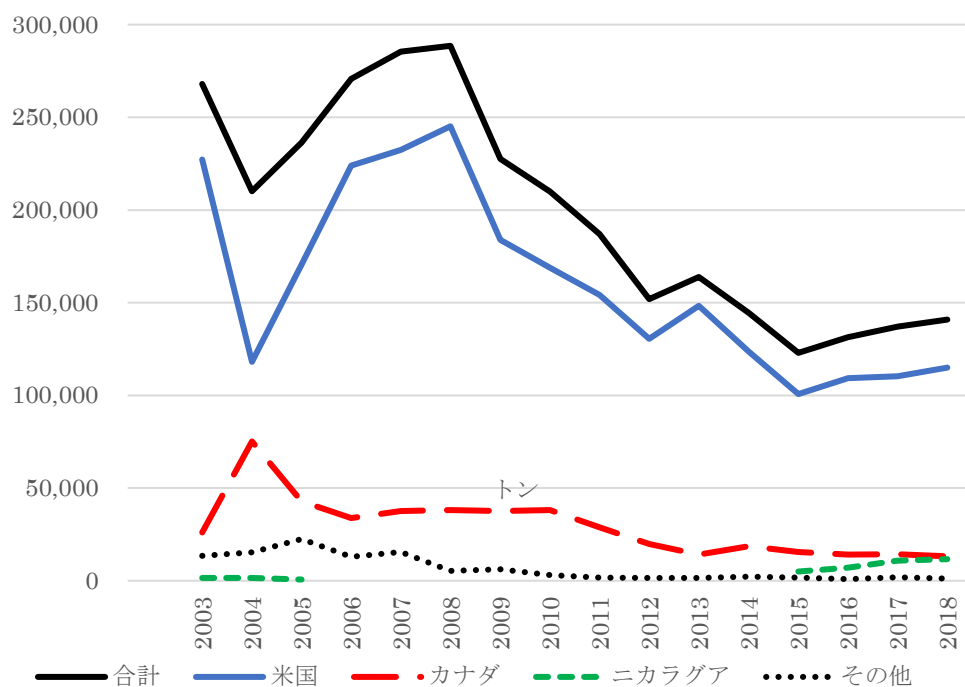
注. 図中のマイナスは、純輸入を示す。豚肉及び鶏肉は期間を通して純輸入である。



第3図 牛肉の輸出先

資料：Global Trade Atlas.

注. 冷蔵 HS コード 0201, 冷凍 HS コード 0202 の合計である。



第4図 牛肉の輸入先

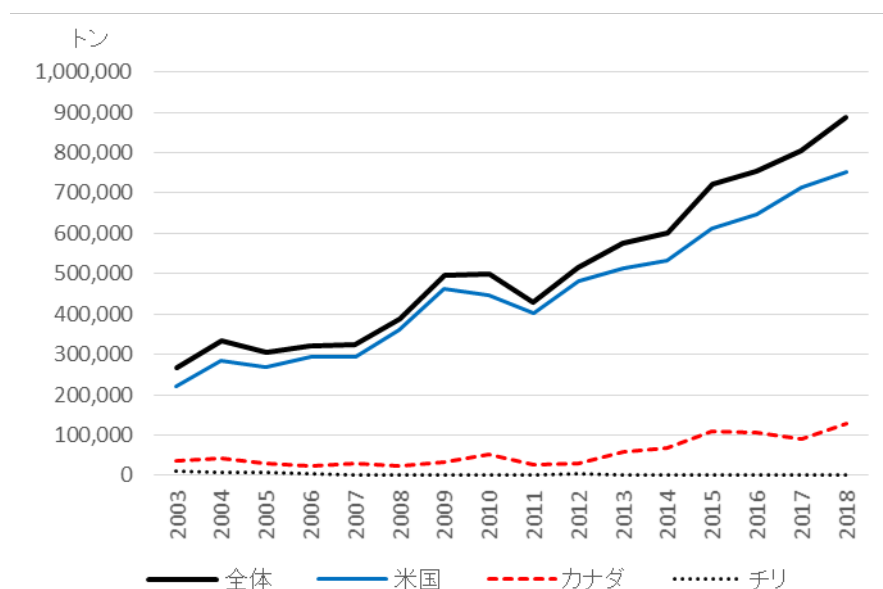
資料：Global Trade Atlas.

注. 冷蔵 HS コード 0201, 冷凍 HS コード 0202 の合計である.

2) 豚肉

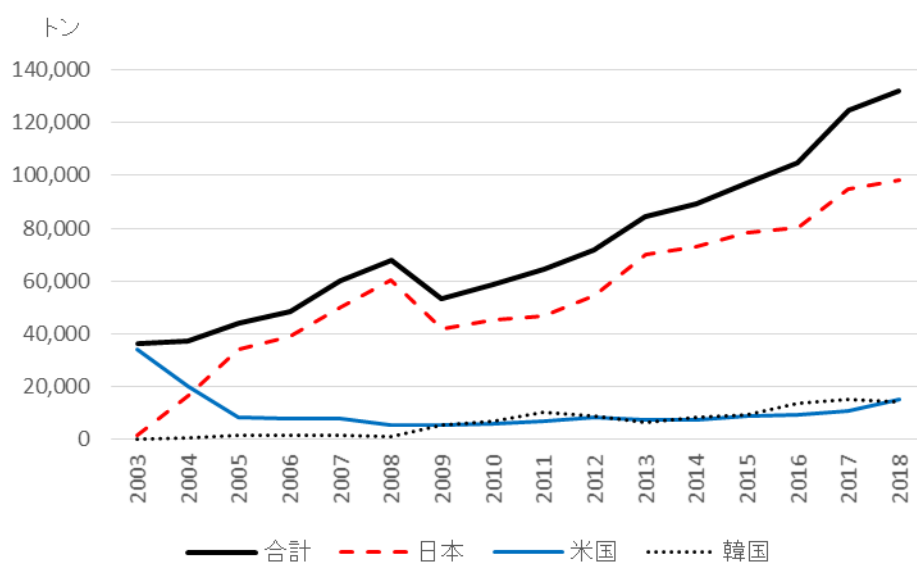
生産量は順調に増加し 2003 年から 2017 年の 14 年間で 1.4 倍に増加しているが（第 1 図），消費の増加に追いつかず，輸入は増加している。輸入量は 14 年間で約 3.0 倍になり，中国，日本に次ぐ世界 3 位の輸入国になった。2018 年は 75 万トンの大幅な輸入超過である。輸入先は 89%が米国，11%カナダと北米 2 か国でほぼ全量を占めている。他方で輸出も行っており，2018 年の 13.2 万トンで，そのうち 9.8 万トン（74%）と日本向けが最も多く，米国への 1.5 万トン（11%），韓国への 1.4 万トン（11%）がそれに続く（第 2 図，第 5 図，第 6 図）。日本への輸出は日墨 EPA 発効後の 2004 年以降急増しており，2004 年（1.6 万トン）から 14 年間で 6.1 倍になった。日本への輸出は，加工度の高くメキシコでの嗜好性の弱いロースなどの輸出が多いと言われている。

米国では企業による大規模な養豚が中心をなすのに対し，メキシコでは，小規模または裏庭飼育規模の零細な農家が多く，NAFTA により自由化されると壊滅的な打撃を受けるのではないかと危惧されていた。結果として国内生産は着実に増加し輸出も増大している。後述する垂直統合により規模拡大した企業による生産がこの成長の一因と考えられる⁹⁾。



第5図 豚肉の輸入先

資料：Global Trade Atlas.

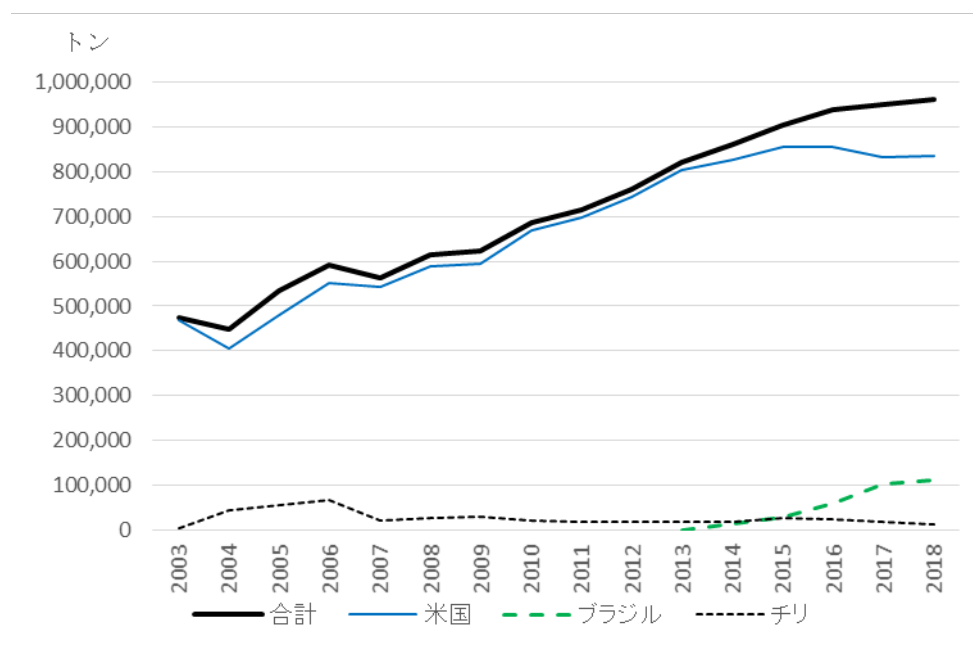


第6図 豚肉の輸出先

資料：Global Trade Atlas.

3) 鶏肉

世界第7位の生産国であり、321万トン生産している。2003年から14年間で1.5倍の生産増加である（第1図）。しかし、国内の需要が旺盛で鶏肉の輸入は増大している。416万トンの国内需要に対して95万トン（約23%）を輸入に依存し、日本に次ぐ世界第2位の鶏肉輸入大国である（2017年）輸出はほとんどない（第2図、第7図）。



第7図 鶏肉の輸入先

資料：Global Trade Atlas.

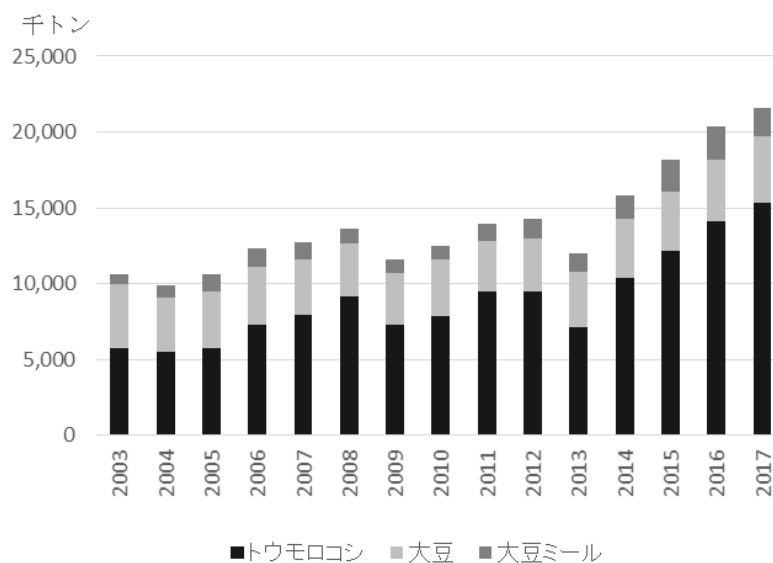
輸入先は、かつてはほぼ米国に限られていたが、2014年頃からブラジルからの輸入が始められ増加傾向にある。ブラジルは2017年には約10.2万トン、10%を超えるシェアを獲得している。

メキシコの養鶏業も国際競争力の高い業種ではないとされ、NAFTAによる自由化で、大きな打撃を受けるのではないかと危惧されていた。規模の面でも劣り飼料も自給できず輸入に依存していた。人件費の安さを勘案しても競争力は劣るとされていた。

結果としては、輸入も増大したが国内生産も着実に増加している。高度に垂直統合された国内外の企業により投資が行われ、また堅調な国内需要に支えられて成長したものと思われる⁽¹⁰⁾。

4) 飼料の輸入の増大

豚肉、鶏肉の生産、そして肉牛の穀物肥育において飼料として使われる代表的な穀物は、トウモロコシ、大豆及び大豆ミールであり、いずれも輸入が増加している（第8図）。トウモロコシはメキシコで最も広く栽培される重要な穀物であり、主食として使われているが、飼料需要の急増に伴い、国内生産では不足する分を輸入で賄っている。トウモロコシの輸入量は、NAFTA発効の翌年である1995年には269万トンであったが、2017年には1,534万トンと、6倍近い増加を示した。輸入先は2010年まで米国一辺倒であったが、2011年、12年と百万トン弱を南アフリカから輸入した。近年、ブラジル、アルゼンチンからも少量であるが輸入実績がある。



第8図 飼料の輸入量の推移

資料: Global Trade Atlas.

大豆の国内生産は28万トン(2012~17年平均)に留まり豊作の2016年にあっても50万トン程度であった。一方、2017年の輸入量は大豆で434万トン、大豆ミールが192万トンであり、自給率は10%未満である。

大豆の輸入先の90%は米国で、続いてブラジル25万トン、パラグアイ14万トンとなっている(2017年)。大豆ミールはほぼ全量を米国から輸入している(第7表)。

飼料の輸入増加の背景には、豚肉、鶏肉等の生産増大があることに加え、垂直統合が進んで大規模な企業的畜産が拡大したことも自給飼料の割合を減らして輸入飼料への依存を高めることにつながったと指摘されている⁽¹¹⁾。

メキシコは、輸入安定化、安全保障等の観点から、飼料輸入先の米国一辺倒を改め、多角化を進めたいという立場である。これは、穀物、農産物に限らず貿易関係全般に関して、以前からの課題とされてきた。ただし、穀物を大量に輸出する余力がある国が限られており、しかも米国が国境を接しているメキシコにとっては、なかなか米国に代わる国は見つからないのが実情である。

第7表 大豆及び大豆ミールの輸入相手国

		単位	2003	2007	2015	2016	2017
大豆	全体	千トン	4,176	3,611	3,890	4,039	4,341
	米国	千トン	4,099	3,610	3,635	3,619	3,944
	ブラジル	千トン	76			129	254
	パラグアイ	千トン			255	290	142
	米国シェア	%	98	100	93	90	91
大豆ミール	全体	千トン	685	1,127	2,099	2,210	1,924
	米国	千トン	685	1,127	2,098	2,204	1,916
	米国シェア	%	100	100	100	100	100

資料: Global Trade Atlas

(3) 畜産の政策と生産構造

人口1億2,800万人を擁するメキシコは経済成長に伴い、肉類の消費が急速に増加しており、生産は順調に増加しているものの、需要の増加に追いつかず輸入が増加している。また、メキシコの畜産業は、米国、カナダ、さらには南米のブラジル、アルゼンチンと言った主要畜産生産国との距離も近く、国際的に厳しい競争にさらされている。こうした状況のもとで、どのような政策を行っているのだろうか。

1) PROGRAM

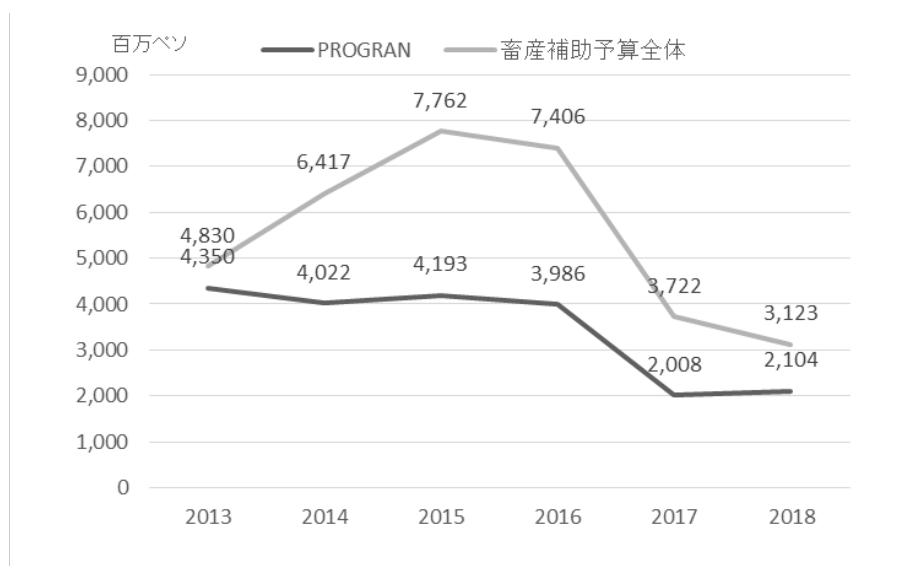
トウモロコシや小麦などの耕種農家に対しては、直接支払い制度が NAFTA 発効時に制度化され現在まで25年間続けられた。PROCAMPO (2013年からは PROAGRO) と呼ばれる政策である⁽¹²⁾。農地面積に応じた一定金額を支払うものであるが、大規模農家ほど面積単価が減じられ支給総額も10万ペソ (約6千ドル) が上限であり、実質的には小規模農家の所得補償的な施策である。畜産農家に対する類似の施策が2000年から「持続可能な畜産生産と畜産・養蜂調整プログラム」(PROGRAM) が開始された。家畜の飼養規模に応じて農家に直接支払いされるものであるが、受給者には環境対策を義務づけており予算上は環境保全プログラムに位置付けられた。2012年の政権交代に伴い PROGRAM-Productivo となり、基本スキームは維持しつつも、畜産振興プログラムとされた。支払い額の上限は牛、豚それぞれ8万4ペソ、2万8千ペソ程度であり、大規模経営を対象としたものではない (第8表)。また、ペニャ・ニエト政権の6年間の推移を見ると予算額は減額傾向にある (第9図)。メキシコの牛肉、豚肉の国内生産が増大している一方で小規模農家が減少していることを反映したものと思われる。

第8表 PROGRAM 支払単価

	牛	支払い単価	豚	支払い単価
カテゴリーA	5～35頭	350ペソ	15～105頭	117ペソ
カテゴリーB	36～300頭	280ペソ	106～300頭	93ペソ
支払額上限	84,000ペソ		27,900ペソ	

資料：SAGARPA (2013～2018) Informe de Labores.

注. カテゴリーA, B は、飼育頭数による経営規模の大小の分類。飼養頭数は表中に表示のとおり。



第9図 PROGRAM 予算の推移

資料：SAGARPA (2013～2018) Informe de Labores.

注. PROGRAM 以外の予算としては、家畜衛生、食肉処理関連の補助がある。

2) 牛肉、豚肉、鶏肉の生産増加を支える生産主体

いわゆる裏庭飼育や小規模農家の生産は、減少傾向にある。それに代わり、垂直統合した企業が生産の増加を担っている。小規模農家は全国、各州に広がっているが、生産は上位の州に集中傾向にあり、ここ5年間で生産量の増加も豚肉と鶏肉については、一部上位州に集中が見られる。垂直統合した大規模な企業による積極的な投資がうかがえる。

(i) 牛肉生産

肉牛はメキシコでは古くから盛んに飼育されていた。1995年までは、牛肉の生産量が鶏肉、豚肉を上回っていた。鶏肉に抜かれた後も、牛肉の生産量は増加傾向を続け、2015年に純輸出国に転じた。これは、メキシコの国内食肉企業の垂直統合が進み、大規模かつ集約的な肉牛生産が行われ経営効率を高めたことによる。また、垂直統合により飼育形態は放牧肥育から穀物肥育へと移行した⁽¹³⁾。

牛肉の生産は上位7州で約50%となっている。5年間の全国生産量の伸びは6%であるが、生産下位の22州では2%しか伸びていない。ただ、上位州でも横ばいまたは減少したところもある。サンルイスポトシ州とデュランゴ州では70%以上の突出した増加をしている（第9表）。大規模な投資が行われたものと考えられる。

第9表 牛肉生産の上位10州

単位：トン シェア%

州名	2012	2017	2017/2012	12年シェア	17年シェア
ベラクルス	258,565	258,228	1.00	14.2	13.4
ハリスコ	199,620	226,858	1.14	11.0	11.8
サンルイスポトシ	65,341	114,245	1.75	3.6	5.9
チアパス	114,690	104,486	0.91	6.3	5.4
シナロア	103,441	101,220	0.98	5.7	5.3
デュランゴ	56,836	97,631	1.72	3.1	5.1
バハ・カリフォルニア	85,171	92,836	1.09	4.7	4.8
ミチョアカン	77,258	79,470	1.03	4.2	4.1
チワワ	93,317	78,237	0.84	5.1	4.1
ソノラ	76,982	71,955	0.93	4.2	3.7
その他22州合計	689,323	701,733	1.02	37.9	36.4
合計	1,820,544	1,926,899	1.06	100.0	100.0

資料：SAGARPA, Atlas Agroalimentario2018.

(ii) 豚肉生産

養豚の生産形態は、伝統的裏庭生産型、小規模商業的生産型、高度技術型の3類型に分類される。養豚についても、繁殖から肥育、と畜・加工、輸出までを垂直統合する企業養豚が増加している。配合飼料工場を所有し、飼料の輸入、配合を行う企業もある。加工場や飼料工場は、太平洋側のソノラ州、シナロア州、ハリスコ州などに多く見られ、串刺しなど日本のニーズに応じた加工を行っている⁽¹⁴⁾。

こうした垂直統合された生産は、先の3類型のうちの高度技術型である。また、牛肉生産については海外からメキシコ国内への投資（海外直接投資（FDI））はさほど多くないのに対し、養豚部門は養鶏部門と並んでFDIが多い部門である⁽¹⁵⁾。

豚肉の生産は、上位6州で77%を占め、牛肉生産よりも上位州への集中度が高い。しかも、上位州のうち4州はこの5年で20%から30%増と生産を大きく伸ばしている一方で下位であるその他22州合計は微減である（第10表）。養豚農家の総農家数は生産上位州のソノラ、ハリスコ、グアナファトなどでも大きく減少しているが、生産は逆に増加している。企業による垂直統合が進展しているものと思われる。

(iii) 鶏肉生産

鶏肉生産についても、上位州への生産集中が進んでいる。大規模な垂直統合の進展が推察される。上位4州の生産シェアが38.8%から44.3%へと5.5ポイントも上昇している。これら上位4州の生産拡大率は、2012年から2017年の5年間で31.5%であり、なかでもケレタロ州は58%という高い率を示している（第11表）。ちなみに、両州は日本を含めた自動車産業やその他工場の海外直接投資が盛んな州でもある。

第10表 豚肉生産の上位10州

単位：千トン シェア%

州名	2012年	2017年	2017/2012	12年シェア	17年シェア
ハリスコ	236,433	301,148	1.27	19.1	20.9
ソノラ	233,727	261,757	1.12	18.9	18.2
プエブラ	122,194	165,563	1.35	9.9	11.5
ユカタン	105,150	138,917	1.32	8.5	9.6
ベラクルス	105,996	129,665	1.22	8.6	9.0
グアナファト	108,965	113,522	1.04	8.8	7.9
ミチョアカン	40,771	44,394	1.09	3.3	3.1
チアパス	24,632	28,343	1.15	2.0	2.0
オアハカ	28,933	27,680	0.96	2.3	1.9
ケレタロ	20,861	22,462	1.08	1.7	1.6
その他22州合計	210,964	208,399	0.99	17.0	14.5
合計	1,238,626	1,441,850	1.16	100.0	100.0

資料：SAGARPA, Atlas Agroalimentario2018.

第11表 鶏肉生産の上位10州

単位：千トン シェア%

州名	2012	2017	2017/2012	2012シェア	2017シェア
ハリスコ	313,743	373,607	1.19	11.2	11.6
ベラクルス	294,323	357,127	1.21	10.5	11.1
ケレタロ	223,752	354,633	1.58	8.0	11.0
アグアスカリエンテス	250,301	338,388	1.35	9.0	10.5
デュランゴ	285,542	276,478	0.97	10.2	8.6
グアナファト	176,681	210,187	1.19	6.3	6.5
プエブラ	156,965	176,866	1.13	5.6	5.5
チアパス	154,840	173,566	1.12	5.5	5.4
ユカタン	119,542	136,266	1.14	4.3	4.2
シナロア	132,138	127,243	0.96	4.7	4.0
その他22州合計	683,811	687,324	1.01	24.5	21.4
メキシコ全国合計	2,791,638	3,211,685	1.15	100.0	100.0

資料：SAGARPA, Atlas Agroalimentario2018.

3) まとめ

畜産業に関する農業政策としては、大規模経営を対象としていない PROGRAN が代表的な支援プログラムである。その他、地域限定の小規模農家の飼料購買支援や災害に対する支援があるが、予算書で特筆がない、限定的な支援である。その他の政府の役割として、農業省の本省及び地方組織において家畜衛生に関する体制が整備されている。産業としての畜産業が拡大し、食肉生産が増加してきた要因としては、民間企業ベースの投資、垂直統合の深化によるところが大きいと思われる。

飼料を輸入に頼るメキシコの畜産業の競争力は必ずしも高くはない。肉類の生産では米国やブラジルなどの近隣の生産国との国際競争が厳しい中で、いかに国内畜産業の発展を担保していくのか、メキシコの農業政策、国際貿易の政策がどう変化するのか、あるいはしないのか、政権交代後の政策運営が注目されるところである。

注 (1) 通称はロペス・オブラドール大統領とするが名前の頭文字をとって AMLO (アムロ) と愛称される。

(2) 当選後の7月11日に選挙中に行った公約に対応した法律改正案など12項目を発表している。

①公務員給与の上限設定, ②公共治安省を設置するための法改正, ③不逮捕等の特権廃止, ④重犯罪に対する罰則の強化, ⑤予算の策定を大蔵公債省の責任の下に進める, ⑥軍隊・空軍基本法の改正, ⑦水資源の民営化に関する大統領令の取消, ⑧教育改革, ⑨すべての教育課程における無償公共教育の権利を憲法に明記, ⑩国民投票の法改正, ⑪最低賃金の引き上げ, ⑫行政改革・緊縮政策・公務員改革等。

ここで, ⑦の「水資源」とはメキシコ特有の表現であり, 憲法に規定された「天然資源は国家に帰属する」の文脈であろう。地下資源, 石油資源などの天然資源は, メキシコ国家のものでその開発にあたって外資は拒否されてきた。「水資源」も国家に帰属し, 外資や民間資本ではなく国家が開発するものとされてきた。具体的にはダム建設などの水源開発を含み, これらの開発行為は本来国家の責務と考えられている。

(3) 時給16ドルは実質米加での生産を意味する。メキシコの時給は7ドル以下とされる。

(4) 2017年のメキシコの乗用車生産台数は407万台で244万台が米国に輸出された。260万台は現状追認の数字と言え, 激変は回避された。

(5) この選挙でロペス・オブラドール氏も立候補し, 左翼政権を目指していた。開票に不正がなければ当選していた, とされる。不正があったとされる背景には, 過激な左翼思想を掲げるロペス・オブラドール候補に経済界から強い警戒があったとも言われているが, 真相は不明である。

(6) 詳しくは 農林水産政策研究所 (2017) を参照。なお, 国营食料公社 (CONASUPO) は, メキシコの主要食料の買取り, 加工, 流通, 輸入, 販売を行っていた。1990年代から順次機能縮小し1999年に完全廃止された。

(7) ロペス・オブラドール大統領は行政改革で公務員の給与削減には言及しているので, 優秀な官僚が退職してしまわないかという懸念はある。

(8) <https://www.youtube.com/watch?v=-FQMk6OlBbg> 2019年2月18日閲覧。

(9) 渡邊陽介・横田徹 (2016) による。

(10) 星野妙子編 (2008) による。なお, メキシコの鶏肉輸出は, 2017年は0.4万トンであり多い年でも1万トン程度であったが, 2018年度に6.4万トンをベトナムに輸出している。また, 輸入については2018年ブラジルから11.2万トン輸入し, シェアも12%に高めている。

(11) 山神堯基・横田徹 (2015), 渡邊陽介・横田徹 (2016) による。

(12) 農地面積に応じた直接支払い制度。詳しくは, 農林水産政策研究所 (2017) を参照。

(13) 山神堯基・横田徹 (2015) による。同報告では主要牛肉企業を15社リストアップしている。最大は Grupo Viz 社で50万頭以上の収容能力を有し, 続いて Bona 社の13万5千頭, 3位は1997年設立の Papaloapan 社8万頭となっている。多くは1万頭以上の大規模企業である。

(14) 渡邊陽介・横田徹 (2016) による。

(15) 同上。

【引用・参考文献】

【日本語文献】

- 石井章（2013）『多面体のメキシコ』，明文書房。
- 伊高浩昭（2015）『われらのアメリカ万華鏡』，立教大学ラテンアメリカ研究所。
- オリヴィエ・ダベヌほか（2017）『地図で見るラテンアメリカハンドブック』，原書房。
- 鈴木康久（2003）『メキシコ現代史』，明石書店。
- 農畜産業振興機構（2019）「絵で見る世界の畜産物需給」『畜産の情報』2019年1月号，農畜産業振興機構。
- 農林水産政策研究所（2017）「第5章 中南米（メキシコ）－農業政策の動向－」『平成28年度 カントリーレポート：中国，インド，インドネシア，メキシコ，ケニア』。
- 農林水産政策研究所（2018）「第4章 メキシコ-NAFTA 完成後における農産物貿易の変化－」『平成29年度 カントリーレポート：中国，インド，インドネシア，メキシコ，アフリカ，フィリピン』。
- プロマーコンサルティング（2013）「第二部メキシコの農業政策の現状と展望」『平成24年度海外農業情報調査分析事業（米州）』，農林水産省。
- 星子妙子編（2006）「豚肉産業－日本とメキシコの比較」『ラテンアメリカの一次産品輸出産業－資料集－』，アジア経済研究所。
- 星野妙子編（2008）「第2章メキシコの養鶏インテグレーション」『ラテンアメリカの養鶏インテグレーション』，アジア経済研究所。
- 山神堯基・横田徹（2015）「メキシコの牛肉生産及び輸出動向」『畜産の情報』2015年7月号，農畜産業振興機構。
- 渡邊陽介・横田徹（2016）「メキシコの豚肉産業の現状と課題」『畜産の情報』2016年7月号，農畜産業振興機構。

【スペイン語文献】

- Banco de Mexico (2017) *Complilacion de Informes Trimestrales*
- CEPAL (2018) *Anuario Estadisco de America Latina y el Caribe2018.*
- Gobierno de la Republica (2013) *Plan Nacional de Desarrollo 2013-2018.*
- Gobierno de la Republica (2013～2018) *Informe de Gobierno.*
- SAGARPA (2013) *Atlas Agroalimentario 2013.*
- SAGARPA (2013～2018) *1～6 Informe de Labores.*
- SAGARPA (2018) *Atlas Agroalimentario2018.*

第2章 ブラジル

—2018年の振り返りと南米南部共同市場（メルコスール）の分析—

林 瑞穂

1. はじめに

2017/2018年度のブラジルにおける穀物^①生産の実績は、同国農業史最高の収穫量を記録した2016/2017年度に及ばなかったものの、過去2番目の生産量という良好な水準であった。特に大豆については、前年度の生産量を上回ったほか、2018年に本格化した米中貿易摩擦やアルゼンチンにおける不作を要因にブラジル産大豆に対する需要が高まり、同国の大豆輸出も大きく拡大した。牛肉や鶏肉などのその他の農産物生産や輸出についても安定的に推移しており、世界に対する食料供給国としてのブラジルの存在感が日々増している。

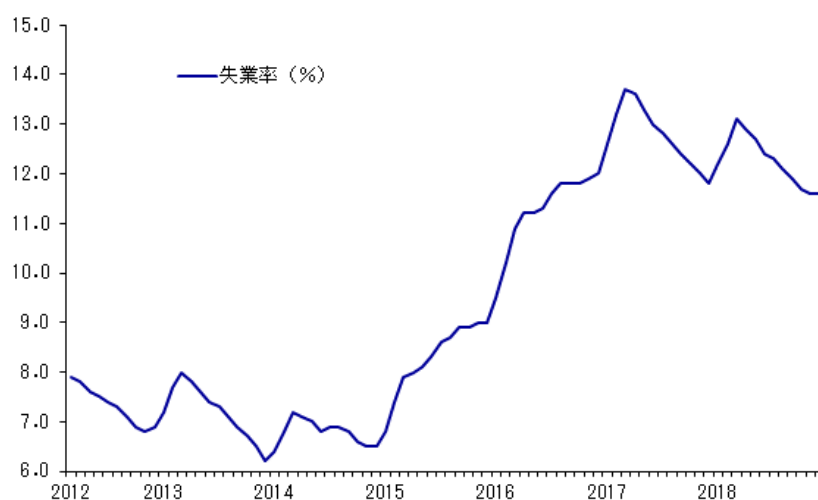
そのようなブラジルに対する理解を深めるべく、本章前半では、2018年における同国の政治・経済情勢について触れた後、農業部門の動向について整理する。また、本章後半では、2018年7月頃から日本と南米南部共同市場（メルコスール）間における経済連携協定（EPA）に関する議論が生じたことも踏まえて、ブラジルの視点から捉えたメルコスールに関して言及する。

2. ブラジル政治・経済情勢

2018年のブラジル経済について振り返ると、力強さに欠けるものの、景気の底打ち感が見られた年と考えられる。政治経済の低迷から、2015年のGDP成長率は▲3.8%、2016年については▲3.6%と、1930年、31年以来の2年連続のマイナス成長であったが、2017年に1.1%のプラス成長に転じた。ブラジル地理統計院（IBGE）によると、2018年GDP成長率についても、政府支出が低調ながら、4年連続でマイナスであった企業の設備投資や個人消費に伸びがあったことから、1.1%のプラス成長となった。第1図には、3か月平均の失業率の推移を示している。2017年3月に13.7%の失業率を記録したものの、雇用調整は進み、2018年12月には11.6%まで改善している。

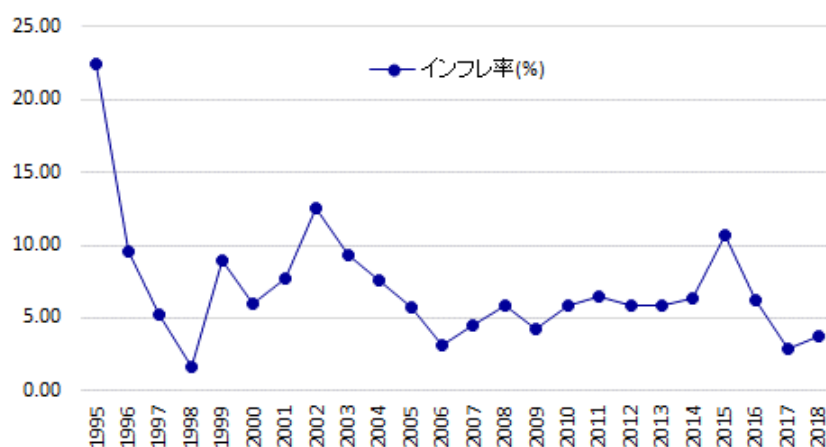
2015年のインフレ率は10.67%と2002年以来の2桁であり、経済もマイナス成長であったため、スタグフレーション的状况に陥っていた。しかし、明らかな内需の減退とともにインフレ圧力は鎮静化し、2018年末の時点のインフレ率は3.75%とインフレのターゲットレンジである4.25%±1.5%の範囲内に収束した（第2図）。そのため、ブラジル中央銀行は、2018年の政策金利（Selic）を6.50%とブラジル史上で最も低い金利水準に設定することが可能となった（第3図）。為替動向については、2018年4月頃まで1ドル＝3.3レアル前後

で推移していたものの、同年5月頃から本格化した米中貿易摩擦による中国経済の後退懸念、8月のトルコリラショックによる新興国通貨安、その影響によるアルゼンチンのIMF宛融資実行要請という外部要因のほかに、2018年10月のブラジル大統領選に向けて左派政党候補者が相応の支持を集めていたという世論調査結果という国内要因を受けて、ドルに対する通貨レアル安傾向が進み、9月13日時点では4.2レアル台まで売られた。その後は、緊縮財政・民営化などの市場寄りの政策を掲げていたボルソナーロ氏が大統領選を優位に進めたことや同氏の選挙における勝利により、レアル売りとなる国内要因は薄れて若干のレアル買いは進んだものの、次第に、アメリカの連邦公開市場委員会（FOMC）による金利引き上げ観測が強まったこともあり、ドル買いの傾向が強まった。なお、2018年12月末の終値は1ドル＝3.8745レアルであった。



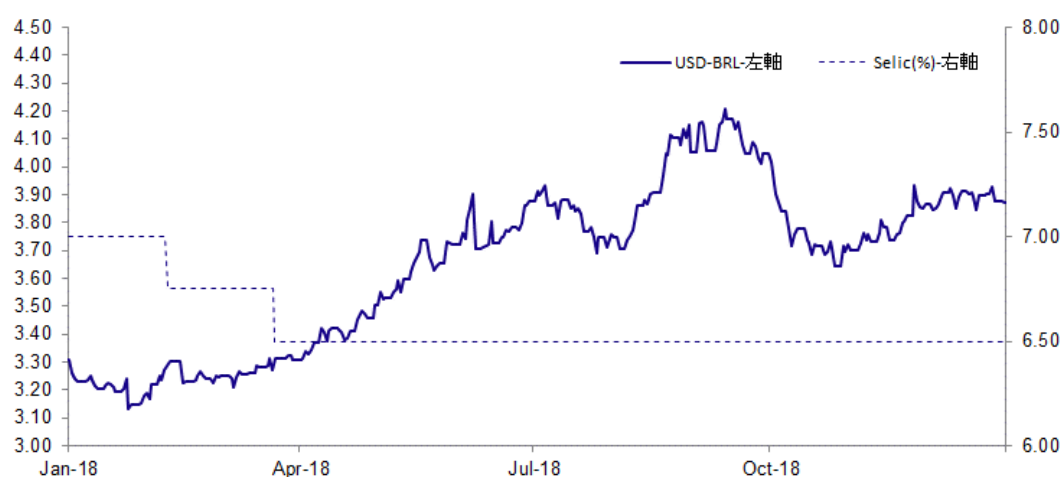
第1図 失業率推移

資料：IBGE から筆者作成。



第2図 インフレ率推移

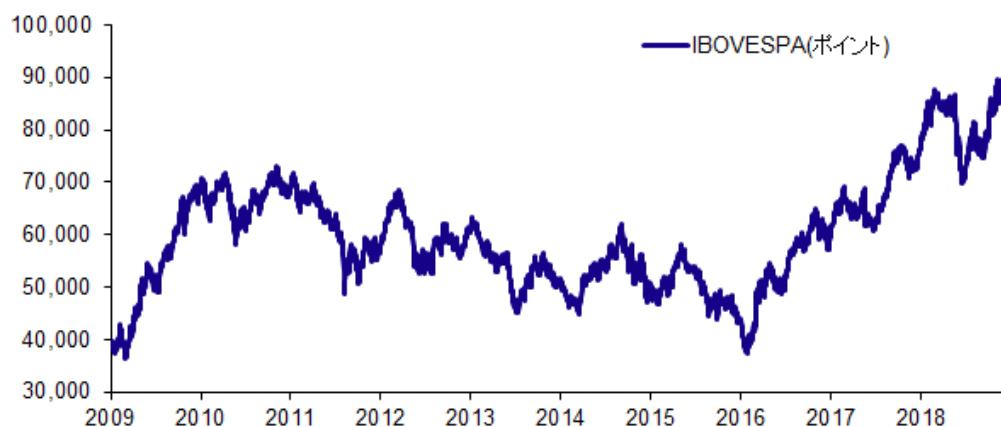
資料：IBGE から筆者作成。



第3図 ドル／レアルおよび政策金利（Selic）推移

資料：ブラジル三井住友銀行およびブラジル中央銀行から筆者作成。

ブラジルの株式動向を表すボベスパ指数は、2018年1月中旬頃からは5月下旬頃までは80,000ポイント台で推移していたものの、為替と同様に新興国売りから株安局面が続き9月末頃までに70,000ポイント台となった（第4図）。しかし、大統領選におけるボルソナロー氏の優勢の報道や勝利を受けて、ブラジルにおける改革が進むと好感した海外投資家の買いもあり、12月末の終値は87,887ポイントとなった。



第4図 ボベスパ指数推移

資料：ブラジル三井住友銀行から筆者作成。

ここで、2018年のブラジル政治経済に関わる重要トピックについて、以下3点挙げたい。

まず一つ目は、年金改革についてである。2016年5月から始まったテメル前政権は、その前のルセフ政権における財政出動型政策から財政規律回復へと舵取りを変えた。それに伴い、憲法改正を通じて歳出上限を設定するほかに、年金改革にも取り組んだ。しかし、国民に痛みを強いる年金改革のための憲法改正は、連邦議会の理解・協力が得られにくく交渉は停滞した。また、その議会動向は、同政権の改革に対する姿勢の後退を示すものとして、株価などにも反映された。財政が厳しい状況は州政府にとっても同様であり、リオデジャネ

イロ州は、警察組織に対する給与支払いなどが滞ったことなどを遠因として、同州の治安が悪化した。これに対して、テメル政権は、2018年2月に、ブラジル連邦共和国憲法の第34条に基づき、州の治安維持のために連邦政府による介入を行った。しかし、憲法第60条によって連邦政府による介入が実施されている間は憲法改正に取り組む事ができないと規定されており、また当該介入期間はテメル政権の任期期日である2018年12月末と設定されていたため、年金改革に取り組むことを間接的に見送らざるを得ない結果となった。

二つ目は、5月19日のブラジル石油公社（ペトロブラス）によるガソリンとディーゼルの価格引き上げを契機に発生したトラックのストについてである。物流企画公社（Empresa de Planejamento e Logística）が2015年のブラジルにおける貨物輸送の約65%をトラックによる運搬であると指摘しているように、2018年5月21日から約2週間続いたトラックストがブラジルの経済にもたらした影響は非常に大きいものであった。ブラジル財務省（当時）の試算によると、2018年6月時点で159億レアル（現在の為替で4,770億円）の経済的損失と言われている。テメル政権は、ディーゼル燃料の値下げのほかにトラック輸送における最低価格を設定することで、事態解決のための懐柔策に取り組んだ。国際市場価格に連動して実施した燃料価格値上げを実質見送ったほか、インフラ未整備によるブラジル国内輸送のコスト高に拍車をかける最低価格の設定を決定したことは、テメル政権の対処法に疑問が生じる結果となった。

三つ目は、2018年10月に実施された大統領選挙についてである。2014年3月以降、ブラジル政財界は、ペトロブラスを巡る汚職問題によって大きく揺れ動いた。この汚職は、ペトロブラスの製油所建設に伴うゼネコンとの契約を水増しした金額で締結し、その上乗せ部分を政治家やペトロブラスの重役宛に支払われたスキームであるとされている。この汚職によるペトロブラスの損害額は420億レアル（約1.2兆円）と言われ、ブラジル最大のゼネコンのCEOや連邦下院議長などの有力政治家まで逮捕される事態となった。そのため、国民の既存エリート層に対する信用は失墜し、大統領選の候補者争いでは、汚職問題の渦中にありながらも低所得者層からの支持率が依然と高い労働者党（PT）のルーラ元大統領を除くと、クリーンなイメージを有したブラジル経済を立て直すことを期待できる有力候補者が不在のまま、13候補者による混戦状況となる先行きが不透明な状況が続いた。しかし、元軍人でかつては過激な発言で注目を浴びていたボルソナーロが汚職撲滅と治安回復を訴えて、従来のエリート政治家と距離がある「アウトサイダー」として頭一つ抜き出た形となった。また、世論調査の結果で常に優位に立っていたルーラ元大統領は、汚職容疑で収監され、選挙運動からの脱落を余儀なくされたため、同氏の後継者としてPTのフェルナンド・アダッジサンパウロ前市長が擁立された。2018年10月7日に実施された大統領選の投票では過半数を獲得できた候補者が存在しなかったため、同月28日の決選投票にボルソナーロとアダッジが進む結果となった。結果としては、財政規律の回復を主張してきたこと、自由主義経済的な姿勢を維持してきたこと、連邦議会における農業族などの族議員勢力の理解を得られたこと、PT勢力に対する国民の強い忌避感などから、ボルソナーロが55.1%の票を獲得して2019年1月1日に大統領に就任することとなった。大統領選と同時に実施さ

れた総選挙でも、これまでブラジル政治の中心にあったブラジル民主運動 (MDB)、ブラジル社会民主党 (PSDB)、PT は軒並み上・下院いずれも議席数を大きく減らす一方、ボルソナロの所属政党である自由社会党 (PSL) が大きく躍進したことも、従来の政治動向と様子が異なる点であった。

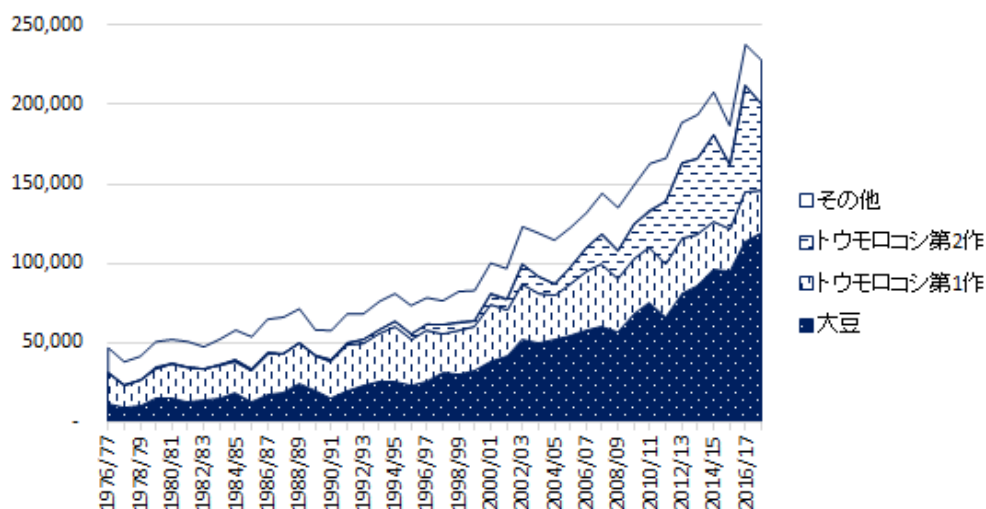
3. 2018 年におけるブラジル農業部門概観

(1) 穀物需給動向

ブラジルにおける 2017/2018 年度^②の穀物生産量は 227,816 千トンと、前年度比で 4.1% の減少となるも、過去 2 番目の生産量を記録した (第 5 図)。穀物生産量のうち、大豆が 52.4%、トウモロコシが第 1 作、第 2 作を合わせて 35.5% を占めており、この二つの農産物でブラジル穀物生産の約 9 割を構成する。パラナ州やリオグランデドスル州が位置する南部地域における大豆生産は、天候が恵まれなかったことにより、前年度比で作付面積は拡大するものの生産量は落ち込んでしまった。しかし、ブラジルの穀倉地帯であるマトグロッソ州を始めとする中西部地域における大豆生産は、作付面積の拡大のほかに恵まれた天候や投入財利用による生産性の上昇があったため、生産量が増加した。その結果、同国全体の大豆生産量が前年より 4.6% 増加の 119,282 千トンとなった。

トウモロコシについては、前年度生産量が歴史的な高水準であったことによる国内在庫水準の上昇から国内価格が下落し、生産者は抑制的な作付面積の管理を行った。その上、不十分な降雨量という自然条件もあったことから、前年度比 17.4% の減少の 80,786 千トンの生産量であった。

ブラジルにとって、輸出品である大豆は国外の需要に応じて生産量を拡大する一方、国内の家畜飼料用としての用途が主体であるトウモロコシは国内価格によって生産量に変化が生じる特性がある。



第5図 ブラジル穀物生産量推移 (単位: 千トン)

資料: CONAB から筆者作成。

ここで大豆およびトウモロコシの世界の需給動向について述べたい。近年の大豆に関する需給動向は、ブラジルの生産量および輸出量が最大の供給国であったアメリカに肉薄しているため、ブラジルとアメリカの2か国が、2017/2018年度の世界における大豆生産量の70.8%、輸出量の87.6%を担うという姿に変容した（第1表）。また、大豆輸入については世界全体の約6割を中国が占めていることから、世界の大豆市場は、ブラジル・アメリカ・中国の3極で構成されていると言える。なお、アルゼンチンは、干魃の影響から2017/18年度の実産量が37,800千トンと前年比31.2%の減少したため、輸入量を前年の3倍に増加させた。

第1表 大豆の需給動向（単位：千トン）

		2011/2012	2012/2013	2013/2014	2014/2015	2015/2016	2016/2017	2017/2018
生産	世界	240,955	269,076	283,335	320,691	316,553	349,298	339,467
	ブラジル	66,500	82,000	86,700	97,200	96,500	114,600	120,300
	アメリカ	84,291	82,791	91,389	106,878	106,857	116,920	120,039
	アルゼンチン	40,100	49,300	53,400	61,450	58,800	55,000	37,800
	中国	15,020	13,553	12,513	12,690	12,360	13,644	15,200
	インド	11,940	12,186	9,477	8,711	6,929	10,992	8,350
	その他	23,104	29,246	29,856	33,762	35,107	38,142	37,778
消費	世界	259,575	263,702	276,924	303,255	314,992	329,684	336,076
	中国	72,300	76,700	81,000	87,800	95,900	103,500	106,300
	アメリカ	48,786	48,550	50,069	54,962	54,462	55,712	58,973
	ブラジル	40,983	38,160	39,961	43,585	42,947	43,661	45,942
	アルゼンチン	38,636	36,811	39,760	44,398	47,654	47,834	41,678
	EU	12,580	13,800	14,270	16,040	16,580	16,040	16,600
	その他	46,290	49,681	51,864	56,470	57,449	62,937	66,583
輸入	世界	94,552	97,195	113,068	78,350	133,340	144,372	153,538
	中国	59,231	59,865	70,364	13,914	83,230	93,495	94,125
	EU	12,070	12,538	13,293	3,819	15,120	13,441	14,584
	アルゼンチン	0	2	1	1,947	676	1,674	5,050
	メキシコ	3,606	3,409	3,842	2	4,126	4,126	4,873
	エジプト	1,661	1,730	1,694	16,040	1,300	2,115	3,255
	その他	17,984	19,651	23,874	42,628	28,888	29,521	31,651
輸出	世界	91,774	100,378	112,737	126,226	132,572	147,503	153,163
	ブラジル	36,257	41,904	46,829	50,612	54,383	63,137	76,195
	アメリカ	37,186	36,129	44,594	50,136	52,870	58,960	57,945
	パラグアイ	3,162	5,082	4,844	4,576	5,400	6,129	6,200
	カナダ	2,933	3,470	3,469	3,763	4,236	4,592	4,925
	アルゼンチン	7,368	7,738	7,842	10,575	9,922	7,026	2,112
	その他	4,868	6,055	5,159	6,564	5,761	7,659	5,786
在庫	世界	54,212	56,403	63,145	78,717	81,046	97,529	101,295
	アルゼンチン	14,719	19,472	25,271	31,750	33,650	35,464	34,524
	ブラジル	13,024	15,355	15,870	19,178	18,758	26,812	25,150
	アメリカ	4,610	3,825	2,504	5,188	5,354	8,208	11,923
	中国	16,351	12,803	14,465	17,562	17,138	20,663	1,526
	EU	1,482	1,076	1,253	843	1,559	1,150	632
	その他	4,026	3,872	3,782	4,196	4,587	5,232	27,540

資料：IEG/FNP から筆者作成。

注. 2017/2018年度は予測値。

トウモロコシについては、世界の需要の5割を占めるアメリカと中国が、自国の需要増に応じる形で生産量を増加させており、ほぼ自給している状況である。そのため、ブラジルやアルゼンチンなどの国が輸出余力を伸ばしているものの、トウモロコシの世界における需給構図に大きな変化は生じていない（第2表）。

第2表 トウモロコシの需給動向（単位：千トン）

		2011/2012	2012/2013	2013/2014	2014/2015	2015/2016	2016/2017	2017/2018
生産	世界	909,315	898,047	1,025,895	1,056,779	1,013,222	1,122,411	1,076,180
	アメリカ	312,789	273,192	351,272	361,091	345,506	384,778	370,960
	中国	211,316	229,559	248,453	249,764	264,992	263,613	259,071
	ブラジル	73,000	81,500	80,000	85,000	67,000	98,500	82,000
	EU	68,316	59,142	64,931	75,734	58,748	61,884	62,104
	アルゼンチン	21,000	27,000	26,000	29,750	29,500	41,000	32,000
	その他	222,894	227,654	255,239	255,440	247,476	272,636	270,045
消費	世界	885,118	880,815	949,600	974,576	1,000,414	1,059,077	1,087,920
	アメリカ	277,961	262,973	292,958	301,792	298,844	313,828	313,834
	中国	204,000	207,000	209,000	206,000	229,000	255,000	263,000
	EU	69,693	69,846	76,796	77,880	73,500	74,000	76,500
	ブラジル	51,500	52,500	55,000	57,000	57,500	60,500	64,500
	メキシコ	29,000	27,000	31,700	34,550	37,300	40,400	42,300
	その他	252,964	261,496	284,146	297,354	304,270	315,349	327,786
輸入	世界	100,596	99,584	124,767	125,068	139,172	135,585	149,711
	EU	6,113	11,362	16,014	8,908	14,008	14,973	18,411
	メキシコ	11,086	5,676	10,949	11,341	13,957	14,614	16,129
	日本	14,888	14,411	15,121	14,657	15,204	15,169	15,668
	韓国	7,636	8,174	10,406	10,168	10,121	9,220	10,018
	エジプト	7,154	5,059	8,791	7,839	8,722	8,773	9,464
	その他	53,719	54,902	63,486	72,155	77,160	72,836	80,021
輸出	世界	116,948	95,423	131,407	142,341	119,806	160,054	148,016
	アメリカ	39,096	18,545	48,790	47,421	48,229	58,270	61,935
	ブラジル	24,337	24,948	20,967	34,461	13,996	31,604	23,500
	アルゼンチン	17,149	18,691	17,102	18,963	21,653	25,986	23,000
	ウクライナ	15,208	12,726	20,004	19,661	16,595	21,334	18,500
	ロシア	2,027	1,917	4,194	3,213	4,691	5,598	5,500
	その他	19,131	18,596	20,350	18,622	14,642	17,262	15,581
在庫	世界	123,226	144,619	214,274	279,204	311,378	350,243	340,198
	中国	55,700	80,880	123,588	172,855	212,017	223,017	222,536
	アメリカ	25,122	20,859	31,292	43,974	44,123	58,253	54,367
	EU	6,682	5,146	6,891	9,626	6,929	7,597	9,863
	ブラジル	4,212	9,150	13,972	7,842	6,769	14,019	9,019
	アルゼンチン	896	1,308	1,408	2,898	1,448	5,273	2,378
	その他	30,614	27,276	37,123	42,009	40,092	42,084	42,035

資料：IEG/FNP から筆者作成。

注．2017/2018 年度は予測値。

（2）食肉需給動向

第3表には牛肉、第4表には鶏肉の需給動向を示している⁽³⁾。ブラジルの牛肉および鶏肉の生産については、1990年台までは内需を満たす程度の規模に過ぎなかった。しかし、2000年代に入り、家畜飼料として利用される穀物生産の急拡大や中国などの新興国による需要増を背景に、生産および輸出で急成長を遂げている。なお、鶏肉の増産については、2004年に鳥インフルエンザの影響でタイの輸出が減少した分を補完する役割を求められたことも一因と考えられる。

2017年3月に発覚した衛生基準を満たさない食肉を国内外に販売するために食肉会社がブラジル農務省の検査員に賄賂を渡していたという「食肉偽装問題」により、諸外国がブラジル産の食肉輸入を見合わせた。しかし、ブラジル政府の迅速な対応により軽微でダメージで済み、2018年時点のブラジルは、牛肉生産量2位、牛肉輸出量1位、鶏肉は生産・輸出量いずれも1位を維持している。

第3表 牛肉の需給動向（単位：千トン）

		1998	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
生産	世界	49,506	59,234	58,954	59,507	60,535	60,814	59,710	60,478	61,624	62,878
	アメリカ	11,804	12,034	11,978	11,845	11,751	11,075	10,817	11,507	11,943	12,286
	ブラジル	6,688	9,115	9,030	9,307	9,675	9,723	9,425	9,284	9,550	9,900
	EU	7,624	8,101	8,114	7,708	7,388	7,443	7,684	7,880	7,863	7,915
	中国	4,799	6,531	6,475	6,623	6,730	6,890	6,700	7,000	7,260	7,325
	インド	1,593	3,125	3,308	3,491	3,800	4,100	4,100	4,200	4,250	4,300
	その他	16,998	20,328	20,049	20,533	21,191	21,583	20,984	20,607	20,758	21,152
消費	世界	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
	アメリカ	43.6	38.8	37.3	37.4	36.7	35.2	35.1	36.1	37.3	38.0
	中国	3.8	4.8	4.8	4.9	5.2	5.3	5.4	5.7	5.8	5.9
	ブラジル	36.5	37.8	39.1	39.4	39.2	39.0	38.1	37.2	37.4	38.0
	EU	19.6	16.7	15.8	15.2	14.7	14.7	15.1	15.3	15.2	15.2
	アルゼンチン	63.6	56.7	55.5	58.2	62.5	58.1	58.3	55.5	56.0	57.1
輸入	世界	4,744	6,731	6,612	6,748	7,502	7,909	7,654	7,704	7,953	8,380
	中国	59	194	181	336	885	1,063	1,002	1,265	1,517	1,760
	アメリカ	1,199	1,042	933	1,007	1,020	1,337	1,528	1,366	1,358	1,373
	日本	989	721	745	737	760	739	707	719	817	835
	韓国	125	366	431	370	375	392	414	513	531	560
	ロシア	770	1,058	994	1,027	1,023	932	622	524	516	495
	その他	1,602	3,350	3,328	3,271	3,439	3,446	3,381	3,317	3,214	3,357
輸出	世界	5,503	7,792	8,085	8,184	9,251	9,998	9,586	9,428	9,967	10,558
	ブラジル	370	1,558	1,340	1,524	1,849	1,909	1,705	1,698	1,856	2,100
	インド	245	917	1,268	1,450	1,881	2,082	1,806	1,764	1,849	1,665
	オーストラリア	1,268	1,368	1,410	1,407	1,593	1,851	1,854	1,480	1,485	1,630
	アメリカ	985	1,043	1,263	1,112	1,174	1,167	1,028	1,160	1,297	1,435
	ニュージーランド	488	530	503	517	529	579	639	587	593	603
	その他	2,147	2,376	2,301	2,174	2,225	2,410	2,554	2,739	2,887	3,125

資料：Instituto FNP & Agra FNP および IEG/FNP から筆者作成。

注1) 消費の項目は、一人当たりの牛肉消費量を表し、単位は kg。

2) 2018 年は予測値。

第4表 鶏肉の需給動向 (単位: 千トン)

		1998	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
生産	世界	44,903	78,041	81,199	83,333	84,407	86,765	89,126	89,098	90,175	91,278
	アメリカ	12,525	16,563	16,694	16,621	16,976	17,306	17,971	18,261	18,596	18,970
	ブラジル	4,498	12,312	12,863	12,645	12,308	12,692	13,146	12,910	13,250	13,550
	EU	6,789	9,202	9,490	9,660	10,050	10,450	10,890	11,533	11,700	11,880
	中国	8,120	12,550	13,200	13,700	13,350	13,000	13,400	12,300	11,600	11,000
	インド	710	2,650	2,900	3,160	3,450	3,725	3,900	4,200	4,400	4,600
	その他	24,786	41,327	26,052	27,547	28,273	29,592	29,819	29,894	30,629	31,278
消費	世界		76,866	79,824	81,690	82,892	85,154	87,349	87,368	88,135	89,091
	アメリカ		13,473	13,660	13,346	13,691	14,043	15,094	15,331	15,576	15,838
	EU		8,955	9,180	9,293	9,638	10,029	10,441	11,018	11,170	11,320
	中国		12,457	13,016	13,543	13,174	12,830	13,267	12,344	11,650	11,095
	ブラジル		9,041	9,422	9,139	8,829	9,137	9,309	9,024	9,252	9,402
	インド		2,648	2,891	3,156	3,445	3,716	3,892	4,196	4,397	4,597
	その他		30,292	31,655	33,213	34,115	35,399	35,346	35,455	36,090	36,839
輸入	世界	3,440	7,803	8,227	8,546	8,694	8,902	8,592	8,939	9,050	9,274
	日本	590	789	895	877	854	888	936	973	995	990
	メキシコ	188	549	578	616	682	722	790	791	750	775
	サウジアラビア	287	652	745	750	838	762	863	886	780	740
	EU	167	687	734	727	671	712	730	761	720	720
	イラク	-	522	598	610	673	698	625	661	610	635
	その他	2,208	4,604	4,677	4,966	4,976	5,120	4,648	4,867	5,195	5,414
輸出	世界	4,196	8,902	9,576	10,088	10,275	10,478	10,259	10,685	11,079	11,444
	ブラジル	584	3,272	3,443	3,508	3,482	3,558	3,841	3,889	4,000	4,150
	アメリカ	1,978	3,067	3,165	3,299	3,332	3,310	2,867	3,014	3,091	3,189
	EU	802	934	1,044	1,094	1,083	1,133	1,179	1,276	1,250	1,280
	タイ	274	432	467	538	504	546	622	690	770	800
	中国	323	379	422	411	420	430	401	386	400	385
	その他	235	818	1,035	1,238	1,454	1,501	1,349	1,430	1,568	1,640

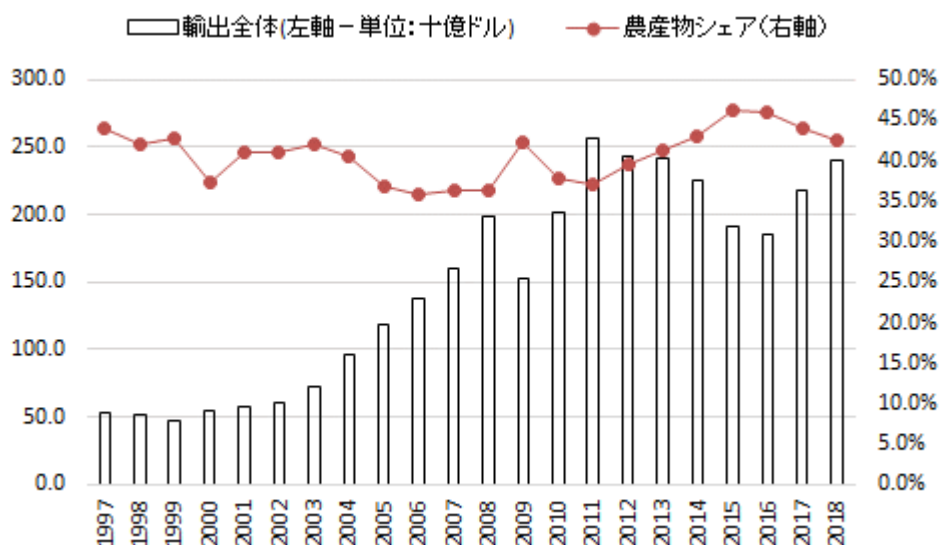
資料: Instituto FNP & Agra FNP および IEG/FNP から筆者作成。

注: 2018 年は予測値。

(3) 貿易動向

ブラジルにおける輸出総額とそれに占める農産物輸出の割合推移を第6図に示している。2018年の輸出総額は前年比10.2%増加の2,399億ドルであり、それに占める農産物輸出の割合は42.4%である。農産物輸出のシェアは前年の44.1%より若干低下したものの、金額では57億ドル増加の1,017億ドルと初の1,000億ドルの大台を突破している。なお、全輸出産品の中で、ブラジルを代表する輸出商品である鉄鉱石を押えて、大豆の輸出金額が最上位にある。

2018年の輸出農産物の内訳によると、大豆や大豆粕の大豆関連が輸出農産物全体の約4割を占める(第5表)。また、それに続く形で、食肉やパルプ関連がそれぞれ14.5%、13.9%のシェアで並ぶ。ブラジルの伝統的産品で、かつては農産物輸出の大部分を占めていた砂糖やコーヒーについてはそれぞれ全農産物輸出金額の7.3%(含むエタノール)、4.9%と、パルプ関連に次ぐ水準である。以上のとおり、輸出農産物の多様化が進んでいることが見て取れる。なお、2018年におけるブラジル農産物主要輸出先では、中国が35.00%と圧倒的なシェアを有しており、日本については2.10%と第6位に留まっている(第7図)。



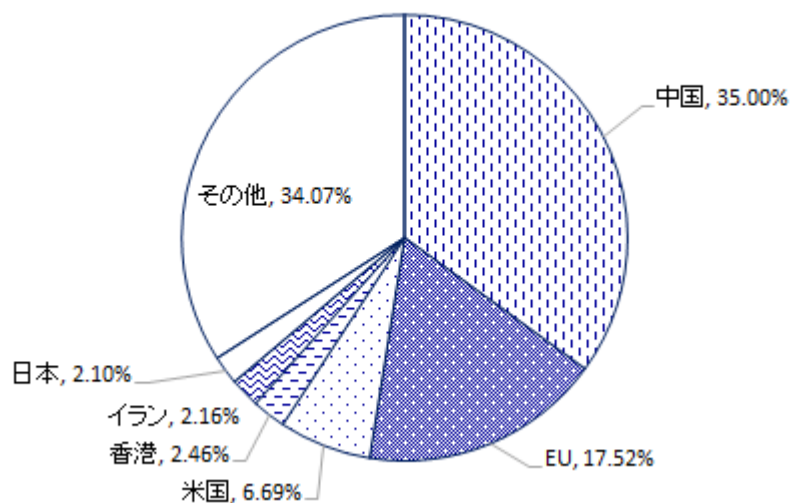
第6図 ブラジル輸出総額とそれに占める農産物輸出のシェア推移

資料：MAPA から筆者作成。

第5表 輸出農産物の内訳（単位：十億ドル）

	2017		2018		前年比増減
	金額	シェア	金額	シェア	
大豆関連	31.7	33.0%	40.9	40.2%	29.0%
大豆	25.7	26.8%	33.2	32.6%	29.1%
大豆粕	5.0	5.2%	6.7	6.6%	34.7%
大豆油	1.0	1.1%	1.0	1.0%	-0.6%
食肉	15.5	16.1%	14.7	14.5%	-5.0%
鶏肉	7.1	7.4%	6.4	6.3%	-10.1%
牛肉	6.1	6.3%	6.5	6.4%	7.9%
豚肉	1.6	1.7%	1.6	1.6%	0.0%
その他	0.7	0.7%	0.1	0.1%	-80.1%
砂糖・アルコール	12.2	12.7%	7.4	7.3%	-39.2%
パルプ関連	11.5	12.0%	14.2	13.9%	22.8%
コーヒー	5.3	5.5%	5.0	4.9%	-5.9%
タバコ	2.1	2.2%	2.0	2.0%	-5.0%
皮革製品	2.4	2.5%	1.8	1.8%	-21.8%
ジュース類	2.1	2.2%	2.4	2.3%	9.7%
オレンジジュース	1.9	2.0%	2.1	2.1%	10.2%
穀物	5.2	5.4%	4.8	4.7%	-7.8%
トウモロコシ	4.6	4.8%	4.0	4.0%	-11.6%
繊維	1.8	1.9%	2.0	2.0%	12.3%
綿花	1.4	1.4%	1.6	1.6%	16.9%
その他	6.2	6.5%	6.5	6.4%	5.4%
合計	96.0	100.0%	101.7	100.0%	5.9%

資料：MAPA から筆者作成。

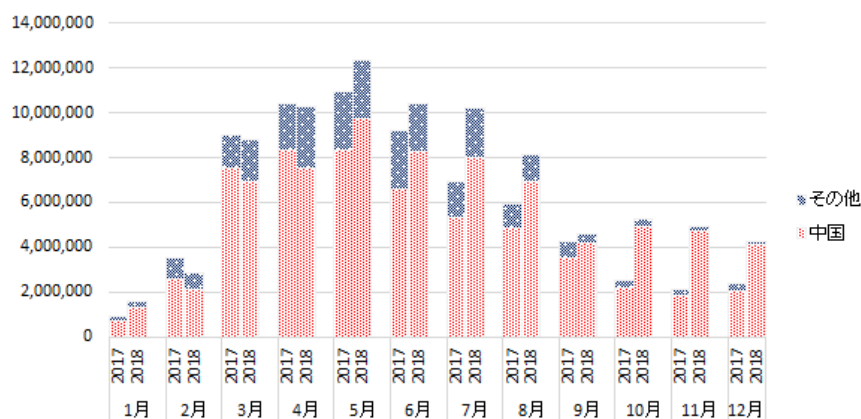


第7図 ブラジル農産物の主な輸出先 (2018 年)

資料：MAPA から筆者作成。

2018 年の農産物輸出額実績は、2017 年対比で 57 億ドルの増加であった（第 5 表）。しかし、大豆および大豆派生商品の輸出額を見ると、前年対比で 92 億ドル増加の 409 億ドルを記録したことから、ブラジルの農産物輸出金額全体を底上げは大豆関連商品に因るものと判る。この背景は、冒頭でも述べている 2018 年 3 月頃から本格化した米中貿易摩擦がある。アメリカによる中国から輸入する鉄鋼・電気機器・自動車部品などに対する関税の引上げ措置に呼応するように、中国も、アメリカからの輸入品に対して関税引上げ措置を講じた。その過程で注目される点は、大豆の輸入依存率が約 88.5%⁽⁴⁾である中国が、2018 年 7 月にアメリカからの輸入大豆に対して 25%の関税を賦課したことである。中国は、関税引上げを契機に、アメリカ産大豆の輸入減少を補うようにブラジル産大豆の輸入増加を図った。ブラジルの大豆播種の時期にあたる毎年 10 月はブラジルからの大豆輸出量が減少するタイミングであるが、2018 年 10 月以降は中国向けの輸出により前年対比で急増した（第 8 図）。その結果、2018 年通年の中国向け大豆輸出量が、前年比 28.4%増加の 69,053 千トンとなった（第 6 表）。

アメリカ産大豆の中国向け輸出に関して、2018 年 10 月は前年同月比で 96%減少の 272 千トン、同年 11 月には前年同月の輸出量の 1%程度に相当する 66 千トンまで減少した（第 9 図）。その結果、中国はブラジル産大豆の輸入を急増させたものの、アメリカ産大豆の減少分を補うことができず、輸入量全体が縮小したのである（第 10 図）。



第8図 ブラジル産大豆の月間輸出量推移（単位：トン）

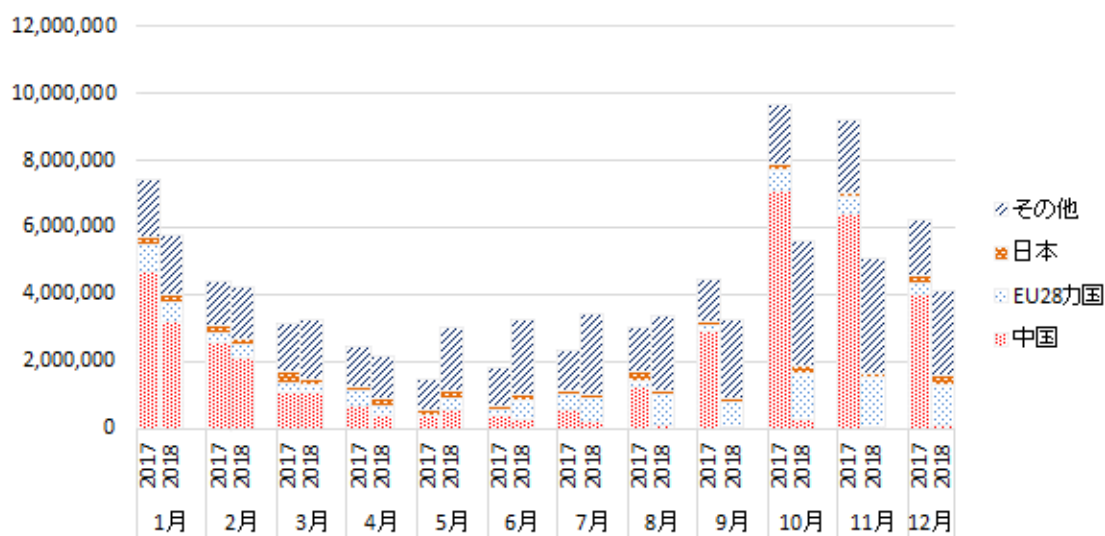
資料：MAPA から筆者作成。

注：2019年2月6日時点。

第6表 ブラジル産大豆の輸出先

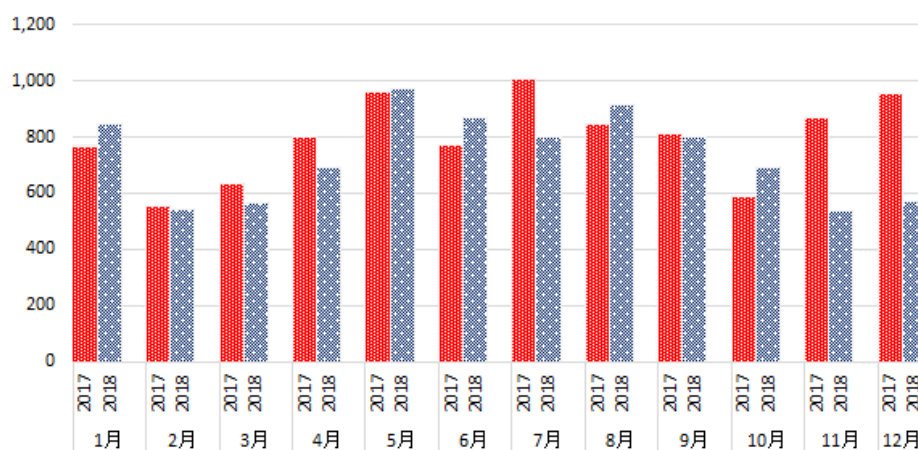
	2017		2018	
	千トン	シェア	千トン	シェア
中国	53,797	78.9%	69,053	82.4%
スペイン	2,017	3.0%	1,889	2.3%
オランダ	1,587	2.3%	1,340	1.6%
トルコ	288	0.4%	1,305	1.6%
イラン	1,247	1.8%	1,298	1.5%
タイ	1,626	2.4%	1,195	1.4%
ロシア	1,029	1.5%	1,095	1.3%
アルゼンチン	184	0.3%	657	0.8%
パキスタン	956	1.4%	644	0.8%
日本	467	0.7%	550	0.7%
その他	4,956	7.3%	4,790	5.7%
合計	68,155	100.0%	83,816	100.0%

資料：ABIOVE から筆者作成。



第9図 アメリカ産大豆の月間輸出量推移（単位：トン）

資料：USDA から筆者作成。

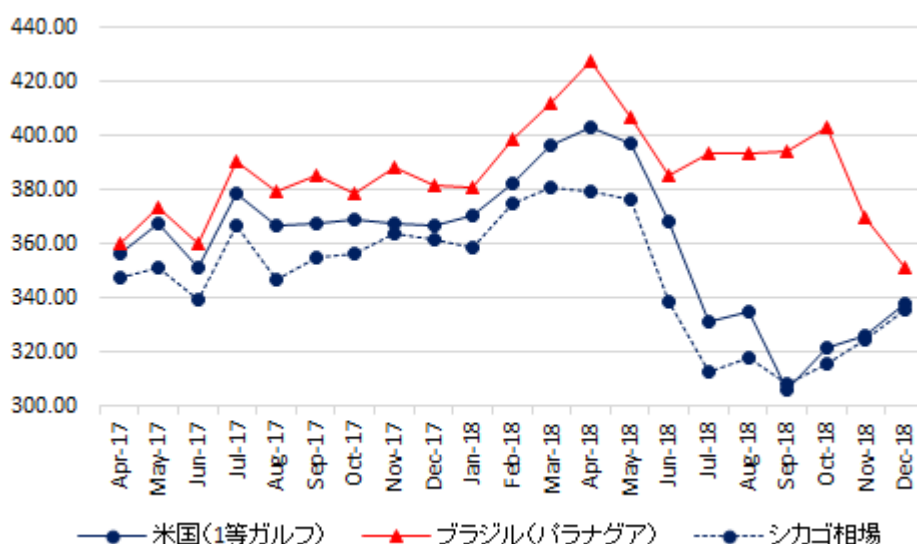


第10図 中国の大豆輸入量推移 (単位：万トン)

資料：中国海関総署から筆者作成。

注：2019年2月6日時点。

第11図に、ブラジル産およびアメリカ産大豆の本船渡条件価格(FOB)とシカゴ商品取引所における大豆先物価格(シカゴ相場)の推移を示している。2018年5月頃から、米中貿易摩擦によってアメリカ産大豆の中国向け販売が減少する懸念が優勢になり、シカゴ相場は大幅に下落した。一方、アメリカ産大豆の代替として期待されるブラジル産大豆の価格は、シカゴ相場から大きく乖離した水準で取引されるようになった。そのシカゴ相場は、2018年7月の中国による大豆関税引上げ実施によって更に下落した。しかし、その後は次第に価格の調整があり、2018年12月の米中両首脳による会談があつてからは、引き続き安値圏にあるもののシカゴ価格は上向く一方、ブラジル産大豆の価格は下落に転じた。



第11図 ブラジル産・アメリカ産大豆の FOB 価格と大豆先物価格(シカゴ相場)推移
(単位：ドル/トン)

資料：FAO および ABIOVE から筆者作成。

4. メルコスールとブラジルについて

（1）メルコスール概況

現在のメルコスール加盟国は、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイの創設メンバー国のほか、加盟に対する各国議会の批准を待っているボリビアや無期限資格停止処分中であるベネズエラを含めると6か国であり、また準加盟国は、チリ、コロンビア、エクアドル、ギアナ、ペルー、スリナムの6か国がある。第7表に、メルコスールの正式加盟国の概観を示している。メルコスールの総面積、総人口、総GDPにおけるラテンアメリカおよびカリブ海諸国全体に対するシェアは、それぞれ68.0%、47.7%、54.9%と同地域の過半程度を占める。また、ブラジルは、面積、人口、GDPのいずれもそのメルコスールの60%以上のシェアを持つ域内大国の位置付けにある。

メルコスール全体および各加盟国の域内輸出比率について、設立当初である1992年ではメルコスール全体の域内輸出は全輸出の13.6%を占める程度にすぎなかったが、域内統合が進展するにつれてその比重は大きくなり、1998年には25.0%まで上昇した（第12図）。しかし、1999年のブラジル通貨危機や2001年のアルゼンチン債務危機を要因に、域内貿易は縮小してしまい、2002年には12.8%とメルコスール発足時の水準にまで後退してしまった。以降、2010年に15%程度まで回復するも、現在は13~14%台前後で推移している。域内大国であるブラジルにおいてこの傾向が強く現れており、域内輸出は1992年には11.4%であったものが1998年には17.4%まで上昇するものの、2002年には5.5%まで低下し、現在は10%前後で推移している。2000年代から中国向けの鉄鉱石や大豆などの輸出が大幅に拡大し、メルコスール域内の貿易の重要性が相対的に低下したこともその背景にある。なお、パラグアイは域内輸出において突出した域内依存度を示しており、1992年の時点で37.5%であったものが、2000年には85%を上回る水準にまで達し、現在も域内輸出比率は50%程度の比率を有している。

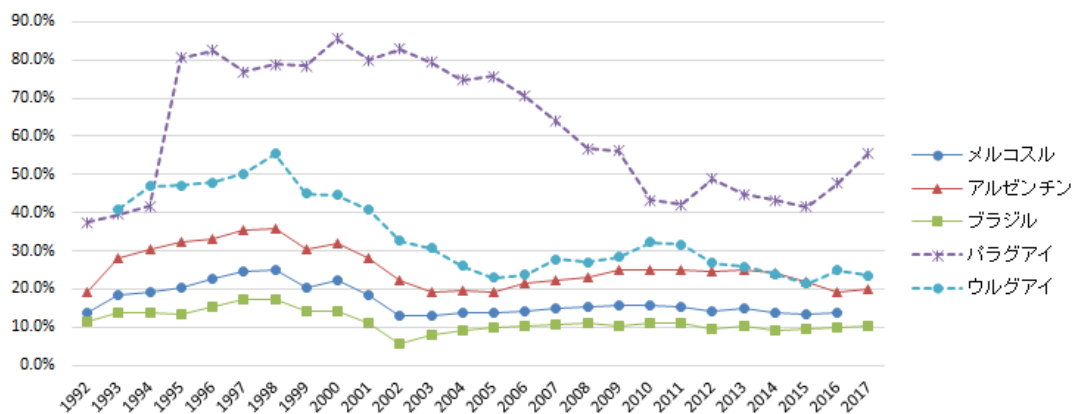
メルコスールにとって最大の貿易相手地域は中国を筆頭としたアジアであり、主要輸出品は大豆や鉄鉱石などの商品が過半以上を占める一方、輸入品は通信機器などの精密機械が上位シェアを占めている（第8表）。なお、日本との輸出入関係は、域外輸出全体の2.3%、域外輸入全体の2.5%という状況である。アジアに次ぐ輸出入相手地域であるEUは、輸出は大豆粕や大豆が上位を占めており、輸入についてはガソリンやディーゼルなどの燃料が主要産品となっている。EUに次ぐ北米について特筆すべきことは、メルコスールからの輸出品として、アジアやEUと異なり、航空機やターボジェット部品などの工業製品が上位を占めている点である。

域外との貿易傾向は、輸出は大豆・鉄鉱石・重油という一次産品が主要であり、輸入についてはガソリンやナフサの石油関連のものが上位シェアを占めている。一方、域内の貿易については、既述のとおり相互依存の水準は低下しているものの、ブラジル・アルゼンチン間における乗用車の取扱いが大きなシェアを占めており、域内全体の輸出額は、アジア、EU、北米に次ぐ403億ドルである。

第7表 メルコスール加盟国概観 (2016年/ベネズエラ GDP 関連情報は2014年基準)

	アルゼンチン	ブラジル	パラグアイ	ウルグアイ	ベネズエラ 2017年 無期限資格停止	ボリビア 加盟国による 批准待ち
面積(千km ²)	2,780.4	8,515.8	406.8	176.2	912.1	1,098.6
人口(百万人)	43.9	207.7	6.7	3.4	31.6	10.9
GDP(十億ドル)	554.9	1,794.0	27.4	52.7	482.4	33.9
GDP成長率(%)	(1.8)	(3.5)	4.0	1.7	(3.9)	4.3
対GDP輸出比率(%)	13	12	42	21	17	24
対GDP輸入比率(%)	14	12	40	20	31	32

資料：The World Bank から筆者作成。



第12図 メルコスールおよび各加盟国の域内輸出比率

資料：IDB から筆者作成。

第8表 メルコスールと域外主要地域・域内の貿易状況 (2017年)

	輸出		輸入	
	金額(十億ドル)	その他	金額(十億ドル)	その他
アジア(除く中東)	94.7	①大豆 26.7% ②鉄鉱石 14.2% ③重油 10.3%	73.6	①通信機器部品 3.9% ②テレビ関連部品 3.2% ③携帯端末 1.7%
中国	53.3	①大豆 43.5% ②鉄鉱石 20.4% ③化石燃料 14.6%	44.0	①電機部品 32.5% ②原子炉・ボイラー等 17.0% ③有機化合物 7.3%
日本	6.0	①鉄鉱石 25.3% ②食肉 15.5% ③穀物 8.4%	5.1	①自動車部品 25.2% ②原子炉・ボイラー等 24.8% ③電機部品 13.3%
EU	45.9	①大豆粕 8.4% ②大豆 5.5% ③コーヒー 5.3%	45.6	①ガソリン 2.7% ②ディーゼル 2.6% ③モーター 1.9%
北米	41.4	①重油 6.5% ②航空機 5.7% ③ターボジェット部品 5.3%	43.0	①ガソリン 13.7% ②瀝青炭 2.6% ③エタノール 2.1%
太平洋同盟	20.5	①重油 8.2% ②牛肉 4.1% ③乗用車 3.6%	14.6	①銅板 7.7% ②銅鉱石 5.8% ③乗用車 5.6%
域外全体	252.3	①大豆 12.3% ②鉄鉱石 6.6% ③重油 6.5%	196.3	①ガソリン 4.1% ②重油 1.8% ③ナフサ 1.7%
域内	40.3	①乗用車 8.5% ②ディーゼル車 6.3% ③電気 5.6%		

資料：Mercosur, “Sistema de Estadísticas de Comercio Exterior del MERCOSUR”から筆者作成。

（2）ラテンアメリカにおける地域統合とメルコスール

第一次世界大戦や世界大恐慌の経験や交易条件の悪化に対応すべく、ブラジルやアルゼンチンなどのラテンアメリカ諸国は、1930年代頃から輸出主導型成長モデルから輸入代替工業化モデルへシフトするようになった。当初は消費財部門の輸入代替は成功したものの、次第にその工業化が耐久消費財などに向かうにつれて部品や資本財の輸入を必要とするようになり、むしろ工業製品の輸入に対する依存度が高まった。また、高い輸入関税率や自国通貨高政策を適用するなどの保護主義のため、国内製造業の生産性は低い状況に留まり、工業製品の輸出拡大および輸出の多角化には至らなかったほか、既存の一次産品輸出部門にも負の影響をもたらした。その上、アルゼンチンやブラジルなどを除くラテンアメリカの中小国は、国内の市場規模にも制約があった。以上のことを背景に、ラテンアメリカ諸国は、輸出産業からの税収の伸び悩みや製造業育成のための投資は財政を逼迫した上に、輸出の伸び悩みと輸入の増加による慢性的な外貨不足の状況に陥ったことから、1950年代には輸入代替工業化戦略に基づく成長に限界が生じた（カイ 2002, 56-62 頁, Bulmer-Thomas 2014, p.305）。

したがって、この状況を打開すべく、同地域では、一国で行っていた輸入代替工業化をラテンアメリカ全体で行うこと、換言すれば、市場を統合拡大して輸入代替工業化を地域で達成することを目論んだ。この潮流を受けて、ラテンアメリカ諸国は、1961年にラテンアメリカ自由貿易連合（LAFTA）を結成したのである。

しかし、アルゼンチン、ブラジル、メキシコのような域内大国のみが恩恵を受けるとして、ボリビアやチリなどのアンデス諸国が1969年にアンデス共同市場（ANCOM）を発足させるなど、統合への動きは鈍くなった。また、LAFTAは1981年にラテンアメリカ統合連合（ALADI）に改組され、従来のように加盟国全体で自由貿易体制を構築するのではなく、加盟国のうち2国間、もしくは数か国で結ばれる経済補完協定を結ぶ緩やかな統合を目指す方向にシフトした。

1990年代のラテンアメリカは、累積債務危機を乗り越えるべく国際通貨基金（IMF）や世界銀行主導のもとで新自由主義政策^⑤と呼ばれる経済安定化・構造調整政策を推進していた。新自由主義政策に基づく経済自由化の動きを受けて、従来のラテンアメリカにおける地域統合と異なる動きが生じ始めた。その一つが、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイの南米諸国で構成されるメルコスール創設である^⑥。

そもそものアルゼンチンやブラジルの2国間の関係はLAFTAやALADIの枠組みを活用^⑦して良好であったが、両国が軍事政権時代であった頃には地政学的・国家安全保障上の問題に直面して貿易関係は大幅に縮小した。1980年代以前のラテンアメリカにおける地域統合は、上述の域内大国と小国の対立のほかに、域内大国同士による政治的な対立もあり動きが停滞していったのであるが、1980年代の民政移管に伴ってブラジル・アルゼンチンの関係は次第に正常化した。そして、地域統合への第一歩として1985年の「イグアス宣言」を発表し、1986年には「アルゼンチン-ブラジル経済統合プログラム（ABEIP）」が制定されて資本財、農業、自動車産業などの分野における2国間交易の拡充を狙ったのである^⑧。

このようにアルゼンチンとブラジルの経済連携を強化していく過程で、パラグアイおよびウルグアイを緩衝国として呼び込み⁹⁾、1991年にメルコスール創設となった「アスンシオン条約」を締結した。Falconi (2018) は、創設の目的として「加盟国間の財、サービス、生産要素について自由に行き来ができる共同市場の創出」、「対外共通関税の設定」、「第三者に対する共通の通商政策の適用」、「マクロ経済および産業政策の協調」、「域内の法制度の調和に対するコミットメント」を挙げている。メルコスールは、1991年のアスンシオン条約締結、94年までには自由貿易地域を創出して加盟国間の貿易自由化や関税引下げに取り組んだ。また、同年には「オウロプレット条約」を締結し、メルコスールの機構を決定した。この条約に基づき、加盟国の財務大臣と外務大臣で構成される「共同市場理事会 (Common Market Council)」を最高意思決定機関と定めたほか、加盟国の外務省、財務省、中央銀行の代表で構成される「共同市場グループ (Common Market Group)」や関税同盟の運営機関として「貿易委員会 (Trade Commission)」を設置した。その後、1995年に域内の関税撤廃等を目的とした関税同盟を結び、域内の関税は自動車部門等の一部を除き原則として撤廃を行い、全品目の85%に対して0~20%の間の対外共通関税 (平均11%) を設定した。貿易紛争の解決手段としては、1991年に締結された「ブラジリア議定書」によって共同市場グループに仲裁権限が付与され、2002年に「オリボス議定書」によって常設裁判所が設置された。また、2006年にはメルコスール内に議会を設置し、2007年には域内の投資等に利用されるメルコスール構造統合基金 (Focem) ¹⁰⁾などの制度を整えた。なお、加盟国については、2012年にベネズエラが、2015年にボリビアが正式加盟を果たした。

Campos (2016) は、一般的な地域統合として、(イ) 自由貿易地域、(ロ) 関税同盟、(ハ) 共通・単一市場、(ニ) 経済連合の順序で深化していくと指摘しているが、現状までのメルコスールの深化度合いについて考えた場合、(ロ) の関税同盟から先への協議が進まず、機構の強化や加盟国数増加などはあったものの、単一市場を創出できずに経済的側面では停滞してしまっている状況である。しかし、1998年に締結された「メルコスールの民主主義に関するコミットメントに関するウシュアイア付属議定書」では、メルコスール加盟国における民主主義が脅かされる場合、アスンシオン条約で認められた加盟国の権利を停止することができる旨が定められており、政治的側面については統合へ向けた進展も見られた¹¹⁾。

メルコスールの地域統合へ向けた交渉が停滞している中、政治的な思惑の強い新たな地域統合の動きが生じた。2004年の南米サミットによって創設された「南米共同市場」を前身として、2007年に改称された「南米諸国連合 (UNASUR)」である。「南米諸国連合設立条約」は、2008年に採択され、2011年に発効した。UNASURは、南米12か国（アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、パラグアイ、ペルー、スリナム、ウルグアイ、ベネズエラ）で構成され、南米諸国の文化・社会・経済・政治における統合と団結の場を構築することを目的とした。設立当時の背景は、ラテンアメリカ諸国は左派政権が誕生していたことから、各国のイデオロギーに親和性があり、UNASUR設立という動きを導いたと考えられる。

ラテンアメリカ地域における自由貿易に関する動きとして注目すべき事象は、2015年に発足した太平洋同盟である。メキシコ、ペルー、コロンビア、チリの4か国で構成されている。加盟国の概要については、第9表に示している。同地域の経済規模はメルコスールの6割程度であるが、加盟国間の経済統合を目指すほかに、アジア太平洋地域との連携強化も主要目的としてメルコスールと一線を画した動きを取っている。なお、日本は、2013年にアジア初の太平洋同盟のオブザーバー国になった。

第9表 太平洋同盟加盟国概観（2016年基準）

	チリ	コロンビア	メキシコ	ペルー
面積(千km ²)	756.1	1,141.7	1,964.4	1,285.2
人口(百万人)	17.9	48.7	127.5	31.8
GDP(十億ドル)	250.0	280.1	1,076.9	191.6
GDP成長率(%)	1.3	2.0	2.9	4.0
対GDP輸出比率(%)	28	15	37	22
対GDP輸入比率(%)	27	22	39	23

資料：The World Bank から筆者作成。

（3）ブラジル外交政策の変遷

ブラジルのメルコスールに対する姿勢を理解するために、1990年代以降のブラジル外交について、リオデジャネイロ州立大学の Miriam Gomes Saraiva の論文をもとに整理する。そもそも、同国の外交政策は、1960年代以降、伝統的に外務省（Ministério das Relações Externas、通称「イタマラチ」）を中心として国内政治の干渉が少ない安定した環境で策定されており、「自立性（autonomia）」および「普遍合意論⁽¹²⁾（universalismo）」の二つの考えが行動原理として機能していた⁽¹³⁾。

しかし、1990年代前後の民政移管や構造改革に基づく市場開放を契機に、職業集団によって扱われていた外交政策に関する議題について国内産業からの関心も集まるようになった。そのような環境変化の中、イタマラチ内部は、「実用主義的制度主義者（institucionalistas pragmáticos）」と「自立主義者（autonomistas）」の二つの行動原理の間で揺れ動くようになった。

1995年から2002年までのカルドゾ政権時代は、実用主義的制度主義者が自立主義を受け入れつつ主導権を握っていた。この時代の実用主義的制度主義者は、ブラジル経済の発展のために、条件付ながら自由化を推し進める点に特徴を有していた。そして、国際的な協調を重んじ、WTOへ加盟するほか、ヨーロッパ連合（EU）との自由貿易交渉やアメリカを含めた地域貿易交渉を進めることを目指していた。

しかし、2003年から2010年までのルーラ政権時代には、自立主義者の外交政策が色濃く反映されるようになった。ただし、「低姿勢（low profile）」とも形容された従来の「自立性」⁽¹⁴⁾とは大きく異なり、南米地域のみならず国際社会において、ブラジルのプレゼンスを高め、リーダーシップを発揮することを求めたものである。ルーラ政権が始まった2003年

に、アモリンは外務大臣就任講演の場で、「我々の外交政策は一つの地域に留まるべきではないし、また一つの面に制約を設けるべきではない。ブラジルは、平和かつ連帯した世界秩序の構築に貢献できるし、また貢献すべきである⁽¹⁵⁾」と発言し、それを裏付けるように、南米地域における UNASUR 創設や同じポルトガル語圏であるアフリカのモザンビークおよびアンゴラなどとの連携を図るほか、2000年代に注目されるようになった Brics 諸国と呼ばれるロシア、インド、中国、南アフリカに接近することも行ってきた。また、南米地域の連携を強化するために、ブラジルは、ブラジル国立経済社会開発銀行（BNDES）の枠組みを用いて、積極的にインフラ開発のための資金を南米諸国に投じるようになった。

ルーラの後継政権として誕生したルセフ政権（2011年～2016年8月）は、基本的な政策はルーラ政権の内容を継承しており、外交政策についても同様に踏襲した。すなわち、ルーラ政権時代の自立主義者が外交ブレーンとして活動を担っており、南米地域における開発主義的な政策を推進していた。しかし、2008年のリーマンショックの影響から立ち直る欧米諸国の存在や WTO におけるドーハー開発アジェンダの交渉の膠着により、ブラジルは次第に国際社会において存在感を低下させつつあった。また、中国経済の減速を背景とした商品価格の下落や内需の伸び悩みから、ブラジル経済は低迷していった。これらのことを背景にルセフ政権は次第に外交から内政に軸足を移し、それに伴ってイタマラチの役割も縮小していった。景気低迷の中、財政も逼迫し、歳出削減の観点から外交官採用を抑制したこともあり、政権とイタマラチとの間に大きな隔たりが生じるようになった。その他に、南米におけるプレゼンスを高めるべく活用していた BNDES によるインフラ開発のための融資は、2014年3月以降から開始したブラジル石油公社ペトロブラス社を巡る贈収賄問題に対する捜査『ラヴァ・ジャット（洗車）作戦』の関連捜査の対象となったほか、財政の制約もあり、停滞していった。以上見てきたように、ルセフ政権は、ルーラ政権時代に自立主義者が目指した「ブラジルのグローバルリーダー」化の動きを弱め、国際社会から距離を取るようになったのである。

ところが、2015年に大統領職二期目がスタートしたルセフ大統領を取り巻く環境は、大きく変容した。景気低迷や汚職問題から政治的混乱に陥り、大統領の求心力は低下した。そして、政府会計粉飾のための指示を行ったという嫌疑により2016年5月にルセフ大統領に対する弾劾裁判開始された。その結果として、同氏は大統領職を停止され、同年8月には失職することとなった。そして、1988年に制定されたブラジル連邦共和国憲法に基づき、ルセフ政権の副大統領であったテメル⁽¹⁶⁾が、ルセフ大統領失職と同時に、正大統領に昇格した。

テメル政権の外交について、Barbosa (2017) は、イタマラチとの関係を修復して従来のように外交業務の中心に据えることや、イタマラチと防衛省2省間の初の試みとして外交分野で協力関係を構築すべく会合を設定するなどの体制構築に着手した点に着目している。また、外交政策の変化として、ルセフ時代の国際社会から距離を取る姿勢から、メルコスールを通じて EU やカナダとの自由貿易協定を推進する方向へシフトしたほか、南米地域におけるリーダーシップを回復すべくアルゼンチン、メキシコ、チリ、コロンビアとの関係を

改め、インフラ統合の議論を再開させた点を指摘している。また、貿易や投資を活性化させるために、アメリカとの関係を主要なものとして捉え直すようになったほか、中国、日本、韓国などのアジア諸国との通商関係の拡大に取り組むようになった。伝統的なイタマラチの「低姿勢」外交に回帰するものの、近年では最もバランスの取れた外交を繰り広げていると考えられる（Barbosa, 2017）。

（4）ブラジルにおけるメルコスールの位置付けの変化

Campos (2016) は、ブラジルは、自国経済が停滞するタイミングで経済を改善するために地域統合を進める傾向にあるが、経済が回復基調にある時には統合についての関心が薄れると指摘している。90年代を通じてメルコスールの統合が進んでいたが、この間のブラジル経済は累積債務問題やハイパーインフレなどにより厳しい状況であった。しかし、1999年以降は、中国経済の拡大や商品価格の上昇を背景に、ブラジル経済は安定成長を遂げた結果、メルコスールにおける地域統合の更なる深化より、「グローバル・プレーヤー」としての活動を優先させていったと考えられる（Campos, 2016）。

Saraiva (2013) は、カルドゾ政権時代の実用主義的制度主義者は、ある一定条件を設けつつも開放経済を目指す「地域主義」について、市場開放がもたらす国内産業に対する影響を軽減できるものとして捉えており、その意味においてメルコスールは経済的メリットがある手段として理解していたと述べている。しかし、当初は順調に制度化が進んだメルコスールも、1999年に発生したブラジル通貨危機、2001年に発生したアルゼンチン債務危機や、その翌年に実施したアルゼンチンペソの変動相場制への移行を契機にメルコスール域内の交易は停滞していったこともあり、カルドゾ政権末期には、自立主義者が、現実的制度主義者のメルコスールに対する行動に制約を設けるようになっていった。

メルコスールは、EUに見られるような国家を超えた組織が存在する仕組みではなく、各国の財務大臣と外務大臣で構成される共同市場理事会（CMC）を最高意思決定機関としていることから、加盟国それぞれの政策や方針が反映されやすいという脆さを持った地域統合体である。ルーラ政権発足以降、ブラジルが自国の意向をメルコスール内に反映させる動きが目立ち、その脆さがより顕著になった。その具体例としては、ルーラ政権が、メルコスールを国際政治の文脈において再活性化することに取り組んでいったことが挙げられる⁽¹⁷⁾。

しかし、ブラジルのメルコスールに対する姿勢は、2016年にテメル政権が発足以降、2015年に経済活動重視の姿勢を有するアルゼンチンのマクリ大統領が誕生したこともあり、太平洋同盟や欧米先進国との経済的連携を求めるものに変質していった。それを裏付けるように、ブラジル大統領府は、2017年7月のアルゼンチンメディアの取材に対して、テメル大統領が、メルコスールの先頭に立って自由市場、民主主義、人権を最優先事項として取り組むことを明言したと発表している。

(5) メルコスールの自由貿易に向けた通商協定交渉について

2017年4月に、メルコスールおよび太平洋同盟加盟国の財務大臣・外務大臣が一堂にブエノスアイレスに集い、両地域ブロック間の連携強化の可能性を模索すべく、統合に向けたロードマップを作成した。そして、イギリスのEU離脱やアメリカの保護主義的動向を受けて、多国間交易のルールに基づいたオープンかつ透明性のある交易環境を維持していくことを確認した。この会合は、米州自由貿易地域(FTAA)設立に向けて設けられた2005年の交渉以降、ラテンアメリカにおける地域貿易協定にとって、「多国間の利益を追求するメカニズム」を構築すべく、最も重要なものと評価されている(Wade, 2017)。

ここから、メルコスールの自由貿易協定への取組について簡単に整理する。まず、EUとの交渉であるが、1995年に自由貿易を検討すべく枠組み協定を結び、2000年から本格的に交渉がスタートした。しかし、進捗が芳しくなく交渉は停滞し、2010年に再スタートさせたものの、2012年の第9回ラウンドを最後に完全に停止してしまった。ところが、2016年5月に入り、両サイドは再々度の交渉スタートに合意し、2016年10月に第10回ラウンドを開催して現在に至っている。メルコスールは、工業製品(例:自動車35%,機械20~35%)や農産物(例:乳製品28%,ワイン20%)に対して輸入関税を設定しているため、EUはこれらの税率を引き下げを求めている。一方、メルコスールは、EUに対する牛肉やエタノールの輸出増加を求めている。これらの交渉は決着していないものの、メルコスールは自動車に対する関税を7年かけて17.5%までに引下げ、EUはエタノール60万トン、牛肉7万トンを輸入する方向で議論されている。なお、過去20年間のメルコスールとEU間の自由貿易協定交渉では、メルコスール内部の政治的な問題や同加盟国間の市場開放に対する姿勢の違いが要因となって進展しなかったことが主要因であるのに対して、現在は、フランスの農業者団体による圧力やドイツ国内の政治問題などのEU内部の問題が交渉を阻む要因となっている⁽¹⁸⁾ (Bizzotto, 2017)。しかし、アルゼンチンのマクリ政権やブラジルの Temer 政権の本交渉成立に対する期待感は相当高く、ブラジルのフェレイラ外務大臣は、2018年7月にヨハネスブルグで開催された Brics 会合にて、「メルコスール-EU 間の交渉は決着するタイミングにある」と発言した(Froufe, 2018)⁽¹⁹⁾。

アジア地域については、2018年1月に中国の王外交部長がウルグアイを訪問した際、メルコスールと中国の自由貿易協定締結のために、中国とウルグアイが戦略的に協力することを確認した。また、韓国の李首相は、2018年3月の訪伯時に、ブラジルの Temer 大統領とメルコスールと韓国の自由貿易協定交渉を開始する旨を確認し、同交渉が同年5月に始まった。そのほか、ASEAN 地域との交渉を進めるに当たり、まずシンガポールとの交渉を検討している。

日本との関係では、日本経済団体連合会(経団連)とブラジル全国工業連盟(CNI)が、2018年7月に開催された第21回合同委員会において、日本とメルコスールにおける経済連携協定(EPA)の早期交渉開始を両国政府に働きかけることを確認された。

（6）ボルソナロ新政権のメルコスールに対する姿勢

最後に、ボルソナロ新政権のメルコスールに対する姿勢について言及する。ボルソナロの大統領選勝利が決定した2018年10月28日に、新政権の経済大臣に就任予定（当時）であったパウロ・ゲデスは、新政権はメルコスールを優先的なものとせず、二国間協議の可能性を模索する旨の発言をしていた⁽²⁰⁾。また、ボルソナロ自身も、メルコスールの制度的な柔軟性を求めている点を示唆している⁽²¹⁾。ボルソナロ新政権が、市場開放や民営化推進を経済政策の中心に据えている一方、二国間対話による交渉を望んでいる点を踏まえると、従来のメルコスールの枠組みに対して、何らかの変更を求める可能性がある。なお、Pereira（2018）は、自由貿易路線を追求する新政権にとって、対外共通関税がメルコスールの制度的な問題点であると指摘している。

2019年1月16日に開催された、初のブラジル・アルゼンチン首脳会談では、今後のメルコスールのあり方について協議された。ボルソナロは、この会合内で、「メルコスールは、そもそもの設立の精神である、市場開放、障壁の削減、官僚的な手続きの撤廃に対する価値を高める必要がある。⁽²²⁾」と発言し、今後は、市場に対するアクセス改善や貿易手続きの簡便化を行うべく、対外共通関税の制度見直しに取り組むことを二国間で確認している。したがって、今後は、メルコスールの枠組みを残しつつ、対外共通関税の引き下げなどを実施し、具体的な交渉は、加盟国と相手国の二国間で行えるようにする方向性にあると考えられる。ただし、この方向性は、2019年10月に実施が予定されているアルゼンチン大統領選の動向に影響を受けると考えられる。

5. おわりに

これまで見てきたとおり、ブラジル農業セクターは、食肉偽装事件やトラック運転手のストなどの問題に直面しながらも、順調に成長を遂げることができた。それは、恵まれた気候条件やブラジル農業の生産性の高さを背景に、米中貿易摩擦のような変化に素早く反応し、追加需要を取り込めたことも、要因として挙げられる。今後は、2019年1月に発足したボルソナロ新政権が、メルコスールの枠組みを変容させつつ、農産物の輸出促進に取り組むと考えられることから、農業国ブラジルの国際的なプレゼンスは、更に高まるものと考えられる。

ただし、ボルソナロ新大統領の過去の中国に対するネガティブな発言や、国連気候変動枠組条第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」からの離脱に関する発言などから、農業部門が関係する政策に不透明さも残る。

したがって、ブラジル農業部門が持つ成長トレンドや潜在力の大きさは確かであるものの、今後もこれらの政策動向などについて注視していく必要がある。

- 注⁽¹⁾ ブラジルのポルトガル語では、「grain (穀物)」を表す言葉は「grão」であるが、この単語は、コメや小麦などのほか、大豆や綿花などの油糧種子を含むものの、本章では便宜上、「穀物」と表記する。
- ⁽²⁾ ブラジル農務省が定める作物年度である 2017 年 10 月から 2018 年 9 月までの期間を示している。また、第 1 表および第 2 表の作物年度は、米国農務省経済研究所 (USDA/ERS) に準じたものであり、大豆とトウモロコシは 2017 年 9 月から 2018 年 8 月までの期間である。
- ⁽³⁾ 2018 年における豚肉の需給動向予測に基づく、ブラジルは生産量および輸出量で世界 4 位であるものの、世界シェアは生産量では 3.3%、輸出量においては 9.8%と世界における影響力は限定的であると考えことから、豚肉は今回の調査対象から外している (IEG/FNP 資料参照)。
- ⁽⁴⁾ 第 1 表にある 2017/2018 年度の中国の輸入量を消費量で除したものの。
- ⁽⁵⁾ 社団法人ラテン・アメリカ協会 (1996) によると、(1)歳出削減、増税、国营企業の民営化を通じた財政赤字の解消、(2)金融自由化、(3)貿易自由化、(4)外資規制の撤廃をし、門戸開放をする、という 4 点が新自由主義政策の骨子と説明されている。
- ⁽⁶⁾ 1994 年に発効した北米自由貿易協定 (NAFTA) におけるメキシコも、従来のラテンアメリカ地域における地域統合とは異なり、域内の自由貿易化をすべく、関税引下げ・撤廃、金融サービス市場の開放、投資の自由化を行った。メルコスール地域を含む南北米州地域は、1994 年のマイアミで開催された米州サミットで米州自由貿易地域 (FTAA) を構築すると合意、2001 年の会合では 2005 年までに交渉を終結するとした。しかし、その後、アメリカとブラジルの農業補助金を巡る対立などがあり、統合への動きは中断してしまった。
- ⁽⁷⁾ Bouzas (2002) は、1970 年代末の LAFTA のもとで行われていた優遇措置による交易の約 8 割は、アルゼンチンとブラジルの 2 国間で行われたと指摘する。
- ⁽⁸⁾ Maldaner (2010)。
- ⁽⁹⁾ Maldaner (2010) は、メルコスール設立当初、チリも誘われたものの、同国はメルコスールより低い対外関税を適用していたほかに 2 国間の自由貿易協定を結ぶ戦略であったため加盟を辞退したと指摘している。
- ⁽¹⁰⁾ 出資比率は、ブラジル 70%、アルゼンチン 27%、ウルグアイ 2%、パラグアイ 1%である。
- ⁽¹¹⁾ パラグアイは、同国大統領弾劾手続きが民主主義的でないとして 2013 年まで加盟国としての資格停止処分が下された。また、ベネズエラはメルコスール規定の批准進捗率が芳しくないことから資格停止処分中であつたが、2017 年に設置した制憲議会が民主主義的ではないとして更に無期限の資格停止処分となった。
- ⁽¹²⁾ 白水社「現代ポルトガル語辞典」によると、「全員の合意事項以外認めようとしない考え」として、普遍合意論という訳を与えている。
- ⁽¹³⁾ Saraiva (2013) の 64 ページ。
- ⁽¹⁴⁾ 子安 (2013) は、ブラジル外交について、国際社会と距離 (distance) をおくことで国際関係のなかでブラジルの国家としての自立性 (autonomy) を守ろうとし、また国際的な取り決めや制度には原則参加するもののブラジルが進んで国際社会のなかで強い主張を行うことはほとんどないと指摘する。
- ⁽¹⁵⁾ Amorim (2003)。
- ⁽¹⁶⁾ テメルは、2016 年 5 月のルセフ大統領職務停止に伴って、執行大統領として暫定政権を同年 8 月まで運営した。
- ⁽¹⁷⁾ Saraiva (2017)。
- ⁽¹⁸⁾ メルコスールと EU における自由貿易協定では、EU 国内問題のほか、2017 年 3 月にブラジルで発生した「食肉偽装問題」を契機に EU 諸国がブラジルの食肉に関する衛生管理を問題視しており、これらが交渉のハードルとなっている。
- ⁽¹⁹⁾ メルコスールと EU における自由貿易協定では、2019 年 6 月 27 日に政治的合意に至った。
- ⁽²⁰⁾ Gamba, Soares, Côrrea, and Oliveira (2019)および Doce (2018)。
- ⁽²¹⁾ Araújo, Murakawa, Rittner, and Agostine (2019)。
- ⁽²²⁾ Vinhal and Hessel(2019)。

〔引用文献〕

【日本語文献】

宇佐見耕一，小池洋一，坂口安紀，清水達也，西島章次，浜口伸明（2009）『図説ラテンアメリカ経済』，日本評論社。
カイ，クリストバル（2002）『ラテンアメリカ従属論の系譜—ラテンアメリカ：開発の低開発の理論—』，大村書店。
外務省，「米州自由貿易地域（FTAA）概要」。

[<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/keizai/ftaa/gaiyo.html>]（2018年9月4日閲覧）

外務省，「太平洋同盟」。[\[https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kan/taiheiyo.html\]](https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kan/taiheiyo.html)（2018年9月4日閲覧）

外務省，「南米南部共同市場（共同市場）」。

[<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/keizai/mercosur/index.html>]（2018年9月3日閲覧）

外務省，『外交青書 2013』。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2013/html/chapter2/chapter2_03_01.html]（2018年9月3日閲覧）

子安昭子（2013）「外交におけるグローバル・プレーヤーへの道」『躍動するブラジル—新しい変容と挑戦—』，アジア経済研究所

社団法人ラテン・アメリカ協会（1996）『ラテン・アメリカ事典』。

西島章次，細野昭雄編著（2008）『ラテンアメリカ経済論』，ミネルヴァ書房。

日本経済団体連合会，「日本メルコスール経済連携協定へ向けたロードマップ」。

[<http://www.keidanren.or.jp/policy/2018/062.html>]（2018年9月5日閲覧）

日本経済団体連合会，「第21回日本ブラジル経済合同委員会を開催」。

[http://www.keidanren.or.jp/journal/times/2018/0809_04.html]（2018年9月5日閲覧）

ブラジル日本商工会議所，「メルコスールのFTA交渉・事前準備進捗状況」。

[<http://jp.camaradojapao.org.br/upload/files/%E6%97%A5%E3%83%A1%E3%83%AB%E3%82%B3%E3%82%B9%E3%83%BC%E3%83%ABEPA%E8%B3%87%E6%96%99%E3%83%88%E5%B9%B4%E6%9C%88%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%83%88%E3%83%AD%E3%82%B5%E3%83%B3%E3%83%91%E3%82%A6%E3%83%AD%E4%BD%9C%E6%88%90%E3%83%89.pdf>]（2018年9月3日閲覧）

堀坂浩太郎編（2004）『ブラジル新時代』，勁草書房

【外国語文献】

Amorim, C. (2003) “Discurso proferido pelo Embaixador Celso Amorim por ocasião da transmissão do Cargo de Ministro de Estado das Relações Exteriores.”. [<http://www.itamaraty.gov.br/discursos-artigos-e-entrevistas-categoria/ministro-das-relacoes-exteriores-discursos/7547-discurso-proferido-pelo-embaixador-celso-amorim-por-ocasio-da-transmissao-do-cargo-de-ministro-de-estado-das-relacoes-exteriores>]（2018年8月29日閲覧）

- ANGOP (2018) “Coreia do Sul abre negociação com Mercosul em breve”, 20.03.2018.
[http://www.angop.ao/angola/pt_pt/noticias/internacional/2018/2/12/Coreia-Sul-abre-negociacao-com-Mercosul-breve,13e6e13f-5e0d-4ebc-b1f4-980b76ec704f.html] (2018年9月5日閲覧)
- Araújo, C., Murakawa, F., Rittner, D., and Agostine, C. (2019) “Após falar com Macri, Bolsonaro defende Mercosul enxuto”, *Valor Econômico*, 16.01.2019. [<https://www.valor.com.br/politica/6066803/apos-falar-com-macri-bolsonaro-defende-mercopol-enxuto>] (2019年1月23日閲覧)
- Barbosa, R. (2017) “A política externa do governo Temer”, *Estado de São Paulo*, 14.02.2017.
- Bizzotto, M. (2017) “Por que 20 anos não foram suficientes para que Mercosul e UE concluíssem tratado comercial”, *BBC Brasil*, 19.10. 2017. [<https://www.bbc.com/portuguese/internacional-41686092>] (2018年9月5日閲覧)
- Bouzas, R., Veiga, R.M. and Torrent, R. (2002) “In-Depth Analysis of Mercosur –Integration, Its Prospectives and the Effects Thereof on the Market Access of EU Goods, Services and Investment –”, University of Barcelona –Science Park of Barcelona –.
- Bulmer-Thomas, V. (2014) “The Economic History of Latin America since Independence”, Cambridge Latin American Studies
- Campos, G.L. (2016) “From Success to Failure: Under What Conditions Did Mercosur Integrate?”, *Journal of Economic Integration*, Vol.31 No.4, December 2016.
- Carmo, M. (2018) “Bolsonaro president: declarações de Paulo Guedes sobre Mercosul surpreendem membros do bloco”, *BBC News Brasil*, 30.10.2018. [<https://www.bbc.com/portuguese/brasil-46026331>] (2019年1月24日閲覧)
- Companhia Nacional de Abastecimento (2018) “Acompanhamento da safra brasileira de grãos V.5 – SAFRA 2017/18 – N.12–”, Conab
- Doce, N. (2018) “Bolsonaro will focus on Brazil pension reform, bilateral trade: Guedes”, *Reuters*, 29.10.2018.
[<https://www.reuters.com/article/us-brazil-election-guedes/bolsonaro-will-focus-on-brazil-pension-reform-bilateral-trade-guedes-idUSKCN1N3036>] (2019年1月24日閲覧)
- European Commission, “Mercosur”. [<http://ec.europa.eu/trade/policy/countries-and-regions/regions/mercopol/>]
(2018年9月5日閲覧)
- European Commission, “EU-Mercosur Association Agreement”.
[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/december/tradoc_156465.pdf] (2018年9月5日閲覧)
- Falconi, C. (2018) “Structure and Commercial Policy of Mercosur”, Fondazione Universitaria San Palleggrino
- Froufe, C. (2018) “Já está na hora de concluir negociação Mercosul-UE, diz Aloysio”, *Estadão*, 25.07.2018.
[<http://economia.uol.com.br/noticias/estadao-conteudo/2018/07/25/ja-esta-na-hora-de-concluir-negociacao-mercopol-ue-diz-aloysio.htm>] (2018年9月5日閲覧)
- Gamba, K., Soares, J., Córrea, M., and Oliveira, E. (2019) “Após encontro com Macri, Bolsonaro defende Mercosul enxuto”, *Jornal O Globo*, 16.01.2019. [<https://oglobo.globo.com/economia/apos-encontro-com-macri-bolsonaro-defende-mercopol-enxuto-23376425>] (2019年1月23日閲覧)

- Gomes, E.B. (2002) “Protocolo de Olivos: alterações no sistema de soluções de controvérsias do MERCOSUL e perspectivas”, *Revista de Faculdade de Direito da Universidade Federal do Paraná*.
- Instituto FNP & Agra FNP Pesquisa (2007) “*Anualpec 2007 –Anuário da pecuária brasileira–*”, Instituto FNP & Agra FNP Pesquisa
- Inte-American Development Bank (IDB) , “Estadísticas Comerciales Detalladas”.
[<http://dataintal.intradebid.org/cnsConsultaCompletaNew.aspx?lang=ESP>] (2018年8月29日閲覧)
- Maldaner, L.F. (2010) “MERCOSUR– Advantages and Disadvantages from the Brazilian Perspective”.
[<http://www.ajlas.org/v2006/paper/2010vol23no102.pdf>] (2018年9月3日閲覧)
- Mercosur. [<http://www.mercosur.int/innovaportal/v/7824/2/innova.front/paises-do-mercosul>] (2018年9月3日閲覧)
- Mercosur, “Sistema de Estadísticas de Comercio Exterior del MERCOSUR”. [<https://estadisticas.mercosur.int/>]
(2018年9月5日閲覧)
- Ministério das Relações Exteriores, “Mercosul”. [<http://www.itamaraty.gov.br/pt-BR/politica-externa/integracao-regional/686-mercosul>] (2018年8月30日閲覧)
- Ministry of Foreign Affairs of the People’s Republic of China, “Wang Yi talks about China-Uruguai Free Trade Agreement”, 25.01.2018. [https://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/zxxx_662805/t1529716.shtml] (2018年9月5日閲覧)
- Paraguassu, L. (2017) “Proposta da UE para importações de carne e etanol desagrada Mercosul, diz fonte”, *Reuters*, 04.10.2017. [<https://br.reuters.com/article/topNews/idBRKCN1C82VX-OBRTTP>] (2018年9月5日閲覧)
- Pereira, L.B.V. (2018) “Abertura comercial e o Mercosul”, *Conjuntura Econômica*, FGV
- Planalto (2017) “Brasil vai priorizar integração e liberdades individuais à frente do Mercosul, diz Temer”, 23.12.2017. [<http://www2.planalto.gov.br/acompanhe-planalto/releases/2017/07/brasil-vai-priorizar-integracao-e-liberdades-individuais-no-mercosul-diz-temer>] (2018年9月5日閲覧)
- Planalto, “Constituição da República Federativa do Brasil de 1988”.
[http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/constituicao/constituicaocompilado.htm] (2019年2月4日閲覧)
- Mano, A. (2018) “Mercosur offers to halve import tariff on EU cars -paper”, *Reuters*, 26.06.2018.
[<https://www.reuters.com/article/us-mercosur-trade-eu-autos/mercosur-offers-to-halve-import-tariff-on-eu-cars-paper-idUSKBN1JM1ID>] (2018年9月5日閲覧)
- Saraiva, M.G. and Velasco Júnior, P.A. (2017) “A política externa brasileira e o “fim de ciclo” na América do Sul: Para onde vamos?”, *PENSAMENTO PROPRIO* 44
- Saraiva, M.G. (2013) “Continuidade e mudança na política externa brasileira –as especificidades do comportamento externo brasileiro de 2003 a 2010–”, *RELAÇÕES INTERNACIONAIS*
- Saraiva, M.G. (2011) “Integração regional na América do Sul: processo em aberto”, 3º ENCONTRO NACIONAL DA ABRI

Senado Federal, “Senado homenageia Mercosul pelos 20 anos de sua existência”.

[<http://www.senado.gov.br/noticias/Especiais/mercosul20anos/senado-homenageia-mercosul-pelos-20-anos-de-sua-existencia.htm>] (2018年8月31日閲覧)

Sistema de Informação de Comércio Exterior, “Protocolo de Brasília para a solução de controvérsias”.

[http://www.sice.oas.org/Trade/MRCSR/brasil/pbrasil_p.asp] (2018年9月3日閲覧)

Sistema de Informação de Comércio Exterior, “MECOSUR-European Union”.

[http://www.sice.oas.org/TPD/MER_EU/MER_EU_e.asp] (2018年9月5日閲覧)

Sousa, Y. (2018) “Ministério da Fazenda diz que greve dos caminhoneiros causou prejuízo de R\$15.9 bilhões a economia”, *Globo*, 12.06.2018. [<https://g1.globo.com/economia/noticia/ministerio-da-fazenda-diz-que-greve-dos-caminhoneiros-causou-prejuizo-de-r-15-bilhoes-a-economia.ghtml>] (2019年2月5日閲覧)

Toyama, N. (2018) “China and South Korea seek free trade deal with Mercosur”, *Nikkei Asia Review*, 22.04.2018.

[<https://asia.nikkei.com/Economy/China-and-South-Korea-seek-free-trade-deal-with-Mercosur>] (2018年9月5日閲覧)

Valença, M.M. (2016) “Política externa brasileira e multilateralismo: o que esperar do novo governo”,

CADERNOS ADENAUER XVII

Vinhal, G. and Hessel, R. (2019) “Em encontro com Macri, Bolsonaro defende Mercosul enxuto”, *Correio*

Braziliense, 17.10.2019.

[https://www.correio braziliense.com.br/app/noticia/politica/2019/01/17/interna_politica,731272/em-encontro-com-macri-bolsonaro-defende-mercosul-enxuto.shtml] (2019年1月23日閲覧)

The World Bank, “World Development Indicators”.

[<http://databank.worldbank.org/data/reports.aspx?source=2&country=LCN>] (2018年8月24日閲覧)

Wade, C. (2017) “Mercosur and Pacific Alliance Push for Integration in Moment of Convergence”, Wilson Center.

[<https://www.wilsoncenter.org/blog-post/mercosur-and-pacific-alliance-push-for-integration-moment-convergence>] (2018年8月24日閲覧)

【ウェブサイト】

中華人民共和国海関総署 [<http://www.customs.gov.cn/>] (2019年2月6日閲覧)

Associação Brasileira das Indústrias de Óleos Vegetais (ABIOVE) [<http://www.abiove.org.br/site/index.php>] (2019年1月24日閲覧)

Banco Central do Brasil [<https://www.bcb.gov.br/>] (2019年1月24日閲覧)

Empresa de Planejamento e Logística (EPL) [<https://www.epl.gov.br/index.php>] (2019年2月5日閲覧)

Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO) [<http://www.fao.org/home/en/>] (2019年1月24日閲覧)

IEG/FNP [<http://www.informaecon-fnp.com/>] (2019年1月24日閲覧)

Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística (IBGE) [<https://ibge.gov.br/>] (2019年2月4日閲覧)

Ministério da Agricultura, Pecuária e Abastecimento (MAPA) [<http://www.agricultura.gov.br/>] (2019年1月24日閲覧)

Ministério das Relações Exteriores (Itamaraty) [<http://www.itamaraty.gov.br/>] (2019年1月24日閲覧)

United States Department of Agriculture Economic Research Service (USDA/ERS) [<https://www.ers.usda.gov/>] (2019年4月4日閲覧)

第3章 アルゼンチン

—農業・貿易の動向—

中村 出

はじめに

アルゼンチンは、南米において、ブラジルに次ぐ経済規模を有するほか、政治・経済で重要な地位を占めるとともに、G20 のメンバーとして、国際社会においても一定の影響力を有している。また、大豆、トウモロコシ等の油糧種子・穀物の輸出大国であり、その生産・輸出の動向は、世界の食糧需給に大きな影響を与えている。

そのような中、2015 年末に発足したマクリ政権は、高いインフレ率や財政赤字の解消等に向けて、農畜産物の輸出税の廃止・軽減をはじめとする国内改革に取り組むほか、他国との貿易交渉を積極的に進めており、その動向は、世界的に注目されている。

一方、日本とアルゼンチンとの過去 5 年間の貿易額は、輸出・輸入いずれも全体の 0.2% 未満とごくわずかであるが、2018 年に外交関係樹立 120 周年を迎え、3 年連続で両国の首脳が相互に訪問する等、関係の緊密化が進んでいる。日本としては、将来にわたる食料の安定供給や国際社会における地位確保等の観点から、両国の良好な関係を構築に努めるとともに、農業・貿易に関する情報を常に把握しておくことが重要である。

上記の認識の下、本レポートでは、文献や政府機関・国際機関が公表したデータ等を活用し、マクリ政権以後の農業・貿易の全体像を網羅的に把握することを主眼にとりまとめた。また、必要に応じて背景となった政治・経済の歴史やマクリ政権以前の農業・貿易の動向についても記述し、読者の理解がより深まるよう留意した。

1. アルゼンチンの国土と独立までの歴史

アルゼンチンは、南米大陸南方の太平洋側に位置し、領土面積は世界 8 位、日本の約 7.4 倍となる 278 万 km²(他国と係争中の領土を除く)を有し、人口は約 4,427 万人(2017 年)、欧州系約 97%、先住民系約 3%で構成される。

アルゼンチンの最初の住民は、約 1 万 5 千年前にベーリング海峡を渡ってきたアジア人とされ、1 万 2 千年前には、アルゼンチンの南部まで到達していたとされる。

15 世紀まで、クスコ王国等による先住民支配が続いたが、1492 年のコロンブスのアメリカ大陸発見後のヨーロッパ諸国による南米の植民地化の中で、1516 年にスペインの植民地となった。

18 世紀になると、ナポレオンの侵攻を契機とするスペイン本国の政治的混乱期に、それ

まで本国から虐げられていた現地生まれのスペイン人（クリオージョ）が、1810年の5月革命で行政権をスペイン（宗主国）から奪取し、1816年に独立宣言を行った。しかし、その後も中央集権派と連邦派による内部混乱が続き、制度的に現在に至るアルゼンチン共和国が成立したのは1862年である。

2. アルゼンチンの政治・経済

（1）政治システム

アルゼンチンは、大統領を元首とする3権分立の立憲共和制国家である。

行政権は、大統領（臨時の場合は副大統領）と内閣に属し、首相を含む内閣の大臣は大統領によって任命される。大統領・副大統領ともに直接選挙で選ばれ、任期は4年、現職大統領の再選は1回のみ認められている。大統領は、法的拘束力の強い大統領令の発令権を持ち、また軍の最高指揮官でもある。なお、現在の大統領は、2015年11月の選挙で当選した前ブエノスアイレス市長のマウリシオ・マクリである。

中央政府には、10省庁（内務・公共事業・住宅省、外務・宗務省、国防省、財務省、生産・労働省、運輸省、司法・人権省、治安省、保健・社会開発省、教育・文化・科学技術省）が設置されており、連邦制を採用している地方行政には、23の州とブエノスアイレス特別区があり、大きな自治権を有している。

立法権は、上院（任期6年、72議席、24州・特別区×3名）、下院（任期4年、257議席、原則各州の人口に応じて配分）に属し、上院議長は副大統領が兼任している。下院では2年ごとに約半数の議席が、上院も同じく2年ごとに1/3の議席がそれぞれ改選される。

また、司法権は国家最高司法裁判所に属している。

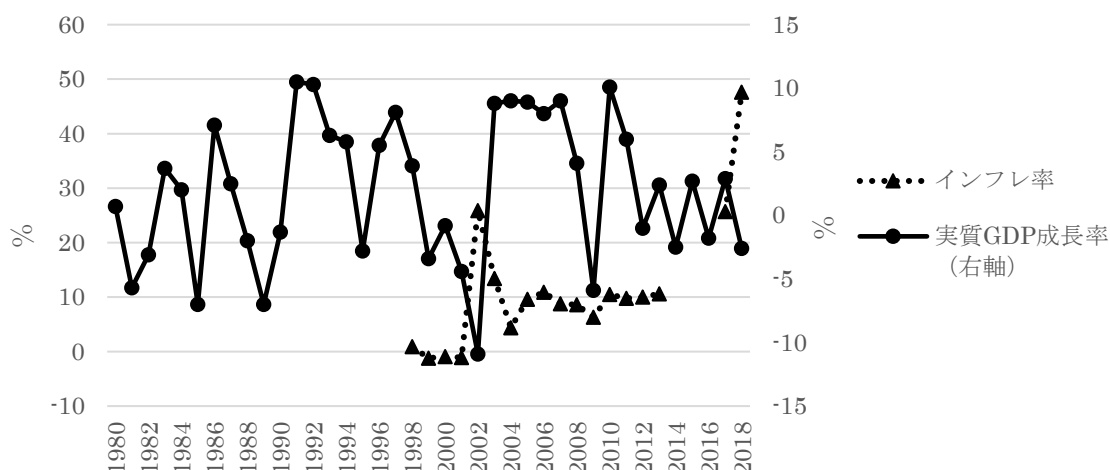
（2）経済の現状

アルゼンチンのGDPは、南米でブラジルに次ぐ規模であり、世界でも20位前後の中進国である。19世紀末頃には、世界有数の経済大国となったが、20世紀初頭の世界恐慌以後、幾度も経済危機を迎え、不安定な経済状況が続いている。実際、1980年以降の経済成長率（実質GDP成長率）は、何度もマイナス成長を記録しており、インフレ率も、穀物価格の上昇を受けて高い経済成長率を記録した2000年代を除き、高水準となっている（第1図）。

マクリ政権以後の動向を見ると、経済成長率は、一連の経済改革の効果で2017年から回復基調となっていたが、2018年は、-2.5%と前年の2.7%から一転してマイナス成長となった。また、インフレ率についても47.6%となり、前年から85%上昇した。

この原因は、主として2018年のペソ急落によるものであるが、緊縮財政による補助金削減等も影響していると考えられ、マクリ政権は依然厳しい状況に立たされている。

一方で、2018年の貿易赤字は3,882百万ドルとなり、2017年の赤字（8,309百万ドル）からはほぼ半減する等明るいきざしもある。



第1図 インフレ率と実質 GDP 成長率の推移

資料：IMF.

注1) インフレ率は年平均。公式データがある年のみ。

注2) 2018年の実質 GDP 成長率は予測値。

注3) 2018年のインフレ率は、アルゼンチン統計局発表。

(3) 政治・経済の歴史とマクリ政権による経済改革

農業は、古来よりアルゼンチンを支える重要な産業であり、国内の政治・経済と密接に関わってきた。そのため、マクリ大統領誕生の歴史的背景や政権運営の実情を知ることは、農業や貿易を深く理解する上で重要な情報となる。ここでは、政治・経済の歴史を簡単に振り返りつつ、マクリ政権による経済改革の内容や政権運営の動向について解説する。

1) 経済大国からの転落とペロン政権

スペインからの独立後、農畜産物の輸出によって富を蓄積したアルゼンチンは、19世紀末頃には、首都のブエノスアイレスが南米のパリと称されるほどの経済大国となった。しかし、20世紀初頭の世界恐慌を機に経済危機に陥り、軍事クーデターが発生する等、政治が不安定化した。そのような中、1946年に就任した軍人出身のファン・ドミンゴ・ペロン大統領は、大土地所有制に根ざした富裕層優遇の政治から労働者優遇、大衆迎合的なばらまき政治へと転換を図り、その妻エビータとともに国民から熱狂的な支持を受けた。しかし、ペロン政権は、当初こそ成果を挙げたものの、第2次世界大戦で得た莫大な外貨が尽きて政権運営に行き詰まるとクーデターが頻発するようになり、次第に軍事政権が台頭するようになった。なお、ペロン政権が行った政治はペロニズムと呼ばれ、正義党（通称ペロン党）へと引き継がれ、以後の政治に大きな影響力を持ち続けることになる。

2) メネム政権の経済改革と経済危機

1980年代に入り、ハイパーインフレ等の経済危機に苦しんでいたアルゼンチンは、1983年の英国とのフォークランド紛争敗北をきっかけに軍事政権から民政に移管した。

そのような中、1989年に就任したカルロス・メネム大統領は、経済危機を克服するため、国営企業（ガス、水道、石油等）の民営化や貿易の自由化をすすめ、兌換制（1ドル＝1ペソに固定）の導入によるペソの価値の安定化を図った。このことにより、財政の改善とインフレ率の抑制に成功し、高い経済成長を実現した。

しかし、1990年代後半、ブラジル通貨が大幅に下落し、その影響でペソが上昇して輸出競争力を失い、経済はマイナス成長に転落した。2000年代に入ると、米国の景気後退の影響が加わったことで、経済は更に悪化して外貨の流出が続き、遂に2001年末、公的対外債務の不履行（デフォルト）に追い込まれ、国家的信用が大きく揺らいだ。政府は、この事態に対応するため、兌換制を廃止して変動相場制に移行するとともに、IMFの指導を受けながら緊縮財政や預金封鎖等を行ったが、混乱は収まらず、デモ、暴動が頻発した。このことは、IMFや緊縮財政等への国民の不信を高める契機となった。

3）キルチネル政権とペロニズムの復活

メネム大統領退陣後も経済的混乱は続き、その後の2人の大統領も短期政権となった。そのような中、2003年に就任したネストル・キルチネル大統領は、経済危機に対する国民の結束、ペソ安や世界的な一次産品の需要拡大による輸出の増加、賃金・年金の引き上げによる内需拡大等により、経済回復に成功し、2003年から2007年まで、連続して8%以上の経済成長率を実現した。2007年の大統領選挙では、現職のネストル・キルチネル大統領は再選を目指さず、妻のクリスティーナ・フェルナンデス・デ・キルチネルが立候補・当選し、アルゼンチン史上初の選挙で選出された女性大統領に就任した。

両大統領は、それまでの自由貿易、緊縮財政路線から、保護貿易、財政拡張路線へと転換を図り、ペロニズムを受け継ぐ大衆迎合的な施策運営を行った。具体的には、メネム政権時に民営化した国営事業の再国有化、輸出税の強化、輸入事前申告制度の導入、外貨取引の規制、生活必需品の価格統制等である。また、緊縮財政を強いたIMFや西側の海外資本を敵視し、中国、ロシア、ベネズエラ等へ傾斜した外交を行った。

4）マクリ政権の誕生と経済改革

リーマンショック後の2009年以降になると、一次産品価格が低迷し、輸出税収入の減少により財政が悪化し、2014年にはインフレ率が約40%まで上昇した。また、2001年のデフォルトの事後処理として、2005年2月に民間債権者との債務再編を進めたが、2014年6月に、再編に同意しなかった民間債権者（Holdout債権者）と争った米国における裁判で、Holdout債権者と合意しない限り、同意済みの債券者へ返済ができないとの判決が出たが、返済期限内でHoldout債券者と合意できず、再び選択的デフォルトに追い込まれた。このことは、アルゼンチンの国際金融市場での信用を一層失うこととなり、海外からの資金調達を困難にした。

こうした混乱の中、2015年10月25日の大統領選挙及び11月25日の決戦投票により、野党中道右派連合「カンビエモス」代表でブエノスアイレス市長のマウリシオ・マクリが大

統領に当選し、12年にわたるキルチネル政権が終焉した。

マクリ政権は、疲弊した経済を立て直すため、保護貿易、財政拡張路線をとった前政権（キルチネル政権）から自由貿易、緊縮財政路線へと転換し、様々な経済改革を行った。

以下に主なものを挙げる。

（i）変動相場への移行と資本規制の廃止

前政権は、インフレを抑える目的で、公式レートを設定し、ペソの下落を実勢レートより緩やかにするための為替管理や資本規制（外貨購入制限等）を行っていた。

しかし、政府の財政拡張路線により、インフレが加速してペソの公式レートと実勢レートの乖離が大きくなると、公式機関を通さずにペソとドルを交換する闇市場が拡大し、ペソの下落とそれに伴うインフレが更に加速した（政権交代直前：公式レート：9.8 ペソ/ドル，実勢レート：14 ペソ/ドル）。マクリ政権は、これらの為替管理や資本規制を廃止し、レートを一元化した。

（ii）輸出税の一部廃止

農畜産物の輸出増加による経済の活性化を図るため、前政権の財政拡張路線を支えていた輸出税を廃止又は軽減した。なお、輸出税については、3（5）で改めて詳述する。

（iii）輸入規制の緩和

前政権は、貿易収支の改善を図るため、2012年に事前宣誓供述書（DJAI）制度を創設し、すべての消費財の輸入を許可制とし、輸入業者に輸入と輸出で収支均衡を図る「輸出入計画書」の提出を義務づけた。これにより、輸入業者は時間的、金銭的負担を強いられることとなり、国内産業に必要な物資の輸入にも悪影響が生じていた。

マクリ政権は、輸入急増による国内産業への影響のある一部の品目（当初：約1,400品目→2018年9月：約800品目）を除きDJAI制度を廃止した。ちなみに、米日EU等は2012年8月にDJAI制度をWTOに提訴し、2014年8月に紛争解決小委員会は、アルゼンチンに対して是正勧告を行っている。

（iv）Holdout 問題の終結とIMF との関係正常化

マクリ政権は、2016年2月にHoldout債権者と返済案（請求額の75%）で合意し、2016年4月、根拠となる国内法を成立させて、総額165億ドルの国債を発行し、そのうち約93億ドルを返済に充当してこの問題を終結させ、国際金融市場での信用を回復した。

また、IMFが、経済危機を予防するため、各加盟国の経済・金融情勢を監視する一環として年1回行っている4条協議について、IMFとの関係が悪化していた前政権では、2006年以降実施されていなかった。また、2013年2月、IMF理事会は、アルゼンチン統計局が

発表するインフレ率と GDP の正確性に問題があり、IMF 協定に違反するとの声明を出し、是正措置を講じるよう勧告していた。こうしたことを受けて、マクリ政権は、2016 年 6 月に統計手法の改定作業を完了させるとともに、同年 11 月には、4 条協議も終了させ、IMF との関係を正常化させた。

（v）財政健全化目標の設定

前政権の財政拡張路線に伴う補助金支出や公務員賃金の引き上げにより財政が悪化し、インフレ率上昇の原因になったことから、規律ある財政運営を目指し、補助金の削減や基礎的財政収支（プライマリーバランス）の赤字削減の目標を設定した。

5）中間選挙の勝利

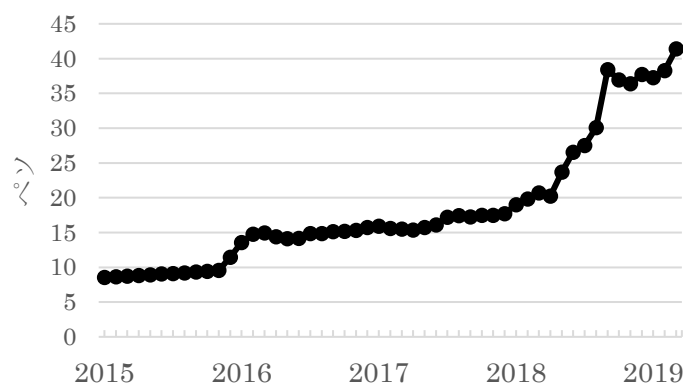
2017 年 10 月の議会中間選挙において、大統領率いる与党「カンビエモス」は上下両院とも議席数を大きく増加させた。選挙前は、公共料金の引き上げや低下しないインフレ率を背景に苦戦が予想されたが、中間選挙の勝利により、マクリ政権の経済改革が支持された格好となった。この結果を受けて、マクリ大統領は、年金支給開始年齢の引き上げや物価動向に応じて年金支給額を変動させる年金改革法を成立させる等、財政健全化に向けた取組を加速させた。

6）ペソ急落と IMF への支援要請

マクリ政権による経済改革によりアルゼンチンの経済は安定を取り戻し、経済成長率は回復基調であったが、公共料金の引き上げ等の影響でインフレ率は高い水準で推移し、レートの一元化以後もペソは緩やかに下落していた。

そのような中、2018 年 4 月の米連邦準備制度理事会（FRB）の政策金利の引き上げによるドル買い圧力によりペソの下落が加速した。これを受けて、アルゼンチン中央銀行は政策金利を 1 週間で 3 度（27%→40%）上げたが、ペソの下落が止まらなかったことから、同年 6 月に IMF から 3 年間で 500 億ドルの融資枠と 150 億ドルの緊急融資を受けることとなった。

こうした取組により、ペソの下落は一旦収まったが、同年 8 月のトルコリラ急落の余波を受けて、ペソが再び下落しはじめた。そのため、政策金利を 45%に上げるとともに、同年 9 月から、以下のような財政健全化策を進めつつ、IMF と協議を行い、同年 10 月に融資枠が 563 億ドルに拡大された。このことにより、ペソの下落は一旦収まったが、2019 年に入ると再び下落傾向となっている（第 2 図）。



第2図 ペソの対ドルレートの推移

資料：IMF.
注：月平均。

(i) 省庁の再編

行政の効率化のため、省庁を19省から10省（内務・公共事業・住宅省、外務・宗務省、国防省、財務省、生産・労働省、運輸省、司法・人権省、治安省、保健・社会開発省、教育・文化・科学技術省）へ再編した。なお、吸収された省庁の大臣は、新設された国务大臣としてすべて留任した。

(ii) 財政健全化目標の前倒しと新たな金融政策

2020年を目標としていたプライマリーバランスの均衡を1年前倒して達成するため、公共事業費の削減（GDP比0.7%相当の削減）、交通機関やエネルギー関連の公共サービスの補助金削減（同0.5%相当の削減）、2020年までの暫定的な輸出税導入（同1.1%相当の歳入増）等の措置を内容とする2019年予算案を議会に提出した。（同年11月に成立）なお、同予算案には、今回の措置によって影響を受ける貧困層への対策維持・強化策（一時金の支給や貧困層向け無償食堂の強化等）も盛り込んだ。

また、2018年10月からの新たな金融政策の枠組みとして、①金融政策目標をインフレ率からマネタリーベースに変更、②1ドル34～44ペソの為替非介入バンドの設定（上回る場合は1日1.5億ドルの為替介入を実施）、③インフレ下降の兆候が見えるまでは政策金利を60%から引き下げないとする、との政策が発表された。

このようなマクリ政権の動きに対して、公共交通機関、タクシーの他、空港、湾岸、銀行、病院等によるゼネストが発生し、大都市では市民の生活や経済活動に対する影響が出た。

7) G20の開催と経済分野での緊密化

2018年11月29日～12月1日、G20ブエノスアイレス・サミットが開催された。マクリ大統領は議長国として、すべての公式日程に参加するとともに、バイ会談を活発に行う等、参加国との関係緊密化を積極的に行い、インフラ、エネルギー開発の分野等で総額65億ドル相当のアルゼンチンへの投資に合意したとされる。

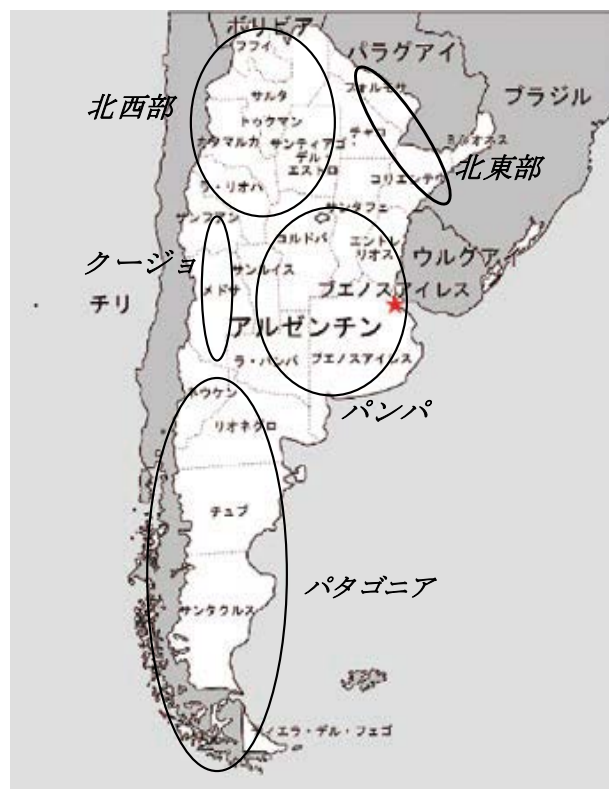
米国との会談では、インフラ、再生可能エネルギー等のプロジェクトに米国が合計 8.13 億ドルの融資を行う協定の署名が行われた。また、中国との会談では、インフラ・エネルギー分野の投資協定等 30 余りの協定のほか、90 億ドルの通貨スワップ協定の拡大についての署名が行われた。なお、日本との会談では、「投資の促進及び保護に関する日本国とアルゼンチン共和国との間の協定（日・アルゼンチン投資協定）の署名が行われている。

3. アルゼンチンの農業の動向

（1）農業の概要

アルゼンチンは亜熱帯から寒帯に至る多様な気候と日本の約 7.5 倍に匹敵する広大な国土を有し、これらの自然条件を活かすことで、多様性に富む農畜産物が生産されている。

また、農業地域は、その特徴に応じて以下の五つに分類される（第3図、第1表）。なかでも国土の中央部に位置し、日本の約 1.5 倍に相当する面積を有するパンパ地域は、肥沃で平坦な土地、温暖な気候、適度な降雨量、輸送インフラに恵まれており、国内の主要な農産物生産量の半分以上を生産する。



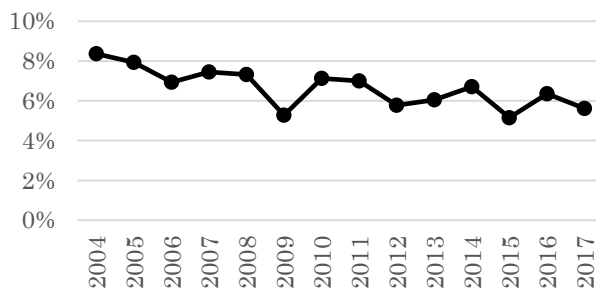
第3図 農業地域の位置

第1表 農業地域と主要作物

地域	含まれる州	特徴	主要作物
パンパ (Pampeana)	ブエノスアイレス, コルドバ, エントレリオス, ラパンパ, サンルイス, サンタフェ	温暖な気候, 平坦な土地, 肥沃な土壌	大豆, トウモロコシ, 小麦, 油糧種子, 畜産等
北西部 (NOA)	カタマルカ, フファイ, ラリオハ, サルタ, サンチアゴデルエステロ, トウクマン	温暖な気候	サトウキビ, 大豆, 柑橘類等
北東部 (NEA)	チャコ, コリエンテス, フォルモサ, ミシオネス	雨が多い亜熱帯気候	マテ茶, 綿, 紅茶, 大豆等
クージョ (Cuyo)	メンドーサ, サンファン	乾燥した山岳地帯	ブドウ(ワイン用), オリーブ等
パタゴニア (Panagonia)	チュブ, ネウケン, リオネグロ, サンタクルス, ティエラデルフエゴ	乾燥して冷涼な気候	果樹, 畜産等

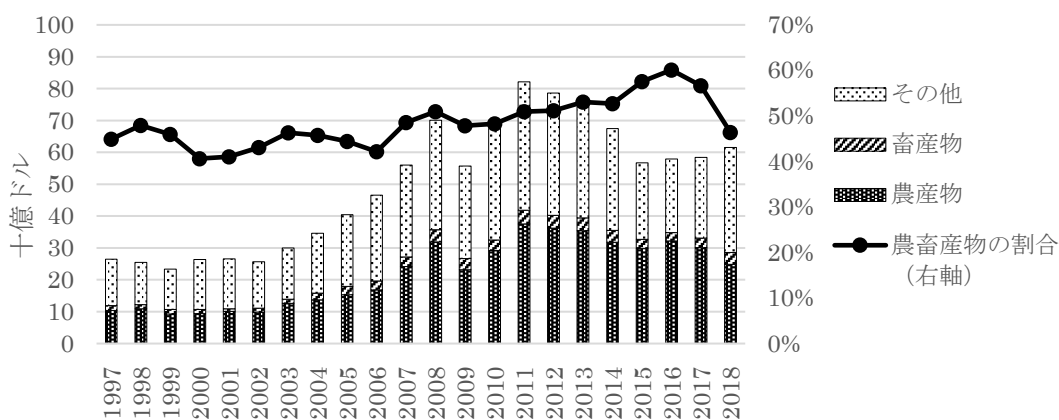
(2) 農業の位置づけ

農林水産業の GDP(名目)に占める割合は近年低下傾向にあり, 2017 年は約 6%である(第4図)。しかし, 干ばつのあった 2018 年を除き, 近年は全輸出額の約 60%を農畜産物(加工品含む)が占めており, 農業はアルゼンチンにとって最大の外貨獲得源となっている。(第5図)。



第4図 GDP(名目)に占める農林水産業の割合の推移

資料: アルゼンチン統計局.



第5図 輸出額における農畜産物が占める割合の推移

資料: Global Trade Atlas.

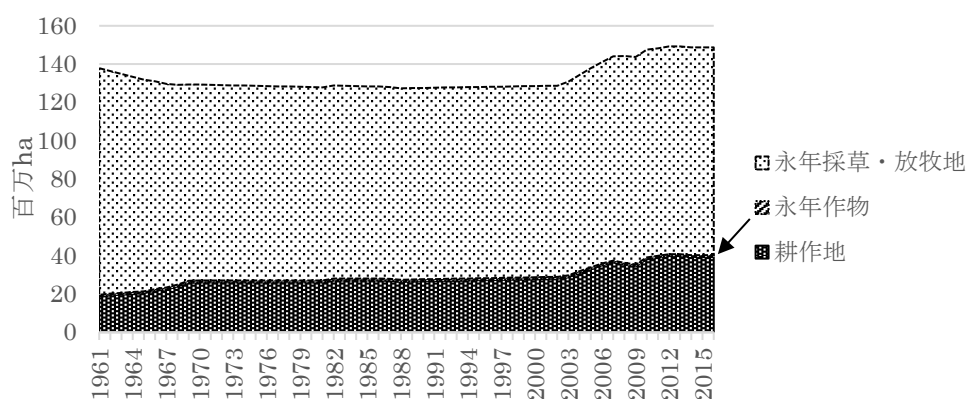
注. 農畜産物には加工品を含む。その他は, 自動車, 金属類, 化学製品等。

注. 2018 年の農産物と畜産物は暫定値。

（3）土地利用と経営規模

国土の約 50%（14,870 万 ha：2015 年）が農地であり，そのうちの 80%以上が放牧地や採草地が占めている（第 6 図）。また，1961 年からの 55 年間で農地面積は約 8%増加しているが，その大半が耕作地面積の増加によるものであり，同期間内に約 110%の増加となっている。これは，世界的な大豆需要の高まりを受けて，大豆の栽培面積が増加したことが主な要因である。

なお，農地の 95%以上は，50ha 以上の経営規模を有する経営体が占めており，60%以上は，2,500ha 以上の大規模経営体が占めている。一方，経営体数は，50ha 以下の経営規模を有する経営体が全体の 50%程度を占めるのに対し，2,500ha 以上は全体の 5%にも満たない。これらのことから，大規模経営体により農地が寡占化されていることが分かる（第 2 表）。



第 6 図 農地面積の推移

資料：FAO.

第 2 表 農業経営体数と経営規模（2002 年）

経営規模区分 (ha)	経営体数割合	面積割合
50以下	46%	1%
50～200	23%	4%
200～500	14%	8%
500～1000	7%	9%
1000～2500	6%	15%
2500以上	4%	63%

資料：アルゼンチン統計局.

注. 面積データが存在する農業経営体（297,425）の集計値.

(4) 農畜産物の生産・輸出の動向

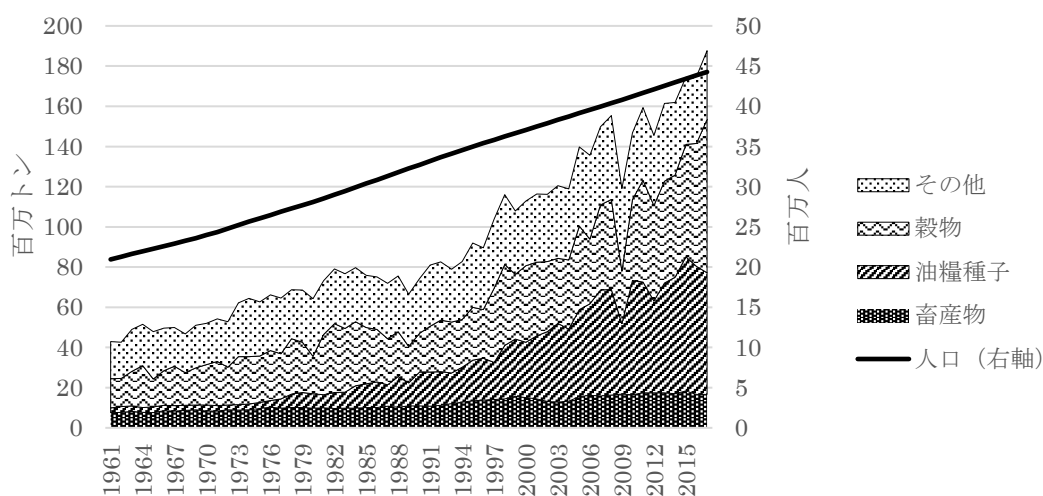
1) 生産量の動向

農畜産物の生産量は、国際価格の動向や気象条件等に応じて年により増減があるものの増加傾向にあり、過去 50 年間（1963 年～1967 年と 2013 年～2017 年の各平均値）で約 3.5 倍（農産物：約 3.7 倍、畜産物：約 2.1 倍）となり、人口の約 1.9 倍を大きく上回っている（第 7 図）。

これは、パンパ地域を中心に輸出向けの油糧種子（大豆、ヒマワリ等）と穀物（トウモロコシ等）の生産が増加したことが主な要因である。

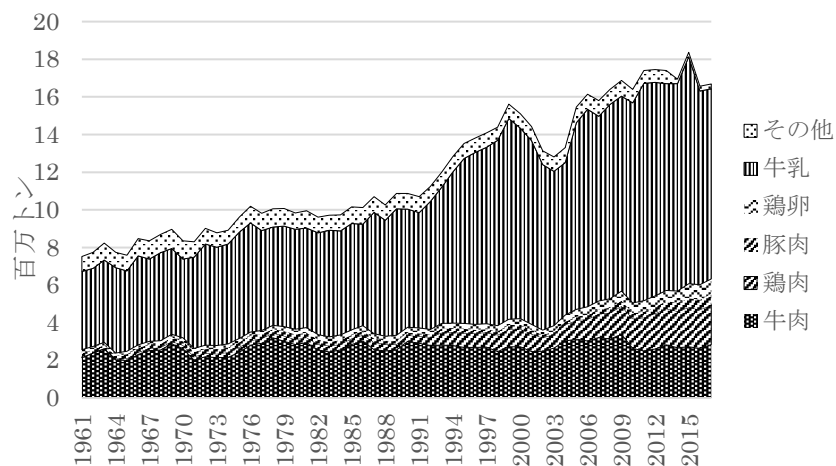
パンパ地域では、1960 年代まで放牧と農業の輪作体系による伝統的な農牧業が行われていたが、1970 年代に入ると世界的な食糧需要の拡大、機械化の進展、技術革新等を背景として次第に油糧作物や穀物が広く栽培されるようになった。その後、1990 年代末の経済危機をきっかけに生産コストの安い大豆への転作が進み、世界的な大豆需要の増加とあいまって 2000 年代以降は大豆の増加が極めて顕著となっている。

また、畜産物については、国内需要の大きな牛肉の生産量が過去 50 年間で大きく変化しなかった一方で、健康志向の高まりや景気低迷の影響で鶏肉が増加する等、生産の多様化が進んでいる（第 8 図）。



第7図 農畜産物生産量と人口の推移

資料：FAO.



第8図 畜産物生産量の推移

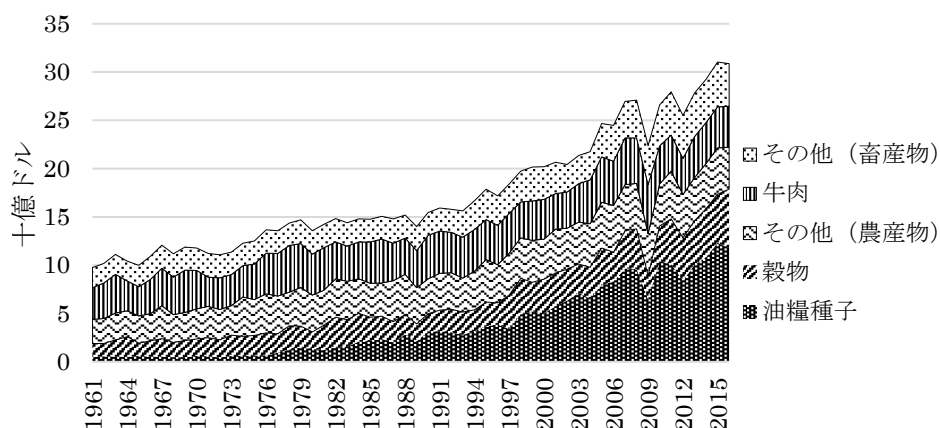
資料：FAO.

2) 生産額の動向

農畜産物の生産額は、生産量とほぼ同様の傾向を示しながら、過去50年間（1962年～1966年と2012年～2016年の各平均値）で約2.7倍（農産物：約4.1倍、畜産物：約1.4倍）となり、特に油糧種子が約19.1倍と顕著で、その大部分を大豆が担っている（第9図）。

また、牛肉は、単価が高いため、生産量は他の品目と比べて少ないものの、全体の中では大きな割合で推移しており、近年（2012年～2016年の平均値）では、生産量は全体の約2%に過ぎないが、生産額では約14%を占めている。

一方、農産物と畜産物を比較すると、過去50年間で規模が逆転し、畜産物より農産物が大きくなっており、その格差は開く傾向にある。近年で両者を比較すると、農産物が畜産物より約2.3倍大きく、油糧種子だけで畜産物より大きい。



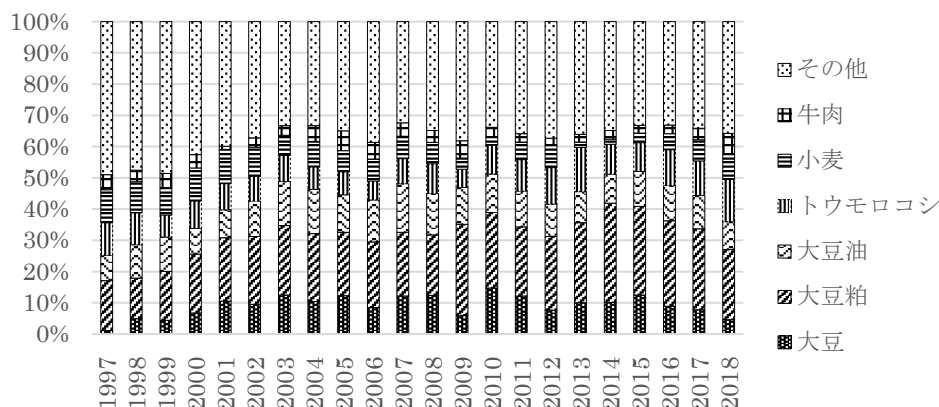
第9図 農畜産物生産額の推移

資料：FAO.

注. 2004年～2006年のUSドル/ペソレートの平均値で算定.

3) 輸出の動向

主な輸出品には、大豆、大豆粕、大豆油、トウモロコシ、大麦、小麦、ワイン、ヒマワリ油、牛肉、牛乳等があるが、直近5年（2014年～2018年）の輸出額を見ると、上位5位には、大豆、大豆粕、大豆油、トウモロコシ、小麦、牛肉が入っており、これらの品目で農畜産物の約66%（直近5年の平均値）を占める。特に大豆関連（大豆、大豆粕、大豆油）だけで約37%を占めており、最も重要な輸出品となっている。（第10図）。



第10図 各品目が農畜産物輸出額に占める割合の推移

資料：Global Trade Atlas.

注：2018年は暫定値。

4) 4品目の生産・輸出の動向

大豆、トウモロコシ、小麦、牛肉の4品目は、アルゼンチンにとって重要な食糧（大豆は除く）であるだけでなく、上記3)で述べたように主要な輸出品であることから、これら4品目について、近年の生産・輸出の動向について詳述する。

(i) 大豆

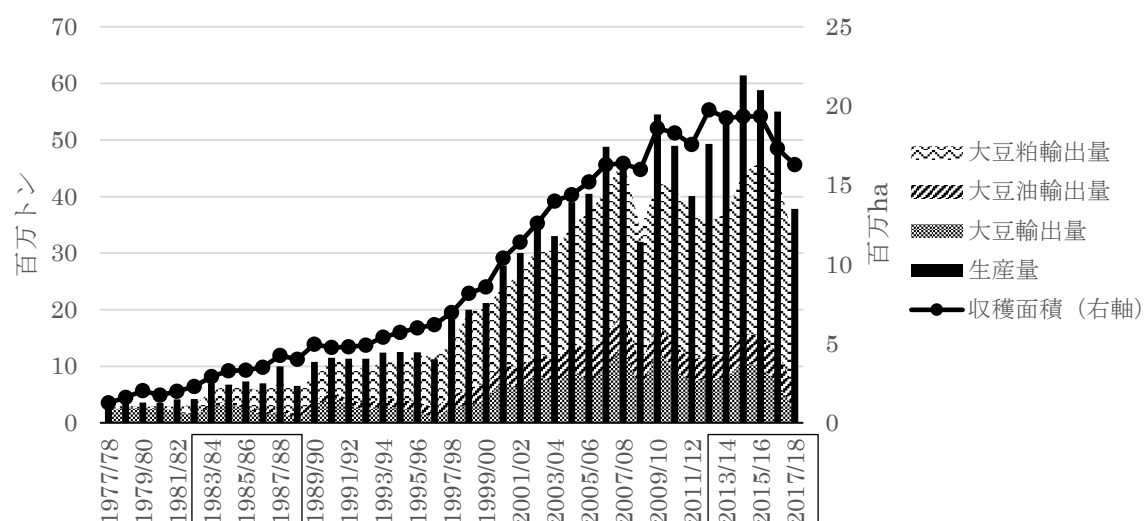
大豆の生産量は、過去30年間で約7倍、輸出量は約3.1倍（大豆粕、大豆油を含めると約6.5倍）に急増し、他の主要作物と比べて突出している（第11図）。これは、中国等の世界的な需要の高まりを背景として、穀物メジャー等のグローバル企業による積極的な投資や技術革新（不耕起栽培、遺伝子組換え等）等（詳細は3(6)にて後述）により、栽培面積の拡大、生産コストの低下、単収の増加が図られたことによるものである。特に、収穫面積は、過去30年間に約5.3倍に増加しており、単収（約1.3倍）に比べ生産量の増加に大きく貢献している。

また、大豆は、国内需要が非常に少ないため、生産量の約90%以上が輸出されるが、そのうちの大半は、国内で加工されて、大豆油、大豆粕として輸出される。また、大豆油の一部は、国内でバイオディーゼルを生産する際の原料として利用されている。

近年の主な輸出先は、大豆は中国が約90%以上と圧倒的なシェアを誇る。また、大豆粕は東南アジアやヨーロッパ等に、大豆油は中近東、南アジア等に輸出されている（第3表）。

直近の2017/18年度の生産量は、世界3位の37.8百万トンとなったが、2017年11月以降のパンパ地方での高温・小雨の影響（干ばつ）で前年度から約31%減となり、輸出量も2.1百万トンで前年度から約70%減となり世界3位から6位に後退した（第4表）。また、大豆油、大豆粕の輸出量はともに前年度と同じく世界1位だった。

なお、国内への供給不足に対応するため、パラグアイ、米国等からの輸入量が前年度の3倍に増加した。これに関し、米国農業省（USDA）は、2018年9月から11月22日の間、アルゼンチンが、米中貿易戦争の影響で輸出が減少していた中国を抜いて米国の最大の大豆輸出先になったと報告している。



第11図 大豆の生産量・輸出量・収穫面積の推移

資料：USDA.

注：四角枠は比較（平均値）した5か年。

第3表 大豆のアルゼンチンからの国別輸出量（2018年）

（単位：百万トン）

順位	国名(大豆)	輸出量	シェア	国名(大豆粕)	輸出量	シェア	国名(大豆油)	輸出量	シェア
1位	中国	3.3	96.6%	ベトナム	28.5	16.9%	インド	19.1	52.6%
2位	チリ	0.1	2.3%	インドネシア	24.3	14.4%	バングラデシュ	6.5	17.9%
3位	米国	0.0	0.7%	アルジェリア	13.8	8.2%	ペルー	3.5	9.5%
4位	ウルグアイ	0.0	0.3%	ポーランド	12.0	7.1%	モロッコ	1.4	3.8%
5位	ポリビア	0.0	0.0%	イタリア	11.6	6.9%	ベネズエラ	1.0	2.8%

資料：Global Trade Atlas.

第4表 大豆の生産量等

（単位：百万トン）

	2016/17	2017/18	増減
生産量	55.0	37.8	-31%
消費量	47.8	41.7	-13%
うち採油用	43.3	37.0	-15%
輸出量	7.0	2.1	-70%
輸入量	1.7	5.1	200%
期末在庫量	35.5	34.5	-3%
収穫面積(百万ha)	17.3	16.3	-6%
単収(トン/ha)	3.17	2.32	-27%

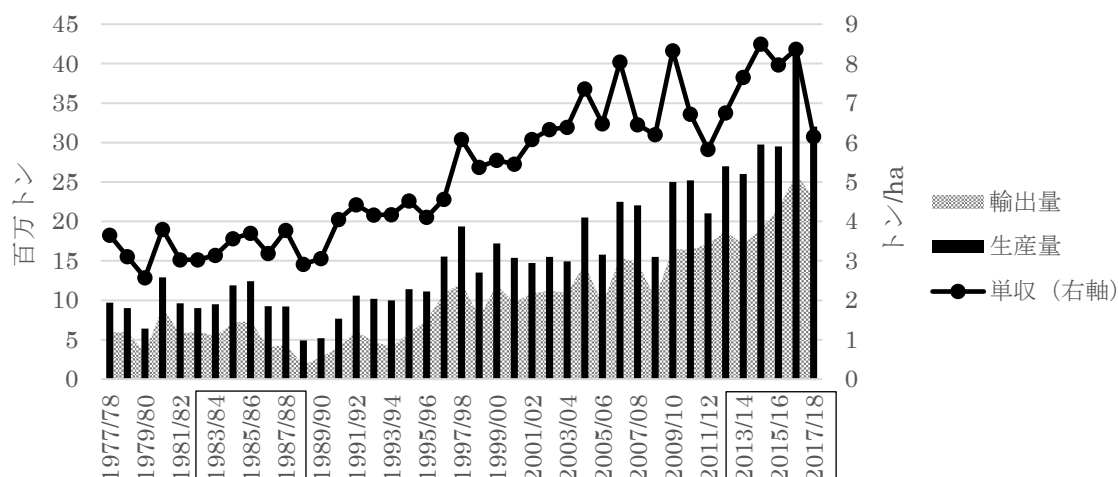
資料：USDA.

(ii) トウモロコシ

トウモロコシの生産量は、過去30年間で約3倍、輸出量は約3.8倍に増加している（第12図）。これは、大豆と同様に技術革新（不耕起栽培、遺伝子組換え等）による生産コストの低下と単収の増加に加え、牛の飼養方法の転換（放牧から畜舎方式）による飼料ニーズの拡大がある。特に、単収は、過去30年でほぼ倍増しており技術革新による影響が大きい。

また、トウモロコシは、作付け時期が大豆と重なることや、前政権で行われた価格統制等の国内供給優先の施策の影響によって、生産者はトウモロコシよりも大豆を選択する傾向が強かった。しかし、マクリ政権になって最初の年度（2016/17年度）は、大豆の収穫面積、生産量が前年度から減少する一方で、トウモロコシは、前年度から収穫面積は約32%、生産量は約39%増加している。これはマクリ政権によって輸出税が廃止されたことで、大豆よりもトウモロコシを選択した農家が増加した影響と推察される。

国内では、食用、飼料のほかバイオエタノールの原料として利用されるほか、東南アジア、中近東等に輸出されている（第5表）。2017/18年度の生産量は、世界6位の32.0百万トンであったが、2017年11月以降のパンパ地方での高温・小雨の影響（干ばつ）で前年度から約2割減となった。また、輸出量も23百万トンと前年度から若干減少したものの、ブラジルの輸出量が減少した影響で、世界3位から2位に上昇した（第5表）。



第12図 トウモロコシの生産量・輸出量・単収の推移

資料：USDA.

注：四角枠は比較(平均値)した5か年.

第5表 トウモロコシのアルゼンチンからの国別輸出量（2018年）と生産量等

(単位：百万トン)

(単位：百万トン)

順位	国名	輸出量	シェア
1位	ベトナム	4.6	21.5%
2位	アルジェリア	3.4	15.9%
3位	エジプト	2.6	12.2%
4位	マレーシア	2.3	10.6%
5位	チリ	1.8	8.4%

資料：Global Trade Atlas.

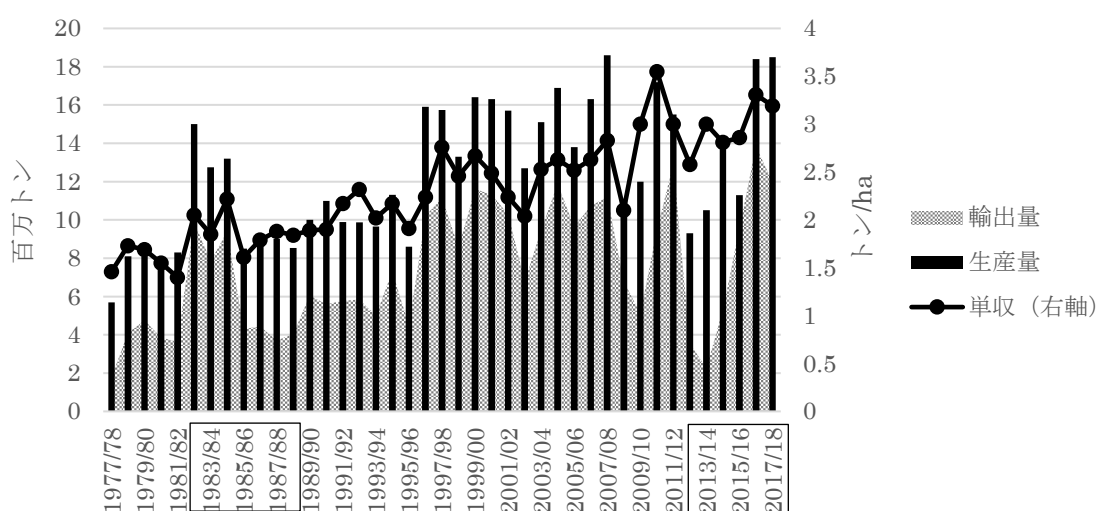
	2016/17	2017/18	増減
生産量	41.0	32.0	-22%
消費量	11.2	11.9	6%
輸出量	26.0	23.0	-11%
輸入量	0.0	0.0	-55%
期末在庫量	5.3	2.4	-55%
収穫面積(百万ha)	4.9	5.2	6%
単収(トン/ha)	8.37	6.15	-27%

資料：USDA.

(iii) 小麦

小麦は、過去 30 年間で単収が約 1.6 倍増加したものの、収穫面積は約 15%減少しており、生産量、輸出量とも大豆やトウモロコシほど大きな増加は見られない（第 13 図）。これは、小麦がパン・パスタ・菓子等、国内で広範に利用される伝統的な基幹作物であるため、国内向け供給量の確保や価格安定を理由に政府の介入を受けやすいこと、また、等級や用途区分等のしくみが不十分で品質にばらつきがあるため、品質に厳格な国（欧州等）への輸出が期待できないこと等により、生産者にとっては、大豆やトウモロコシ等と比べて魅力に乏しい作物であったことが考えられる。

2017/18 年度の生産量は前年度とほぼ同じの 18.5 百万トンで世界 12 位、輸出量は 12.0 百万トンで世界 7 位となっている（第 6 表）。



第 13 図 小麦の生産量・輸出量・単収の推移

資料：USDA.

注：四角枠は比較（平均値）した 5 か年。

第 6 表 小麦のアルゼンチンからの国別輸出量（2018 年）と生産量等

(単位：百万トン)				(単位：百万トン)			
順位	国名	輸出量	シェア		2016/17	2017/18	増減
1位	ブラジル	5.9	53.0%	生産量	18.4	18.5	1%
2位	アルジェリア	1.3	11.2%	消費量	5.2	5.8	12%
3位	インドネシア	0.8	7.5%	輸出量	13.8	12.0	-13%
4位	チリ	0.6	5.2%	輸入量	0.0	0.0	25%
5位	タイ	0.6	5.1%	期末在庫量	0.2	1.0	308%
				収穫面積(百万ha)	5.6	5.8	4%
				単収(トン/ha)	3.31	3.19	-4%

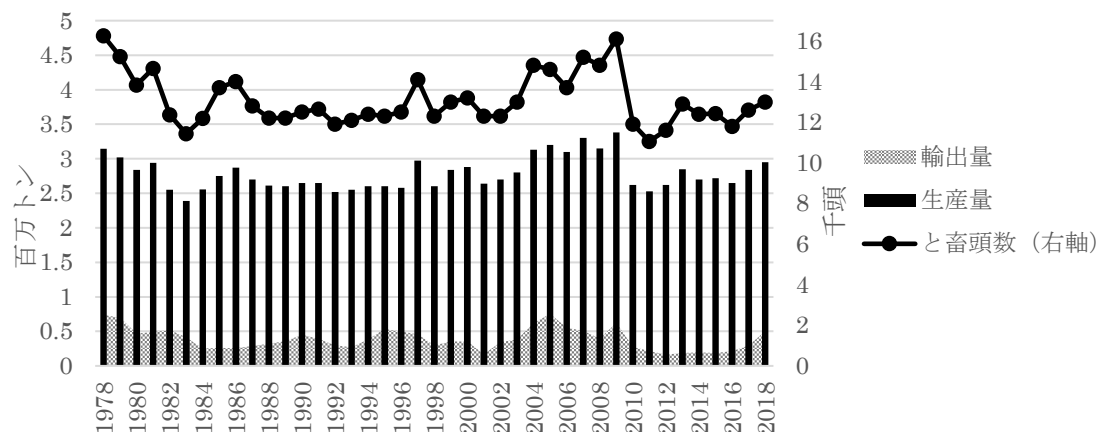
資料：Global Trade Atlas.

資料：USDA.

(iv) 牛肉

アルゼンチンの一人当たりの年間牛肉消費量は世界最高水準であり、生産量の約 80%以上が国内で消費されており、毎年 1 万～1 万 5 千頭近くの牛がと畜され、2.5～3.5 百万トンの牛肉が安定的に生産されている（第 14 図）。また、牛肉は、中国、ロシア、チリ等に輸出

されているが、中国への輸出が近年急増しており、2018年5月には骨なし冷凍以外の牛肉の輸出が解禁となる等、今後更に増加することが予想される。2018年の牛肉の生産量は295万トンで世界6位、輸出量は50万トンで世界7位となった（第7表）。



第14図 牛肉の生産量・輸出量の推移

資料：USDA.
注：枝肉重量。

第7表 牛肉のアルゼンチンからの国別輸出量(2018年)と生産量等

(単位：千トン)

(単位：千トン)

順位	国名	輸出量	シェア
1位	中国	206.6	57.0%
2位	ロシア	42.4	11.7%
3位	チリ	34.0	9.4%
4位	ドイツ	24.9	6.9%
5位	イスラエル	19.7	5.4%

資料：Global Trade Atlas.
注：内臓肉、舌肉は除く。

	2017	2018	増減
生産量	2,840	2,950	4%
消費量	2,547	2,450	-4%
輸出量	293	500	71%
輸入量	0	0	0%
期末在庫量	0	0	0%

資料：USDA.
注：枝肉重量。

(5) 農業政策の動向

アルゼンチンは農業で得た富で発展してきた国であるが、農業施策を知ると農業が決して優遇されていないことが分かる。ここでは、現在の農業部門の組織体制や農業施策の近年の変遷等、農業が国全体の施策の中でどのように扱われてきたのか具体的に説明する。

1) 組織体制

マクリ政権発足時、国の経済発展のためには農業とその関連産業が重要との認識から、それまで農業施策を担ってきた農牧・漁業省の名称を農産業省へと改称した。その後、農産業省の業務は、2018年9月の省庁再編時に新設された生産・労働省に吸収されることとなり、農産業大臣が副大臣へと配置転換され、組織もそのまま移管された。また、連邦政府と州政府の連携強化を図るために設置されていた連邦農業会議と五つの地域会議も同時に移管さ

れた。現在の農産業部門の組織は、副大臣室を筆頭に四つの主要部局（農業・畜産・漁業、食料・バイオ経済、家族農業・調整・土地開発、農産業市場）で構成されている。

なお、副大臣室には、五つの外郭支援組織があり、そのうち以下の四つが農畜産業に関係する組織である。これらの組織は、副大臣室と予算等は独立しているが、副大臣室の施策の方向性に沿って活動を行う（第15図）。

（i）国家農産業技術研究所（INTA）

1956年に設立された農業技術の調査研究と普及を担う国で最も大規模な研究施設。近年は、省庁間や国・地方間をまたぐ農村社会施策分野も対象としている。

（ii）国家農畜産品衛生品質管理機構（SENASA）

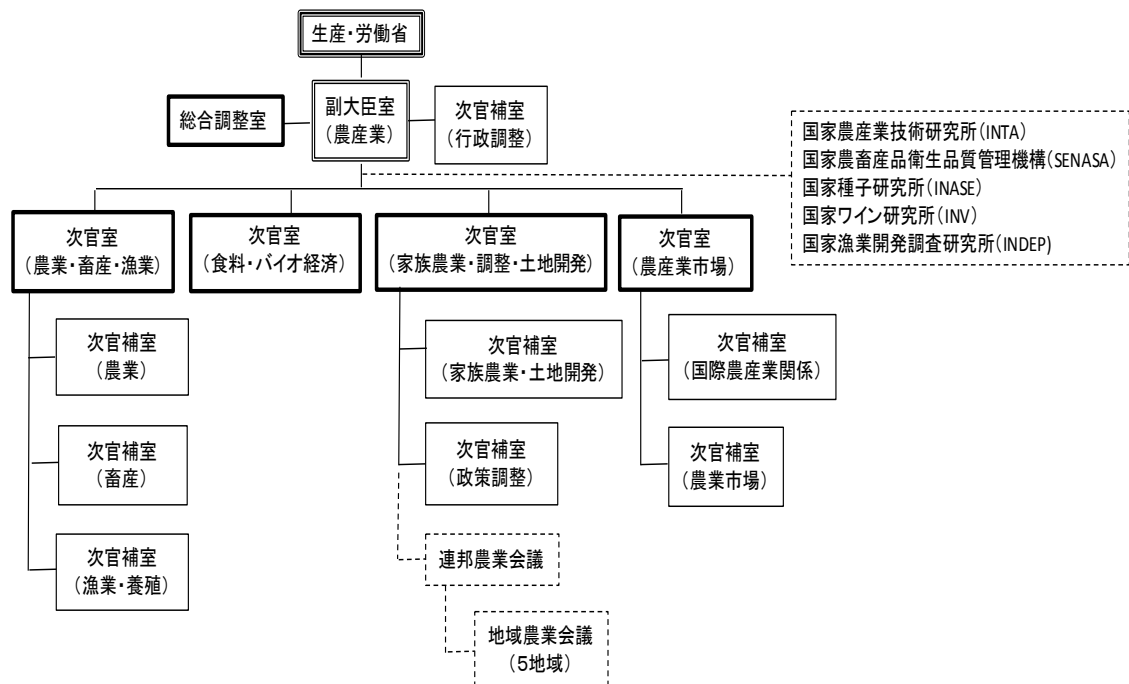
19世紀末から行われてきた輸出品の衛生保証業務を引き継ぐ組織として、1996年に設立された。生産・加工・輸送・貿易のあらゆる段階で農畜産品や投入資材の品質や安全性に関する基準の設定、確認、指導、認証等を担う。

（iii）国家種子研究所（INASE）

1973年に設立され、2000年に一度廃止されたが、2003年に再度設置された。種子の効率的な生産や商業化の促進のほか、種子の品質保証や知的所有権の保護等を担う。

（iv）国家ワイン研究所（INV）

1959年に設立され、ブドウやワインの製造、産業化、商業化の技術上の管理等を担う。

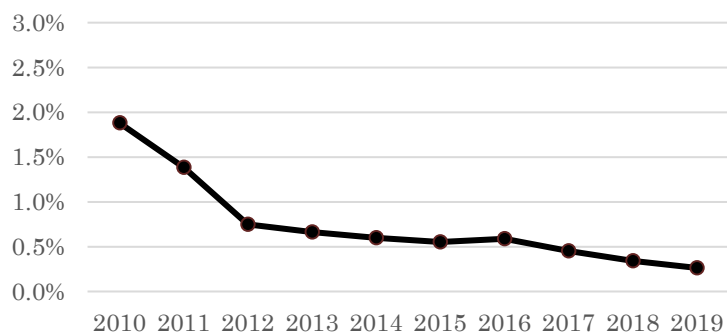


第15図 農産業部門の組織体制

資料：アルゼンチン大統領府。

2) 予算

2019年の農林水産関係予算をみると、国全体予算(4,172:10億ペソ)の約0.26%に過ぎず、過去10年間低下し続けている(第16図)。GDP(名目)に占める割合が約6%程度(2017年)であることを考慮すると、国による農業への支援は少ない状況にある。



第16図 国の予算占める農林水産関係予算の割合

資料：アルゼンチン財務省。

3) 具体的な農業施策

(i) 長期戦略

マクリ政権は、政権発足後、関連省庁、地方公共団体、農業関係者等との対話を踏まえ、2020年までの長期戦略を策定した。その目的は、国際市場を念頭に、生産性や競争性の向上や技術革新によって、農業及び関連産業を生産面や商業面で統合を進めるというもので、それを実現する施策の基本的なガイドラインとして、以下の五つが示された。

- ① 生物多様性の保全と自然資源の質的向上によって、持続的な方法で、各地域の生産力を最大限発揮すること。
- ② すべての農業及び関連産業の育成によって、商品の付加価値化、差別化を図ること。
- ③ 農業及び関連産業の競争性と透明性を改善し、市場の多様化を通じた輸出の増加や付加価値の増加を図ること。
- ④ 家族及び小中規模の生産者や地方労働者に焦点をあてた土地の開発を行うこと。
- ⑤ 食料へのアクセスや多様性を改善することによって世界の食料安全保障に貢献し、食料の安全性や品質を確保すること。

(ii) 農業支援施策

i) 特定の生産者への価格・所得支援

たばこの販売価格への課税(7%)を財源として、1972年に設立された特別たばこ基金により、七つの州の小規模のたばこ生産者を支援している。基金のうち20%が生産価格の支

持に使用され、80%が技術支援やインフラ整備、生産者の健康支援等に使用されている。また酪農家への補助金等による支援も行っている。

ii) 営農資金のための融資への支援

生産者が営農や投資のために融資機関から融資を受ける際に、農業融資基金(FINAGRO)が、利子補助を行っている。また、国家農産業基金(FONDAGRO)も、生産者への低利子融資を行っているが、融資の範囲は限定的とされる。

iii) 自然災害等への支援

農業緊急国家法に基づく指定を受けた災害により一定程度被災した生産者に、低利融資、債務返済期限の延長、税制の優遇等が受けられる。なお、当該法律が施行された2009年から2017年までの間で、最も指定の多かった災害は干ばつ(全体の38%)であり、洪水(28%)、霜(12%)、あられ(11%)と続く。

iv) 技術開発、インフラ等への支援

農業技術の開発・普及、食品検査、知的財産権保護等が、生産・労働省の外郭支援組織(INTA, SENANNSA, INASE等)を通じて行われている。また、国家灌漑計画(PNR)、農村地域開発プログラム(PRODEAR)等の各種プログラムに基づき、生産・労働省、各州政府、外郭支援組織、公的金融機関等が連携して、インフラ整備への支援、生産者への技術支援等が行われている。

(iii) 農業・環境施策

農業に関連する環境施策は、①環境保全型農業の推進、②天然資源の保全、③水質の保全の三つに大別される。①に関しては、不耕起栽培、輪作といった土壌浸食の防止や肥沃度の保全等に効果のある営農を導入した生産者を対象に、固定資産税の免除や補助金を支給する制度がいくつかの州で行われている。また、国においても、2018年に国家農業土壌計画が策定されており、今後、全国の土壌情報の整備、土壌保全に資する営農技術の開発、研修制度の創設等を行うこととしている。そのほか、有機作物の認証制度や農薬の使用規制がある。また、②に関しては、原生林や湿地等の保全に関する制度、③に関しては、肥料等の公共水域への投棄規制がある。

(iv) 農畜産物の貿易規制

アルゼンチンでは、インフレの抑制、貿易収支の均衡等の目的で様々な貿易規制が行われてきた。ここでは、農畜産業に大きな影響を与えた二つの輸出に関する貿易規制を説明する。

i) 輸出税

農畜産物に対する輸出税制度は、輸出価格(FOB)に税率を乗じて算出した金額を税金として徴収する制度として、1994年に油糧種子を対象に初めて導入され、2002年に通貨切り下げに伴う税収減を補完する目的で他の農畜産物にも拡大された(第17図)。

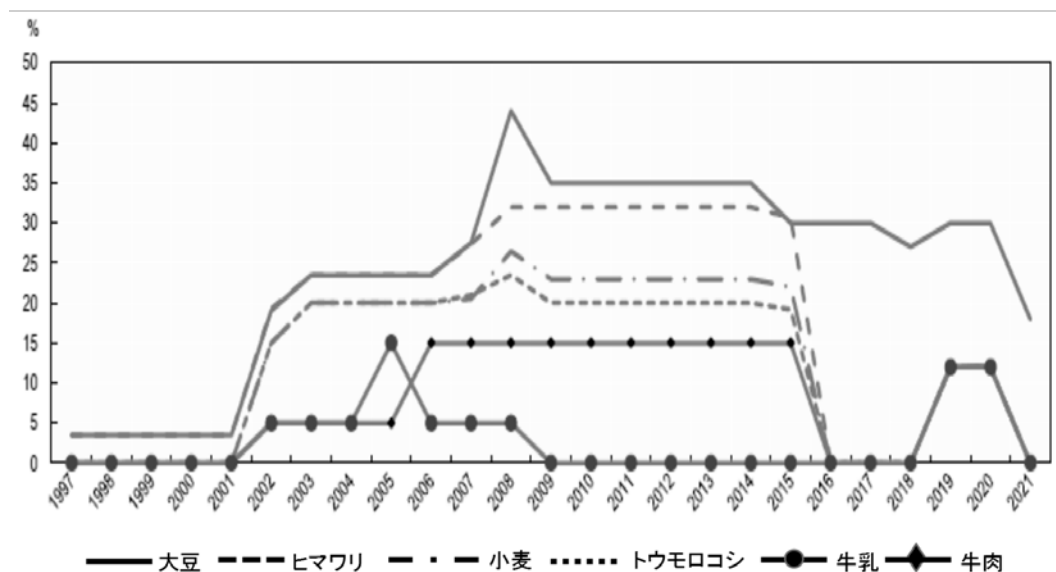
輸出税は、2000年代の穀物価格の上昇で大幅な税収増加をもたらし、前政権の財政拡張路線を支えたが、品目ごとに税率に差異を設けて、国内価格の過度の上昇を防ぐほか、加工産業の育成や貧困層への生活支援につなげる試みもあった。例えば、基礎食料である小麦・トウモロコシについては、大豆より税率を低く抑えることで、大豆生産からの転換を促し、国内供給量の確保と価格の安定につなげようとした。また、大豆よりも大豆油・大豆粕の税率を低くして、大豆加工産業の発展と輸出の促進を図ろうとした。

しかし、輸出税は、生産者にとっては、輸出競争力を低下させ収入の機会を奪うものであったため、政府と頻繁に対立した。特に2008年、それまでの固定した税率から輸出価格に応じて税率を変更する制度改正が行われた際には、軒並み税率が上昇したことで、生産者による道路封鎖や農産物の出荷停止が33か月間にわたって続き、市民生活や貿易に大きな影響を与えた。ちなみに、この制度改正は、後日従前の税率に戻されている。

マクリ政権は、農産物輸出の促進による経済の活性化を図るため、政権発足直後に大豆以外の小麦(23%)、トウモロコシ(20%)、牛肉(15%)等の輸出税をそれぞれゼロにし、大豆については税収への影響を緩和するため、税率を5%軽減(大豆35%→30%、大豆粕32%→27%、大豆油32%→27%)し、その後毎年5%ずつ段階的引き下げる計画を発表した。

しかし、想定より経済改革が遅れていることを理由に2017年は、税率は据え置きとなり、2018年から2019年まで毎月0.5%ずつ削減することに変更された。

そのような中、2018年のペソ急落に対応するために同年9月4日に発表された財政健全化策(2(3)6参照)で、輸出税が復活することとなった。具体的には、2020年までの期限付きで12%課税されることとなり、品目によって4ペソ/ドル又は3ペソ/ドル等の上限が設定された。なお、例外的に輸出税が残っていた大豆関係については、一旦18%(品目によっては11%又は16%)まで減税されてから追加に課税されることとなった(第8表)。



第17図 主要農畜産物の輸出税の変遷

資料：OECD.

注：2016年以降は、大豆を除きすべて牛乳と同率。

第8表 大豆関係の輸出税の試算（1ドル＝40ペソの場合）

品 目	改定前	改定後	備 考
大豆	27%	28%	18%＋4ペソ/ドル
大豆油・粕	23%	25.5%	18%＋3ペソ/ドル

ii) 輸出登録制度

前政権は、小麦、トウモロコシ、牛肉、牛乳等の基礎食料の国内供給量の確保と価格の安定を図るため、2006年に輸出量を国内需要量の超過分に制限し、輸出の認可と輸出量の割当を行う輸出登録制度（ROEs制度）を開始した。しかし、政府の裁量的な運用と高い認可手数料によって、対象となる農産物の輸出競争力の低下を招き、対象とならない大豆の生産が、輸出税の税率が最も高いにもかかわらず増加した要因になった。また、国内の加工業者に原料となる農畜産物を低価格で供給することには貢献したものの、最終製品の価格低下には十分反映されなかったとされる。

マクリ政権発足直後、穀物を除いて輸出登録制度は廃止され、2017年に、穀物についても廃止された。

（6）農業の発展と課題

1) 農業が発展した要因

3(4)において、大豆等の生産が飛躍的に増加した要因として挙げた投資の拡大や新技術の導入等について改めて詳述する。

(i) 投資の拡大

1989年から始まったメネム政権による市場解放、自由貿易施策の推進に伴い、農業資材（肥料、農薬、農業機械）の関税が引き下げられ、安価な農業資材の導入による生産コストの低下や単収の増加が進んだ。また、農畜産物の生産・流通の管理・規制に関わっていた国家機関が解体され、所有施設の民間への払い下げや管理施設が民間に解放される等、同政権の下で様々な規制緩和が進み、物流インフラへの民間投資が活発化した。

例えば、パンパ地域を流れるパラナ川は、穀物取引所のあるロザリオから輸出するための重要な河川となっているが、かつては河口までの水深が浅く大型船の航行が困難であった。

しかし、民間投資により河川が浚渫されたことで大型船が航行できるようになり、それを契機に世界的な多国籍企業や国内大手企業等によってロザリオのパラナ川周辺に大規模な穀物保管施設や油糧種子の搾油施設が建設され、輸出の一大物流拠点に成長した。

（ii）新技術の導入

i）不耕起栽培と遺伝子組換え（GM）種子

最初の注目すべき新技術は、1980年代から導入が始まった不耕起栽培である。この技術は、耕起を行わずに播種することで、作業コスト・作業時間の低減のほか、トラクタの消耗の抑制、土壌流亡の防止、土壌水分の保全等のメリットがある。一方で、耕起を行わないことで雑草が繁茂しやすく、除草コストが高くなるデメリットがあった。しかし、1996年から導入が始まった特定の除草剤とその除草剤のみに耐性を有する大豆のGM種子との併用によって、そのデメリットが解消され、大豆の生産が飛躍的に拡大する一因となった。

トウモロコシについては、これらの新技術に加え、1990年代から導入が始まった高単収のハイブリット種子も生産拡大の一因となった。このようにトウモロコシと大豆は、新技術の導入により生産を拡大させたが、大豆の方に生産が集中したのは、以下のような要因があるとされる。

- ・トウモロコシは、大豆よりも収益性は高いものの、収量が天候に左右されやすく、生産コストや輸送コストも大豆よりも高くなること。
- ・国内の基礎食料であるトウモロコシは、輸出規制等を受けやすかったこと。
- ・ネットワーク型生産（後述）の広がりにより、短期間での確実な収入確保する上で、リスクの低い大豆が好まれたこと。

なお、GM種子は害虫耐性等、現在も技術開発が精力的に行われており、2016/17年産のGM種子の導入率は、大豆100%、トウモロコシ96%、綿花100%に達し、アルゼンチンは、米国等とともに世界有数のGM農作物栽培国となっている。

ii）サイロ袋

従来、穀物の生産者は、収穫するとすぐにトラックでカントリーエレベータまで運び、仲買人に売却していた。しかし、収穫期になると、穀物が大量に出回るため、仲買人に安く買い叩かれるとともに、トラックの需要が増えることで輸送費も高くなる傾向にあった。そのような中、2000年代初めの経済危機をきっかけに普及し始めたのがサイロ袋である。

サイロ袋は、収穫した穀物を直径約1.4m～2mのポリエチレン製の袋に専用の機械で詰め込み、農場内で貯蔵するもので、最長3年間保存できるとされる。これにより、生産者の売却時期の自由度が広がり、国際価格、為替、輸送費の変動を勘案しながら売却し、収入増加につなげることが可能となった。

一方、このことで大豆の市場への供給量が不確実になり、世界の食糧需給や国内政治に与える影響も大きくなったとされる。例えば、大統領選挙のあった2015年、前政権は、国民に財政改善をアピールするため、大豆輸出を促進して税収を確保しようと、袋サイロの購入報告の義務化や意図的に貯蔵する農家への低利融資の制限等を行い、生産者に大豆の出荷を強く促した。しかし、当時大豆の国際価格が下落していたこともあり、むしろ生産者は出荷を抑制し前年よりも多くの大豆を貯蔵した。

（iii）新しい生産組織の拡大

新技術の導入に伴って、GM・ハイブリッド種子、専用の農薬や肥料、不耕起栽培やサイロ袋の専用機械等への資金需要も増加した。メネム政権の経済改革を契機とした経済成長の時代は、そういった資金需要に対応して農業への融資も拡大したが、1990年代後半から2000年代初めにかけては、穀物の国際価格の低迷や経済の低迷により次第に農業への融資も減少した。すると、中小規模の生産者の中には、自ら資金調達して生産することを断念し、農地を貸して収入を得る生産者も現れるようになった。そうした中小規模生産者から土地を借りて、生産を担ったのが、ネットワーク型生産と呼ばれる生産方式である。これは、一部の大規模生産者、農作業受託から成長した生産組織、新技術を各種生産資材とともに提供する事業者等が、都市部や国外の投資家から集めた資金で、農業経営の専門家を雇用して農業を行う。そして、農業に必要な土地、投入材、労働力は自前又は外部から調達する。この方式のメリットとして以下が挙げられる。

- ・ 広い範囲で生産を行うことで気候や病虫害のリスクを分散できること
- ・ 生産規模が大きいため投入材の購入や生産物の販売等でスケールメリットを活かせること
- ・ 土地や農業機械を所有しないことで投資額を抑制できること
- ・ 資金調達、農作業、栽培管理、販売等の専門化、分業化が進むことにより最新の知識、技術、機械等を効率的に生産に活用することができる 等

また、この方式が広がった背景として、中小規模生産者から土地を借りやすくなったことに加え、GM種子・ハイブリッド種子とそれに付随した専門知識が生産量を左右するようになり、それを提供する専門業者が増加したこと、更には、経済危機を契機に銀行への信用が低下し、投資家は銀行ではなく有望な投資先に資金を投入するようになったことがあるとされる。

2）農業が直面する課題

（i）パンパ地域とそれ以外の地域との格差

パンパ地域では、大規模な生産者が、恵まれた生産条件を活かした輸出志向型の農畜産物を生産することで、国際的なバリューチェーンに組み込まれることによる海外から積極的な投資、新技術の導入、インフラの整備等により高い生産性を実現している。一方、中小規模の生産者が主体であるパンパ以外の地域では、技術開発やインフラ整備等が遅れており、生産性は低く、バリューチェーンも脆弱である。

（ii）公的支援の不足と農業施策の不確実性

（5）2）で述べたように農業への公的支出が極めて限られる中、研究・技術開発・検査・衛生部門に重点が置かれ、老朽化した道路・鉄道の修復等の物流インフラの整備やパンパ以外の地域への農業支援が遅れている。

また、長期にわたる政治・経済の動揺が、農業政策の不安定性と不確実性を招いており、生産者の意欲の低下や農業への安定的な投資への障害となっている。例えば、輸出税や貿易規制といった農業にとって重要な施策は、裁量的な行政令（大統領令）によって頻繁に発出・変更される傾向がある。

（iii）脆弱な融資環境

2017 年の GDP に占める銀行から民間部門への国内信用（domestic credit）の比率は約 16%と中南米全体（約 45%）と比べ半分以下であり、国内の融資環境は近隣諸国と比べて脆弱で、運転資金の調達や設備投資が十分にできない環境にある。

（iv）環境負荷の増加

大豆を中心とした新技術の導入と農地面積の拡大に伴う急速な農業の発展は、農薬・肥料の使用量の増加、森林の減少に起因する環境（水質、土壌、生物多様性、温室効果ガス等）への影響が懸念される。特に農薬については、近年使用量が増加傾向にあり、単位当たりの使用量は、世界平均の約 2 倍に達する。

また、アルゼンチンの森林面積は、主に牧草地や大豆農地への転換を目的として、アルゼンチン北部のグランチャコ地域を中心に 1990 年から 2016 年までの間で約 23%（約 8 万 km²）消失しており、世界の約 3%に比べても大きくなっている。

4. アルゼンチンの貿易の動向

（1）輸出入額の動向

2018 年の輸出額は、61,559 百万ドル、輸入額は、65,441 百万ドルとなっており、いずれも上位 3 か国が、ブラジル、米国、中国が占めている（第 9 表）。特にブラジルは、輸出の約 16%、輸入の約 27%を占める最大の貿易相手国である。また、輸出入の内訳を見ると、輸出については、農畜産物が約 42%を占め、その他は、自動車、金属類、化学製品等となっている（第 18 図）。一方、輸入については、農畜産物はわずか約 4%にとどまり、その他は、自動車、機械類、電子機器等となっている。

過去 20 年間の輸出入額の推移を見ると、2000 年頃からの穀物等の国際価格上昇とともに、輸出入額も増加しているが、2011 年頃をピークに減少傾向となり、保護貿易から自由貿易に転じたマクリ政権発足後の 2016 年から再び上昇傾向となっている。

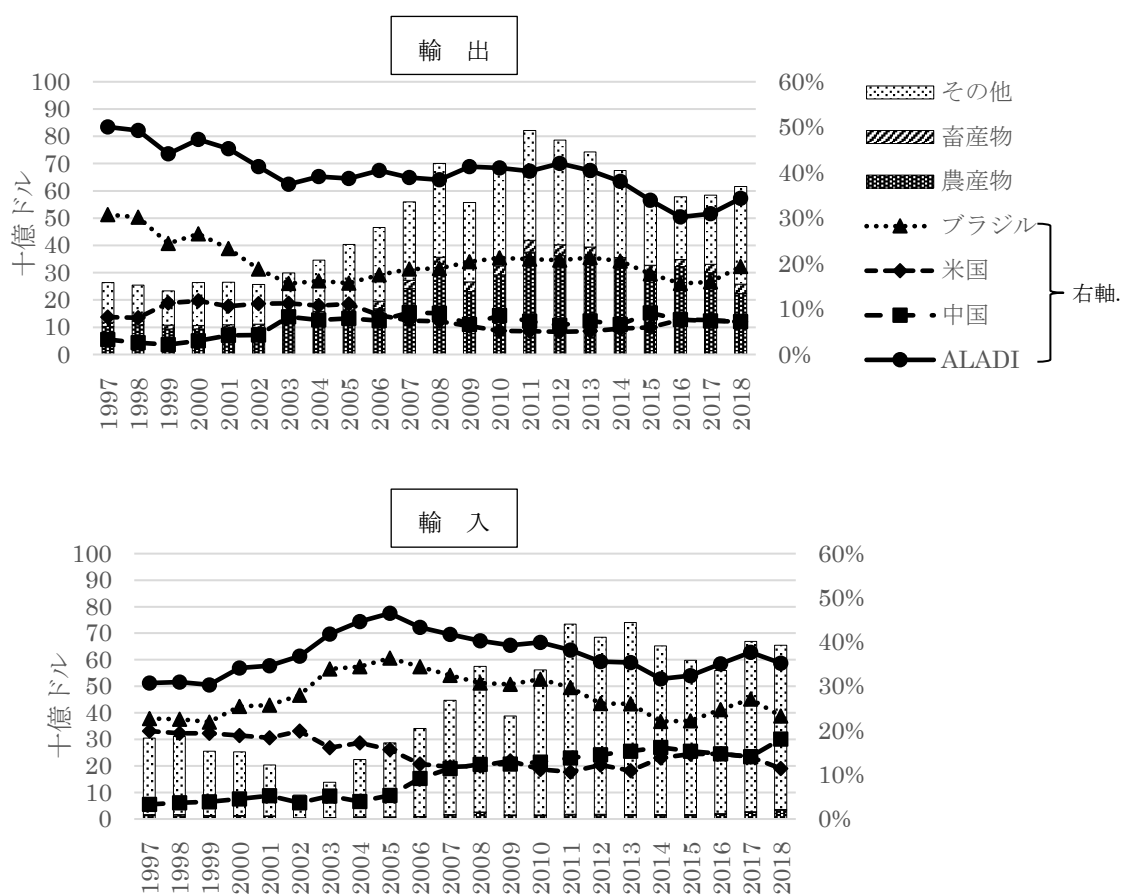
また、国別の割合を見ると、輸出入とも米国、ブラジルが低下傾向なのに対して中国は増加傾向にあり、中国との緊密化が進行している。また、ラテンアメリカの共同市場化を目標に多くの中南米諸国が加盟するラテンアメリカ統合連合（ALADI）は、30～50%で推移しており、その動向は貿易量の大きなブラジルとほぼ連動している。

第9表 2018年の輸出入額と相手国

(単位: 百万ドル)

輸出			輸入		
国名(順位)	輸出額	シェア	国名(順位)	輸入額	シェア
ブラジル(1)	11,291	18%	ブラジル(1)	15,573	24%
中国(2)	4,211	7%	中国(2)	12,072	18%
米国(3)	4,182	7%	米国(3)	7,658	12%
チリ(4)	3,037	5%	ドイツ(4)	3,350	5%
ベトナム(5)	2,101	3%	パラグアイ(5)	2,175	3%
日本(32)	484	1%	日本(12)	1,082	2%
その他(-)	36,253	59%	その他(-)	23,529	36%
合計	61,559	100%	合計	65,441	100%

資料: Global Trade Atlas.



第18図 輸出入額と国別の割合の推移

資料: Global Trade Atlas.

注. 加工品を含む。その他は、自動車、金属類、化学製品等。

(2) 貿易交渉の動向

1995年に加盟国間での関税撤廃や域外との共通関税等を内容とするメルコスール（南米南部共同市場）が発足した。メルコスールは、1981年に発足したALADIを通じたラテンアメリカの経済統合に向けた取組の一部と位置付けられ、発足時の加盟国は、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイであったが、その後、ボリビア、ベネズエラ（現在資格停止中）が加盟した（第10表）。

アルゼンチンの貿易交渉は、原則的にメルコスールを通じて行われるが、ALADI加盟国とは、経済補完協定（ACE）を締結することができる。

メルコスールは、アルゼンチンやブラジルで保護貿易的な左派政権が誕生したことを契機に、貿易同盟より政治同盟的な色彩を強め、域外の国との貿易交渉は停滞気味であった。しかし、近年、アルゼンチンのマクリ政権をはじめ、ブラジルでも自由貿易を標榜する政権が誕生し、EUとの交渉が進展する等、貿易交渉が活性化しつつある（第11表）。

第10表 メルコスールの概要

経済規模 (IMF:2018年推定)	人口約3.0億人, GDP約2.6兆ドル
目的・原則	○域内の関税及び非関税障壁の撤廃等による財、サービス、生産要素の自由な流通 ○対外共通関税の創設、共通貿易政策の採択及び地域的・国際的な経済・貿易面での協調 ○マクロ経済政策の協調及び対外貿易、農業、工業、財政・金融、外国為替・資本、サービス、税関、交通・通信などのセクター別経済政策の協調 ○統合過程強化のための関連分野における法制度の調和
発足	1995年
加盟国	アルゼンチン、ボリビア(※1)、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラ(※2) ※1 議会の批准待ちのため、現在議決権はない。 ※2 2016年から資格停止中。
関税の概要	○域内関税は、自動車、自動車部品及び砂糖を除き、原則ゼロ。ただし、国ごとに保護品目が認められている。 ○域外共通関税は、全品目の約85%に当たる品目（約9千品目）につき対外共通関税率（0～20%）を適用。ただし、各国が国際経済情勢を理由に200品目を上限として関税を引き上げることを認められている等の例外規定がある。

資料：外務省。

第11表 貿易交渉の進捗状況

	発効済み	署名済み	交渉・対話等	交渉当事者
自由貿易協定(FTA)	イスラエル、エジプト	パレスチナ	欧州連合(EU)、欧州自由貿易連合(EFTA)、カナダ、中国、韓国、カナダ、ASEAN、オーストリア・ニュージーランド経済緊密化協定(CER)等	メルコスール
経済補完協定(ACE)	ウルグアイ、エクアドル、キューバ、コロンビア、チリ、パラグアイ、ブラジル、ペルー、ベネズエラ、メキシコ			アルゼンチン 又は メルコスール
特惠関税協定	インド、南部アフリカ関税同盟(SACU)			メルコスール

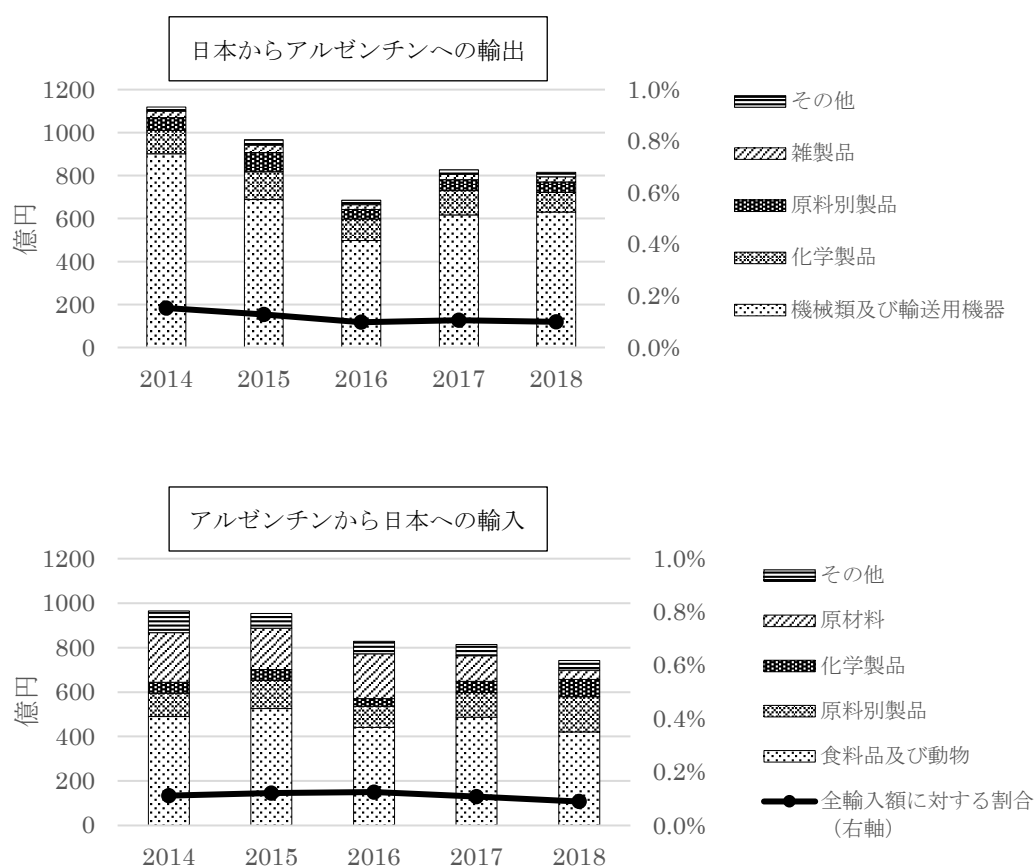
資料：外務省、ALADI。

（3）日本との関係

2018年に外交関係樹立120周年を迎え、3年連続で両国の首脳が相互に訪問する等、関係の緊密化が進んでいる。ここでは、近年の日本との貿易の動向について紹介する。

1）輸出入額の動向

2018年の日本からアルゼンチンへの輸出額は、752億円、アルゼンチンから日本への輸入額は、671億円となっており、いずれも全体の約0.1%である(第19図)。内訳を見ると、輸出については、77%が自動車等の機械類及び輸送用機器、輸入については、55%が食料品及び動物であり、そのうちの46%はえび等の魚介類が占めている。なお、過去5年間の輸出入額を見ると、輸出及び輸入のいずれも年々減少する傾向にある。



第19図 日本・アルゼンチン間の輸出入額の推移

資料：財務省。

2) 近年の貿易に関する動き

(i) 日・メルコスール EPA に向けた動き

2012年～2015年にかけて政府間で日・メルコスール経済関係緊密化のための対話が4回実施された。また、2018年7月に日本の経団連とブラジルの全国工業連盟（CNI）の主催の第21回日本ブラジル経済合同委員会で、「日本メルコスール経済連携協定に向けたロードマップ」が採択された。

(ii) 「農業、畜産業、漁業、林業及び食料産業分野に係る協力覚書」に署名

平成29年5月19日、農林水産省とアルゼンチン農産省は、日本とアルゼンチンとの間で官民連携による農林水産業・食料産業分野における協力を強化することを目的とする「農業、畜産業、漁業、林業及び食料産業分野に係る協力覚書」に署名した。

(iii) 牛肉の輸出入の解禁

2000～2001年にアルゼンチンで発生した口蹄疫を契機に禁止されていたアルゼンチンからの牛肉・羊肉の輸入について、国際獣疫事務局（OIE）が、パタゴニア地域をワクチン非接種清浄地域として認定したことを受けて、2018年6月からパタゴニア地域産に限り輸入を解禁した。また、アルゼンチンへの日本産牛肉の輸出について、2018年6月から厚生労働省が定める手続に基づき認定を受けた食肉処理施設からの輸出が解禁された。

(iv) 原発事故に伴う日本産食品の輸入規制の撤廃

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生以降、アルゼンチン向けに輸出されるすべての日本産食品・飼料に義務づけられていた放射性物質検査証明書等の提出が2017年12月に撤廃された。

おわりに

自由貿易と緊縮財政を標榜するマクリ政権になって3年が過ぎた。積極的な経済改革により一定の成果を上げる一方、経済成長率は伸び悩み、インフレ率が上昇する等、マクロ経済は依然安定せず、国民生活の向上に結びついていない状況が続いている。その原因は、米国FRBによる利上げやトルコリラの急落といった外的要因に依拠する部分はあるが、本質的には、大衆迎合に陥りやすい政治の不安定さに加え、天候不順等の外的リスクの影響を受けやすい農畜産物等の一次産品輸出への過度な依存、高い外貨建て対外債務率、慢性的な経常赤字等の脆弱な経済構造にあると思われる。マクリ政権は、このような経済構造からの脱却と財政健全化をめざし、公共料金の値上げや補助金の廃止等の国民に痛みの伴う改革を進めている。しかし、国民がどこまでそれに耐えられるのか、そして国内から出る不満に対して適切に対応できるのか、今年行われる大統領選挙に向けて、マクリ政権の政治手腕が

試される。

農業に目を向けると、マクリ政権になって一旦廃止・軽減された農畜産物に対する輸出税が昨年のペソ急落を受けた経済改革の一環として復活した。このことは、国の経済を維持するためには、農畜産物輸出に依存せざるを得ない現実とともに今後も世界で高い輸出競争力を維持しつづけざるを得ないことを改めて内外に示した。

農畜産物が高い輸出競争力を維持するためには、大豆の生産現場で起きているような技術革新や効率的・合理的な生産・流通体制の構築等を通じた生産性向上への不断の取組が重要であり、今後も技術開発や物流インフラ整備等への積極的な投資が必要になると思われる。また、3(6)2)で示したように、パンパとそれ以外の地域の間での生産性やバリューチェーンの格差に加え、農地拡大による森林の減少、農薬・肥料による環境への影響も農業の持続的発展にとって無視できない課題となっており、その解決に向けて政治や行政が積極的な役割を果たすことが期待される。

貿易に関しては、マクリ政権は、今後も引き続き、メルコスールを軸にして米国、中国、EU等を中心に域外国との関係を強化し、積極的に投資の呼び込みや貿易交渉を進めていくと想定され、日本へは、農畜産物の輸出拡大を念頭にEPA交渉を求める動きが加速することが考えられる。

[引用・参考文献]

アジア経済研究所(online)「アルゼンチンの穀物生産拡大とトウモロコシ輸出の制約」他

<https://www.ide.go.jp/Japanese>

外務省(online),「中南米」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica.html>

公益財団法人国際通貨研究所(online)「深刻な不況を迎えるアルゼンチン」他, <http://www.iima.or.jp/index.html>

在アルゼンチン日本国大使館(online),「アルゼンチン情報」, https://www.ar.emb-japan.go.jp/itpr_ja/07JP.html

財務省(online),「財務省貿易統計」, <http://www.customs.go.jp/toukei/srch/index.htm>

(独) 農畜産業振興機構「アルゼンチンの牛肉生産・輸出の現状とパタゴニア地域の潜在力」他

<https://www.alic.go.jp/index.html>

日本貿易振興機構(online),「アルゼンチン ビジネス情報とジェトロの支援サービス」

https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/ar/

農林水産政策研究所「カントリーレポート：アルゼンチン」, <http://www.maff.go.jp/primaff/index.html>

農林水産省(online)「アルゼンチンの農林水産業概況」他, <http://www.maff.go.jp/index.html>

三井物産戦略研究所(online)「経済改革が進むアルゼンチン」他, <https://www.mitsui.com/mgssi/ja/index.html>

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(online)「アルゼンチン経済の現状と今後の展望」他, <https://www.murc.jp/>

みずほ総合研究所(online)「アルゼンチン新政権の経済改革」他, <https://www.mizuho-ri.co.jp/index.html>

Argenbio(online) <http://www.argenbio.org/index.php>

Casa Rosada(online), <https://www.casarosada.gob.ar/>

FAO(online)“FAOSAT”, “Country fact sheet on food and agriculture policy trends”

<http://www.fao.org/home/en>

Global Trade Atlas(online), <https://www.gtis.com/gta/secure/default.cfm>

IMF(online) “World Economic Outlook Database”,

<https://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2018/02/weodata/index.aspx>

INDEC(online), <https://www.indec.gob.ar/index.asp>

Ministerio de producción y trabajo(online), <https://www.argentina.gob.ar/agroindustria>

OECD(online) “Agricultural Policies in Argentina”,

<http://www.oecd.org/countries/argentina/agricultural-policies-in-argentina-9789264311695-en.htm>

USDA(online) “PSD online”, <https://apps.fas.usda.gov/psdonline/app/index.html#/app/advQuery>

WB(online) “World Bank Open Data”, <https://data.worldbank.org>

第4章 オーストラリア

—農業競争力白書の施策と GMO 栽培規制—

玉井 哲也

1. はじめに

2018-19年度は特に東部で干ばつの影響が大きい。小麦、大麦などの主要穀物の生産量は、前年を大きく下回り、小麦は2,000万トンを超えると予想されている。

現在のオーストラリアは、他の先進国の多くと比べると、農業への補助は極めて少ない。世界有数の農産物輸出国ではあるが、上述したような干ばつが頻発して生産は不安定である。こうしたなかで、農業政策においては何に重点を置き、どのような施策を推進しようとしているだろうか。2015年に農政推進の柱としてとりまとめられた農業競争力白書には、農業政策の方向と種々の具体的施策が盛り込まれているので、同白書のフォローアップをすることで、近年の農業政策において重視されている事項の把握を試みる。

また、GMO栽培規制については、技術的にはGM小麦の商業栽培の実現も遠くないであろう今日、小麦を主要穀物とするオーストラリアの対応を考える材料として整理した。連邦制をとり州により政策が異なり得ることを示す良い事例とも思料する。

さいごに、2018年度の進展を中心にFTAの推進状況を整理する。主要輸出先の多くとFTAを締結済みのオーストラリアは、更にその推進を図っているところである。

2. 農産物需給状況

オーストラリア農業経済資源科学局（ABARES）は、今シーズン（2018-19年度）の冬作物（小麦、大麦、カノーラ、豆類、オート麦及びライ麦）の生産量を、2018年12月現在で約2,927万トンと予測している（ABARES（2018））。前年度を約870万トン下回り、史上最高の5,668万トンを記録した2年前（2016-17年度）と比べればほぼ半分である。主要品目である小麦、大麦及びカノーラのいずれも影響を受けており（第1表）、冬作物全体で、作付面積が2,000万haを超えるようになった2000-01年度以後の18年間のなかで8番目に低い生産量となる。今シーズンは初期に降水量が少なく、シーズンを通じても適時に雨に恵まれなかったことが生産量減少の主要因とされる。また、干ばつの影響は東部で著しい一方、西部は生産量が減少していない。今シーズンまでのところは、2006-07年度のような全国同時の大不作には見舞われずに済んでいるとも言える。

夏作物（ソルガム、綿花、米等）の生産量は約310万トンと予測され、前年度2017-18年度を約100万トン下回る。特に灌漑用水の不足により米及び綿花の生産が大きく落ち込む

模様であり、夏作物についても干ばつの影響が現れている（第2表）。

第1表 冬作物の生産量等（小麦、大麦、カノーラ）（千トン、トン/ha）

年度	小麦			大麦			カノーラ		
	生産量	単収	輸出量	生産量	単収	輸出量	生産量	単収	輸出量
1998-99	21,465	1.86	16,450	5,987	1.89	4,718	1,690	1.36	1,356
1999-00	24,757	2.04	17,838	5,032	1.94	3,837	2,460	1.29	2,034
2000-01	22,108	1.82	16,621	6,744	1.95	4,149	1,775	1.22	1,392
2001-02	24,299	2.11	16,465	8,280	2.23	4,992	1,756	1.32	1,380
2002-03	10,132	0.91	10,845	3,865	1.00	3,466	871	0.67	517
2003-04	26,132	2.00	15,074	10,382	2.32	5,312	1,703	1.41	1,202
2004-05	21,905	1.64	15,780	7,740	1.67	6,502	1,542	1.12	892
2005-06	25,150	2.02	15,168	9,482	2.15	5,316	1,419	1.46	831
2006-07	10,822	0.92	11,196	4,257	1.02	3,136	573	0.55	228
2007-08	13,569	1.08	7,408	7,160	1.46	4,052	1,214	0.95	472
2008-09	21,420	1.58	13,410	7,997	1.60	3,899	1,844	1.09	1,067
2009-10	21,834	1.57	13,725	7,865	1.78	4,235	1,907	1.13	1,187
2010-11	27,410	2.03	18,431	7,995	2.17	4,625	2,359	1.14	1,549
2011-12	29,905	2.15	23,026	8,221	2.21	6,568	3,427	1.39	2,557
2012-13	22,855	1.76	21,265	7,472	2.05	5,165	4,142	1.27	3,512
2013-14	25,303	2.01	18,336	9,174	2.41	7,124	3,832	1.41	2,863
2014-15	23,743	1.92	16,571	8,646	2.12	6,208	3,540	1.22	2,626
2015-16	22,275	1.97	15,777	8,992	2.19	5,498	2,775	1.33	1,857
2016-17	31,819	2.61	22,057	13,506	2.79	9,537	4,313	1.61	3,458
2017-18	21,244	1.74	15,492	8,928	2.30	7,997	3,669	1.34	2,413
2018-19	16,956	1.70	10,618	7,312	1.97		2,241	1.18	1,438

資料: ABARES, Agricultural Commodity Statistics 2018 及び ABARES (2018)。

注. 2018-19 年度の数値は ABARES (2018) 及び同 Agricultural Commodities 2018 年 12 月号による予測値。

第2表 夏作物の生産量等（ソルガム、米、綿花）（千トン、トン/ha）

年度	ソルガム			米			原綿		
	生産量	単収	輸出量	生産量	単収	輸出量	生産量	単収	輸出量
1998-99	1,891	3.22	76	1,362	9.20	607	716	1.27	647
1999-00	2,116	3.40	26	1,084	8.28	710	741	1.60	703
2000-01	1,935	2.55	330	1,643	9.28	661	819	1.55	834
2001-02	2,021	2.46	586	1,192	8.28	704	703	1.72	719
2002-03	1,465	2.20	70	438	9.32	287	387	1.72	596
2003-04	2,009	2.74	289	553	8.38	151	349	1.76	459
2004-05	2,011	2.66	513	339	6.65	69	645	2.01	410
2005-06	1,932	2.52	173	1,003	9.83	103	597	1.78	650
2006-07	1,283	2.09	46	163	8.15	414	301	2.10	487
2007-08	3,790	4.03	251	18	8.50	191	133	2.12	266
2008-09	2,692	3.51	1,368	61	8.46	45	329	2.01	260
2009-10	1,508	3.03	487	197	10.39	21	387	1.86	395
2010-11	1,935	3.06	553	723	9.54	91	926	1.57	505
2011-12	2,239	3.40	1,112	919	8.91	501	1,225	2.04	994
2012-13	2,229	3.45	1,291	1,161	10.28	577	1,017	2.30	1,305
2013-14	1,282	2.41	701	819	10.94	561	885	2.26	1,036
2014-15	2,210	3.02	1,205	690	9.91	481	528	2.68	681
2015-16	1,791	3.44	1,075	274	10.31	366	629	2.33	536
2016-17	994	2.70	729	807	9.81	177	891	1.60	763
2017-18	1,439	2.71	404	630	10.49	372	1,000	2.00	872
2018-19	1,524	2.66		156	10.40		581	2.08	

資料: ABARES, Agricultural Commodity Statistics 2018 及び ABARES (2018)。

注. 2018-19 年度の数値は ABARES (2018) による予測値。

畜産も放牧を主とすることから干ばつの影響を受けるが、穀物ほど生産量の変動は大きくない。中期的に見ると、ラム肉の輸出、鶏肉の生産が大きく伸びている一方で、羊毛生産は減少傾向が続いてきた。

第3表 食肉生産量等 (千トン)

年度	牛肉		羊肉		年	羊肉		豚肉		鶏肉	
	生産量	輸出量	輸出量 (マトン)	輸出量 (ラム)		生産量	輸出量	生産量	輸出量	生産量	輸出量
1998-99	2,011	1,326	データ無し	データ無し	1998	624	303	369	25	602	23
1999-00	1,988	1,284	データ無し	データ無し	1999	643	320	362	45	614	24
2000-01	2,119	1,461	192	116	2000	714	374	364	56	617	18
2001-02	2,028	1,381	166	118	2001	678	366	379	77	627	25
2002-03	2,073	1,387	162	102	2002	634	350	407	92	700	20
2003-04	2,033	1,319	129	119	2003	543	289	419	88	681	20
2004-05	2,162	1,491	144	128	2004	573	323	395	70	722	18
2005-06	2,077	1,395	148	146	2005	616	360	390	65	755	21
2006-07	2,226	1,517	168	157	2006	669	390	383	67	797	19
2007-08	2,132	1,440	163	167	2007	681	394	385	61	813	30
2008-09	2,125	1,485	151	162	2008	647	391	345	55	805	33
2009-10	2,109	1,377	117	160	2009	624	383	324	45	829	36
2010-11	2,133	1,442	97	162	2010	541	332	339	50	934	31
2011-12	2,115	1,462	99	179	2011	507	321	344	51	1,013	40
2012-13	2,245	1,539	153	208	2012	583	371	352	46	1,047	41
2013-14	2,464	1,769	186	236	2013	687	466	360	47	1,067	42
2014-15	2,662	2,009	180	254	2014	720	520	362	44	1,103	48
2015-16	2,344	1,749	156	261	2015	710	491	374	41	1,137	34
2016-17	2,069	1,443	135	255	2016	686	481	386	42	1,225	36
2017-18	2,238	1,638	177	280	2017	698	509	408	49	1,220	47
2018-19	2,317		460		2018						

資料: ABARES, Agricultural Commodity Statistics 2018 及び同 Agricultural Commodities 2018 年 12 月号。

注 1) 2018-19 年度の数値は Agricultural Commodities 2018 年 12 月号による予測値。

2) マトン及びラムの輸出量は船積み重量ベース、他は枝肉ベース。

第4表 羊毛, 生乳, 乳製品の生産量等 (千トン (生乳は千キロリットル))

	羊毛		生乳	バター		チーズ	
	生産量	輸出量	生産量	生産量	輸出量	生産量	輸出量
1998-99	712	682	10,178	189	117	328	175
1999-00	643	800	10,847	182	137	373	220
2000-01	657	848	10,547	172	120	376	219
2001-02	605	700	11,271	178	123	412	218
2002-03	547	536	10,328	164	111	379	208
2003-04	516	505	10,076	149	84	384	212
2004-05	529	555	10,127	147	69	388	228
2005-06	520	552	10,089	146	83	373	202
2006-07	502	576	9,583	133	81	364	213
2007-08	459	483	9,223	128	57	361	203
2008-09	420	445	9,388	148	70	343	146
2009-10	422	428	9,084	128	74	350	168
2010-11	406	444	9,180	122	56	339	163
2011-12	404	405	9,589	120	49	347	161
2012-13	427	437	9,334	118	54	338	174
2013-14	419	428	9,421	116	49	311	151
2014-15	427	459	9,806	119	44	344	159
2015-16	404	417	9,681	119	34	344	172
2016-17	414	429	9,016	100	21	337	167
2017-18	422	451	9,289	93	16	378	171
2018-19	385	385	8,910	66		374	

資料: ABARES, Agricultural Commodity Statistics 2018 及び同 Agricultural Commodities 2018 年 12 月号。

注 1) 2018-19 年度の数値は Agricultural Commodities 2018 年 12 月号による予測値。

2) 羊毛の輸出は、皮を含む(生産量の対象よりも広い)。

3. 農業競争力白書の施策

(1) 農業競争力白書のフォローアップ

本節は、2015 年 7 月にオーストラリア連邦政府が発表した農業競争力白書 (Agricultural Competitiveness White Paper。以下、「白書」) で「これからの施策」とされた新政策・規制改革について、その後の実施・導入の状況を整理する。白書は、首相・内閣省に置かれたタスクフォースが、1 年半をかけてとりまとめ、2015 年 7 月に公表した。今後農業が目指すべき大きな方向と、そのための条件整備に貢献すべく推進する政策を掲げている。白書は、オーストラリア農業に関して、政府が取り組むべき優先的な行動分野として以下の 5 分野を示した。白書の内容について詳しくは、玉井 (2016) を参照されたい。

① より公正な環境を農業に保証

農業活動を、より公正な競争、より適切な規制のもとに置き、過剰な規制を見直してコスト削減を図り、所得変動に対応するため税制を改善。

② 21 世紀のインフラを建設

農業生産にとって最も基礎的な投入である水のインフラ、輸送網などを整備。

③ 干ばつやリスク管理への対応を強化

干ばつ、市場変動による、所得の不安定に対処できる、柔軟な経営戦略・能力を備える農家の取組を、政府が促進。逆境に置かれた農家を政府が支援。

④ より賢い農業へ

研究開発の改善、質の高い労働者の確保、農地などの資源の環境と調和した管理、により持続可能で効率的な農場経営。

⑤ 高級な市場へのアクセス

貿易交渉や障壁の除去、国内の安全性や品質確保などによって、海外市場へのアクセスの維持・拡大を図る。

いま白書のフォローアップを行う意義は、第一に、1 年半をかけて作成した農業政策の方針や具体的施策を、それらのその後の実施・進展と対比して把握することである。農業政策において重視されるポイントと政策手段を、重点分野に即して掴むことや、白書後の状況を受けた、最近の政府の問題意識の変化を確認することにつながる。オーストラリアでは、白書は政権が節目と考える時期・局面において、今後の見通しや政策運営の基本的方針などを示すものであるため、包括的で広範な施策について、体系的な視点から、一連の動向・顛末について観察する機会として重要である。

第二に、効果的に情報を収集できる時期は限られている。白書の予算措置は、「4 年間」という期間とされていることが多い。今年度 2018 年度は、白書公表の 2015 年度 (2015 年 7 月に開始) から 4 年後に当たり、計画どおりならこれらの予算配分が完了しており、施策の実施状況を整理するに適した時期である。2019 年度以後になると、終了して時間が経過した施策は、情報入手が困難になるおそれがある。実際に、2018 年前半にホームページ等

に掲載されていた事業の情報が、2018年後半には掲載されていない例が複数見られる。

オーストラリア連邦政府は、ホームページを設けて(<http://agwhitepaper.agriculture.gov.au/>)、該当サイトへのリンク等の形で白書に関する情報を提供している。以下のフォローアップでは、同ホームページを手がかりに、白書の構成に即して、優先5分野でそれぞれ今後行っていくとされた施策の実施状況を整理する。

（２）より公正な環境を農業に保証

１）農産物についての公正な競争

（i）オーストラリア競争及び消費者委員会（ACCC）

白書では、公正取引の確保、競争阻害行為の監視や消費者保護の役割を持つ ACCC に、農業を担当する新委員を設置して農業部門への取組を強化し、農業供給網における公正な取引と競争を促進する、としている。

2016年2月、ACCCに農業委員として、牧牛農業、学究、農業界代表の経験を有するケオグ（Keogh）氏が任命された。任期は5年間で、ACCC内に新たに設置される農業ユニット（Agriculture Enforcement and Engagement Unit）と協力して、農業者の関心事項である供給網の透明性確保などに取り組む。ACCCの委員は全体で6人である。

農業ユニットは、2010年公正取引及び消費者保護法（Competition and Consumer Act 2010）の農業部門に関する執行・管理を行う。ACCCの農業分野での活動対象は、反競争的行為、事業上の権利保護、小規模事業者による集団取引、業界行動規範、合併、インフラ規制などである。同ユニットは、発足した2016-17年度に、牛・牛肉市場の点検及び園芸産業との一連の意見交換会、野菜・果実市場で操業する業者の義務的遵守事項である園芸行動規範（Horticulture Code of Conduct）の改訂を行い、2018年4月には酪農調査の最終報告書を公表した。同ユニットの活動実績として、その他に、会社の合併案に関する検討、水部門のモニタリングや鶏卵の情報表示ガイドラインなども挙げられている。

（ii）協同組合等の奨励

協同組合や集団取引、革新的事業モデルに関する知識や教材を提供する2年間のパイロット事業を行い（1,380万豪ドル）、農業者が異なる事業モデルを採択することを支援することがうたわれていた。

同事業は、農場協同組合・協力試行プログラム（Farm Co-operatives and Collaboration Pilot Programme）として、2016年4月から2018年6月まで実施された。個人農業者や農業者グループにきめ細かい助言などを提供することにより、協同組合その他の合同事業、供給網での地位の強化、農場出荷額の拡大、等を支援する。支援内容は3種あり、①「知識ベース」として各種の情報を提供、②各種の協働方式について専門家が助言する「専門家による支援」、③「農業者グループ事業」は協働事業を新たに実施しようとする農業者グループに資

金(補助金)供与する。1,493.4 万豪ドルの予算の連邦政府の事業(白書の「1,380 万豪ドル」より若干増額)で、サザンクロス大学(Southern Cross University)等が実施する。

上記①「知識ベース」に該当するものとして、協同組合の概要、現状やその設立・運営の仕方についての解説書「オーストラリアの協同組合マニュアル オーストラリアにおける協同組合の目的、設立過程、計画及び運営」(Co-operatives in Australia A Manual The purpose, start-up process, planning and running of a co-operative in Australia Second Edition)がサザンクロス大学等によりまとめられた。協同組合について学ぶオンライン学習コースも提供した。②に関しては、2017 年 6 月から、「協同組合設立 (Co-op Builder)」コーナーをウェブ上に設け、登録した農業者グループに対して定款や開示事項などの作成その他の協同組合設立手続きをオンラインで支援した。同事業により 57 協同組合が新規に設立した。③の資金供与は、財務及び法的相談、市場の調査・開拓、プロジェクト管理、その他必要な事項に関する費用を対象とする。補助金は 50 グループに計 5.5 百万豪ドルが付与された。

2) より良い規制

(i) 農薬・動物用医薬

新たな農薬等を早く利用できるようにすること、事業コストを低減することを目指して、農薬・動物用医薬等の承認の仕組みの合理化を図った。

この改革は白書公表前に始まっており、農業省は、2015、16 年に行った業界、農薬・動物用医薬使用者、州政府、地域住民との意見交換も踏まえ、オーストラリア農薬・動物用医薬庁(Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority)が担う農薬・動物用医薬の承認規制に関し、信頼できる外国政府の判断を受け入れる、効能評価や輸出入規制に際しての過重な規制を廃止・合理化する等の改革方針を固めた。そして、2017 年農業及び動物薬品法制を改正(運営効率化)する法案(The Agricultural and Veterinary Chemicals Legislation Amendment (Operational Efficiency) Bill 2017)が 2017 年 10 月に、2018 年農業及び動物薬品法制を改正(規制簡素化)する法案(The Agricultural and Veterinary Chemicals Legislation Amendment (Streamlining Regulation) Bill 2018)が 2018 年 10 月に、議会に提出された。

(ii) 農業の規制に関するレビュー

白書で、生産性委員会(Productivity Commission)がオーストラリアの農業の規制について、その削減を念頭に見直しを行うこととされた。

生産性委員会は、2015 年末から、農業の競争力と生産性に影響を与えている規制に焦点を当て、不要な規制負担を減らすこと、より効率的に規制目的を達成する方法に転換すること、等に特に留意を払って調査を行い、オーストラリア農業の規制に関する調査報告(Productivity Commission (2016a))が 2017 年 3 月 28 日に公表された。同報告に盛り込まれた 29 の勧告のポイントの一部を挙げると次のとおりである。

- 農業は広範で複雑な規制のもとにあり、累積による規制負担は大きい。
- 一部の正当性のない規制、例えば、GM 作物の栽培規制(モラトリアム)、外国海運

の参入規制，GM食品の表示義務，NSW州の米の流通規制は廃止すべきである。

- 規制が政策手法として不適切な場合もある。例えば，農業への外国投資を懸念する声に応えた規制変更は，費用がかかる上に効果が薄い。
- 目的をより着実に達成するには以下のような改革が必要な規制もある。

動物福祉規制は，現状では便益を適切に評価せずに基準設定がなされている。

農薬・動物用医薬等の評価には国際的な証拠を利用してコスト低減を図るべき。

大型自動車の道路利用許可の仕組みは合理化・簡素化すべき。

同報告に対する連邦政府の対応方針は，2019年1月に公表され，農業への外国投資の規制緩和を除き，勧告事項をおおむね支持するとの立場が表明されている。

（iii）原産国表示の改善

食品の原産国表示（CoOL）は，以前から義務づけられていたが，消費者に分かりにくい等の指摘があったことに対応し，見直すこととされた。

検討は2015年7月に始まり，2016年7月1日に原産国表示の規則が改定され，2018年6月30日以後，すべての対象品目・業者の遵守義務となった。従来は主にオーストラリア・ニュージーランド食品基準規定（The Australia New Zealand Food Standards Code）が原産国表示の枠組みを規定していたが，改訂後は，オーストラリア消費者法（The Australian Consumer Law）の新たな義務的情報基準（Information Standard）によることとされた。

主要な変更点は，オーストラリアで生産された食品の表示として，従来の義務が文字による表示のみであったのに替えて，中にカンガルーをあしらった三角形のロゴ及び内容物に含まれるオーストラリア産の割合を示す棒グラフと文章を付けることである。

対象となる食品は，オーストラリアで小売りされるものすべてだが，ロゴとグラフ・文章を義務づけるのは優先食品（priority foods。その他の食品を除く食品）であって，その他の食品（香辛料，菓子，ビスケット及びスナック，ボトル入りの水，ソフトドリンク及びスポーツ飲料，茶・コーヒー，酒類）は原産地の文章のみで良い。

「オーストラリアで生育（Grown in Australia）」及び「オーストラリアで産出（Produced in Australia）」という表示は，原料全部がオーストラリア産であり，主要な加工がオーストラリアで行われたことを意味する。この場合は，全体がオーストラリア産なのでオーストラリア産の割合を示す棒グラフと文章は付かない。原料にオーストラリア産でないものを含むが，最終的な主要改変（加工）がオーストラリアで行われたものは，「オーストラリアで製造（Made in Australia）」である。

「生育（Grown）」「産出（Produced）」「製造（Made）」のいずれにも当てはまらないもの，すなわち，原材料の一部はオーストラリア産でも，「オーストラリアで包装（Packed in Australia）」しただけ又は外国で加工された食品は，いわゆる「オーストラリア産」の食品と言えず，カンガルーのロゴは付けられない。オーストラリア産の内容物の割合を示す棒グラフと文章を付けるだけである。また，外国産の優先食品については，産地を明示しなければならない。

3) より良い税制

白書は、農業者に対する税制特例措置の改善を掲げた。まず、農業者に対する従前の特例措置全体の構成等を (i) で概説し、(ii) 以下で白書に即して講じられた事項を述べる。

(i) 農業者に対する税制の優遇措置

i) 干ばつや自然災害に見舞われた農業者への対応

税務署は相談に応じ利子を付けずに納税期間の延長や分割支払いとする取扱を行う。

また、干ばつによる家畜の死亡や前倒しと畜から得た利益や農業生産事業用の資産（果樹や家畜など）の喪失に対して支払われる保険金の受取額を、5年間に繰り延べることができる。干ばつのために前倒しで刈った羊毛の販売収入は、翌年に繰り越すことができる。

ii) 税金の平均化 (tax averaging) 及び控除

所得税平均化は、農業者等の所得を最大 5 年間まで平均で計算して所得税を計算する制度である。農業者等の所得は良い年悪い年で変動が大きいことに対応している。

僻地税相殺 (zone tax offset) は、当該納税者の居住地がオーストラリアの僻地である場合に申請できる。僻地では生活費が割高なため、一定の税額を控除するものである。

法人が新規性のある研究開発を行った場合に税額を控除する研究開発促進税制特別措置は、法人の規模に応じて 43.5%又は 38.5%の税額を減額する。

iii) 所得控除

農場経営預金 (FMD) 制度は、農業等の生産者が FMD 口座に預金した金額を、当該年度の所得税の課税対象所得から控除するというものである。引き出した年に所得税の対象となり、所得の変動を平準化するのに資する⁽¹⁾。

各種経費の所得控除への算入や減価償却期間の短縮措置も設けられている。園芸農業の植物の償却・控除は、1995年5月9日以後（ブドウ園については、2004年10月1日以後）に発生した、農業生産に用いる植物を確立するために使用した費用について、減価償却として控除するものである。炭素吸収林の控除は、2012年7月1日以後の炭素吸収林の確立のための費用を控除対象とする。炭素吸収林が確立した会計年度の初日から14年と105日の期間にわたって、1年間に7%の割合で償却される。電気、電話線の償却は、小規模事業者が、事業を行う土地で電線の敷設ないし電線の改善を行う場合、及び農業等の事業を行う土地に電話線を敷設する場合に、その経費を10年間で償却する。

iv) 軽減税率等

事業で使用する、機械、工場、装置、重車両、公道以外を走る軽車両に用いる燃料については、税率が軽減される。高額車税の免税は、消費税 (GST) を含む価格が閾値 (2018-19 年度の場合、燃料効率の良い車で 75,526 豪ドル、それ以外で 66,331 豪ドル) を超える車に課される高額車税 (税額は、閾値を超える額の 33%) を免除するものである。

上記を含め、農業だけではなく各種事業者や小規模事業者を広く対象とする軽減税率等が設けられているが、農業にとっては特に燃料税や高額車税の減免の恩恵が大きい。

(ii) 所得税平均化の再利用

農業者は、10年を経過すれば所得税平均化の利用を再び選択可能になるとされた。

上記(i)の(ii)で述べた所得税平均化は、その方式によることを停止した納税者は、再び利用できなくなる仕組みであった。これを、2017年7月1日から改め、停止後10年以上経過した者は、所得税平均化を再利用可能とした。

(iii) 農場経営預金(FMD)の利用限度額引き上げ及び借入金との相殺

2016年7月1日から、FMDの利用限度額を2倍の80万豪ドルに引き上げるとともに、FMDを預金者のその農業等の生産のための借入金と相殺できることとした。

(iv) 農業用フェンス等の減価償却期間縮減

白書で「これからの施策」としている記載しているフェンスのほか、水及び飼料のインフラについての控除が、手厚い前倒し償却の特例扱いとなり、2015年5月12日以後に発生した費用について、フェンス及び水施設(ダム、タンク、井戸、灌漑水路、ポンプ、水タワー、水くみ上げ風車)は即時償却、飼料貯蔵施設(サイロ及び穀物その他の動物飼料を貯蔵するタンクなど)は3年間での償却となった(従来は、フェンスは最大30年、水施設は3年、飼料貯蔵施設は最大50年)。また、(v)の小規模事業への雇用・投資特例措置(Growing Jobs・Small Business)の支援が適用されるものについては即時償却となる。

(v) 小規模事業への雇用・投資特例措置の支援

2015年5月12日から2017年6月30日までの期間(その後、順次2019年6月30日にまで延長)においてそれぞれが2万豪ドル未満の資産を購入した場合は、直ちに減価償却ができることとされた。また、2015年7月1日から、法人化していない小規模事業者は税額を5%減額し(上限1,000豪ドル)、小規模事業者の法人税率(最高28.5%)を1.5%減額した。対象事業者は、当初の年間売り上げ2百万豪ドル未満から、2016年7月1日に10百万豪ドル未満に拡大され、農業者の97%がこの措置を利用可能と考えられている。

(3) 21世紀のインフラを建設

1) 水インフラ整備

連邦政府は、5.095億豪ドルの全国水インフラ基金を設立し、そのうち5千万豪ドルを、将来の投資判断のために必要な情報等を整備するため、残る4.595億豪ドルを、州政府や民間部門と連携しての水インフラの建設のために割り当てることとされた。

実際には、全国水インフラ基金は5.8億豪ドルに増額された。基金からの資金は、州政府・特別地域政府に対してのみ、その応募に対応して、連邦政府との個別のプロジェクト合意を結んだうえで供与される。基金の全額が割当済みとなっている。

基金の用途は二つに大別され、第一の実現可能性研究に充てる金額は0.595億豪ドルで、

将来の水インフラ投資の判断を行う際に有用な情報整備のため研究を助長する (Qld 州 15 件, NSW 州 4 件, Vic 州 9 件, WA 州 7 件, SA 州 2 件, NT 2 件の 39 件。資金提供は 2015-16~2018-19 年度)⁽²⁾。水資源開発やインフラ建設の技術的な実現可能性やデザインの評価, 費用・便益分析, リスク分析, 法令・税制等の論点整理など, が対象となる。

第5表 全国水インフラ基金のプロジェクト: 資本整備

州	対象	資金 (豪ドル)
Qld	マレーバ・ディンブラ水供給施設	11,630,000
	ノゴラ・マッケンジー水供給施設	3,010,000
	ロックウッド堰	176,100,000
NSW	ダンゴワン・ダム	75,000,000
Vic	マカリスター灌漑地区の近代化	20,000,000
	ロッドン南西部パイプライン	20,000,000
	サンレイシア近代化プロジェクト第2期	3,025,000
WA	ミラピュ・ウエリントン・プロジェクト	140,000,000
SA	アデレード北部灌漑施設	45,600,000
	マクラレン渓谷貯水施設	2,500,000
Tas	スコッツデール灌漑施設	25,270,000

資料: インフラ・地域開発・都市省 (Department of Infrastructure, Regional Development and Cities) ホームページの National Water Infrastructure Development Fund に関する各種情報から筆者作成。

第二の資本整備に充てる 5.2 億豪ドルは, 11 か所の水インフラ事業の建設費として出資される。連邦政府の基金が整備経費全体の約半分を, 残りを州政府等が負担する。資金提供期間は 2017-18~2024-25 年度である。水インフラのなかでもダムなど貯水インフラが優先される。各州で予定されているプロジェクトは, 第5表のとおりであり, そのうち8プロジェクトが既に実施中, 残る3プロジェクトは州政府との合意について調整中である (2018 年 11 月 21 日現在)。

2018 年, 全国水インフラ基金に大きな変更が生じた。まず, 干ばつの深刻化を受けて, 8 月 19 日, 資本整備部分に長期的な水の安定確保に資する干ばつ対応事業 (0.72 億豪ドル) が追加され, その事業募集を 2018 年 12 月 11 日まで行った。更に 2018 年 11 月 19 日, 同基金の規模を約 5 億豪ドル拡大し 10 億豪ドル余りとする方針が発表された。拡大部分は, 上述の干ばつ対応事業, 既存プロジェクトへの追加支出, 新規プロジェクトに向けられる。

同基金とは別に, 連邦政府は, 連邦科学産業研究機構 (CSIRO) に 1,500 万豪ドルで北部オーストラリア水資源評価プロジェクト (Northern Australian Water Resource Assessments Project) を委託した。Qld 州北部のミッチェル川 (Mitchell River) 流域, NT のダーウィン (Darwin) 地域及び WA 州のフィッツロイ川 (Fitzroy River) 流域で, 水インフラに投資をすれば, どれだけの灌漑農業が生まれるかを分析するものである。2 年半を経て, 2018 年 8 月末に公表された報告書は, 灌漑農業開発により, 3 か所合計で, 雇用 14,795 人, ダムからの年間安定供給水量 4,936 ギガリットル, 灌漑農地 367,800ha 及び農業生産額 48.7 億豪ドルが創出されるとした。ただ, 同報告書は技術・地理・環境面での実現可能性を中心とする分析であり, 商業的な持続可能性の評価には深く踏み込んでいないようである。

2) 農業のためのより効率的な輸送インフラ

CSIRO の輸送網投資戦略手法研究 (TraNSIT) の拡大 (1 百万豪ドル) が白書にうたわれた。農産物については、輸送距離が 1,000km を超える場合や市場価格の 40%を輸送費が占める場合もあるなど、輸送コストが農業経営に大きな影響を与える。こうした現状に対処すべく、費用面で最も効果的な輸送の選択肢を明らかにする道具として開発されたのが TraNSIT である。1.42 億トンの農産物輸送、5 百万台の貨物車、年間 15,000 行程の列車運行を取り込み、肉牛、穀物、乳・乳製品、家禽、米、綿花、豚、砂糖、園芸作物、飼料等 25 種類の対象農産物ごとに、最適の供給網とそのためのインフラ投資について分析する経済モデルである。農場から、貯蔵施設、フィードロット、加工場、輸出港、更には配送センター、小売業者までの経路を対象としている。道路・鉄道の状態、一時閉鎖や迂回路、貨物車駐車場や一時保管場所などの補助施設の利用可能性も取り入れているので、個別の事業者がロジスティック費用を管理するために使うことも可能とされている。

TraNSIT により、道路、鉄道を新設、改善した場合に輸送コストを予測試算して、投資判断の材料とすることができる。例えば、北部肉牛道路計画は、2016-17~2019-20 年度にかけて連邦資金 1 億豪ドルを使い、肉牛輸送道路の整備・改善を図るものであるところ、TraNSIT を使って、道路の改善によるコスト低減効果が試算され、計画策定の参考とされた。関係各州から提出された 58 の道路改善シナリオによるコスト削減額は毎年 7,789,603 豪ドルという試算結果であった (CSIRO (2016))。最終的に北部肉牛道路計画の事業対象として発表された 11 か所のうち、10 か所は上記提案シナリオに含まれていた。

(4) 干ばつやリスク管理への対応を強化

1) 干ばつへの備えの強化

(i) 長期天気予報の改善

コンピュータの増強、予測モデル改良などによる長期天気予報の改善に 330 万豪ドルを投じるとされた。2016 年 2 月、気象庁 (BOM) による新モデルの開発、試験を 2016 年から開始して徐々に実用化し、2018-19 年度に全面的に新規サービスに移行するとの予定が発表された。具体的な改良点は、予測モデルのメッシュを従来の 250km 四方から 60km 四方へと精緻化し、予測発表頻度を 1 か月ごとから 1 週間ごとに増やすことである。

また、白書当時には含まれていなかったものだが、2017 年 6 月には、豪州食肉家畜生産者事業団 (MLA) が、連邦政府から研究開発補助金 620 万豪ドルを受けて、BOM、農業団体などの関係者と協力して、干ばつ等極端な気候事象の予測に取り組むことが発表された。

(ii) 新たな税制特例

上記 (2) 3) (iv) で述べたように、水施設についての税額控除と飼料貯蔵設備の 3 年間の減価償却の特例が講じられた。

また、白書以後の動きとして、近年の干ばつの深刻化を受け、2018年8月19日、新たな租税特別措置が発表され、農業生産者等は、サイロや物置などの動物飼料貯蔵施設のコストについて即時の減価償却とすることが可能となった（従前は3年間での償却）。

(iii) 農場保険についての助言とリスク評価のための補助金

資格要件を満たす農業者は、干ばつその他の生産と市場のリスクを管理する一助となる新たな保険契約を結ぶために有用な助言やリスク評価、所要データの取りまとめなどのサービスを受けた場合に、「農場リスク管理プログラム (Managing Farm Risk Program)」により、その費用の半分までの補助金を受けられる（上限金額 2,500 豪ドル）。保険料そのものは補助対象にならない。同補助金の申込期限は 2019 年 5 月 15 日であり、連邦政府の支出額は 2019 年 6 月 30 日までの 4 年間で 20.2 百万豪ドルとされている（白書でうたった 4 年間で 29.9 百万豪ドルを下回る）。

2) 干ばつ中の支援

(i) 干ばつ低利融資

干ばつ対応として従来から行われていた、干ばつ低利融資 (Drought Concessional Loans) 及び干ばつ回復低利融資 (Drought Recovery Concessional Loans) について、白書では、2015-16 年度から 11 年間にわたり毎年 2.5 億豪ドルの融資枠を確保するとした (11 年間で 27.5 億豪ドル)。これらの融資は、市中金利よりも低い金利を、州政府を通じて融資するもので、金利差額を連邦政府が州政府に対して補填する形をとっていた。

2018 年 7 月 1 日から、低利融資の仕組みが改まり地域投資会社 (Regional Investment Corporation) が全国統一的に融資を実施することとされた。地域投資会社の農場への融資は、農場投資融資 (Farm Investment Loans) 及び干ばつ融資 (Drought Loans) であり、いずれも金利 3.58%、融資上限 2 百万豪ドル、期間 10 年で、うち最初の 5 年は利子払いのみで元本の返済は 6 年目からとなる (2018 年 9 月 28 日現在)。

(ii) 生計費支援の拡充

白書は、22.8 百万豪ドルをあてて農場家計手当 (Farm Household Allowance (FHA)) による生計費支援 3 年目 (最終年) の受給農家への支援を拡充するとしている。

FHA は、経済的な困難に直面している農場の家族の家計を支援する施策であり、2014 年 7 月 1 日から開始された。受給希望者は厚生省 (Department of Human Services) に申請し、認められると失業手当相当額を受給する。白書が拡大したのは、FHA 受給者に対するケース管理支援 (農場の財務評価の実施経費や財務改善のための活動費用の一部を補助) であり、農場立て直しの取組への補助を強化するものである。

(iii) 会計相談サービスの拡充

白書は、干ばつの影響下にある地域で会計相談サービス(Rural Financial Counselling Service (RFCS))を提供する活動費について、2015-16年度に1.8百万豪ドルを追加するとした(当初の割当額は14.3百万豪ドル)。RFCSは、財務的に困難な状況にある農林漁業者、それらに関連する小規模事業に対して、全国を地域割りで担当するサービス提供者が、その雇用する地域会計相談者を通じて会計相談サービスを無料で提供するものである。

RFCSは、2016年4月以後も継続されることとなり、連邦政府は2016年初めに、12のサービス提供者と2018-19年度まで、47百万豪ドルの新たな契約を結んだ。それ以後も、干ばつなどの状況に応じ、白書の措置を超えて、何度かRFCSが拡大されている。

(iv) コミュニティのメンタルヘルス

干ばつの影響下にある地域のコミュニティに対するメンタルヘルス等に関して20百万豪ドルの支援拡大を行うとされた。コミュニティ支援の内容は、一対一のカウンセリング、メンタルヘルスや福祉に焦点を当てたイベント、干ばつ影響下のコミュニティに住む人への助言や参考資料の提供、などの支援を無料で提供することである。

(v) FMD 制度の早期利用

農場経営預金制度(FMD)については、白書に記載された内容の一連の改革が2016年7月1日から実施された。利用限度額引き上げ、借入金との相殺を可能とすること及び制度の早期利用である。限度額及び相殺については(2)の3)(iii)で述べたとおりである。

早期利用とは、制度の本来の仕組みよりも早くFMD預金の引き出しを行うことである。FMD口座の預金は、預金した時点の年度の所得から控除される税制特例の対象だが、預金後12か月未満で引き出すとその特典は失われる。この原則に対する例外として、干ばつの影響を受けている(6か月連続して雨不足であること)農家は、預け入れが前年度であり預け入れから6か月以上経過していれば、税制上の特典を失うことなく当該FMD預金を引き出すことが可能となったのである。

(vi) 税務局による支援

オーストラリア税務局(ATO)が干ばつの影響下にあるコミュニティの納税者に対して助言等を行う。納税期間の猶予、重課税や納税遅延の利息の免除、利息猶予期間付きでの納税計画、状況に合わせての税金分割支払い、等の相談に応じるということである。

(vii) コミュニティでの事業実施

白書がうたった、35百万豪ドルを充てて実施する、干ばつによる経済低迷に苦しむコミュニティで現地の人や業者を使う事業は、インフラ・地域開発・都市省の所管である。

「干ばつコミュニティ・プログラム(Drought Communities Programme (DCP))」は、2015-16年度から4年間で35百万豪ドルの事業で、2015年5月9日に発表され、同年6月30日

から募集が開始された。2019 年 6 月 30 日までの事業計画を立てて応募した地方政府 (Councils) のなかから、農業大臣と協議して、インフラ・地域開発大臣が決定したものに對して、1.5 百万豪ドル (上限金額) を給付する。対象として 23 の地方政府が決定された。

2018 年、DCP は、新たな干ばつ対策パッケージの一環として拡大され、同年 10 月までに、81 百万豪ドルを追加し新たに対象とした 81 の地方政府に各 1 百万豪ドルを支給した。

(viii) 害獣及び雑草の管理に対する支援

干ばつの影響下にある地域で、害獣及び雑草を管理する州政府を支援 (4 年間で 25.8 百万豪ドル) するとされている。

これに対応する農業省の害獣・雑草管理支援は、2015-16 年度に 15 百万豪ドル、2016-17 ~2018-19 年度に 10 百万豪ドルを使い、害獣による牧草への圧力、野犬等による家畜食害及び雑草の侵入を減らすことにより、家畜生存率の向上、地被・家畜用牧草の向上、景観の健全性の向上、を達成することを目指す。現場での活動は州政府の担当であり、連邦政府の資金は州政府の害獣・雑草管理活動のための費用の一部となる。

3) 干ばつ対策パッケージ

白書に掲載された「これからの施策」は、継続中のプログラムも含まれているため、その記載内容が具体的であることも少なくない。なかでも、3. の干ばつ対応分野の各種施策に関しては、具体性が高いようである。これらの多くが、2015 年 5 月 9 日に連邦政府が発表した干ばつ対策パッケージ (drought measures package) から、その 2 か月後に公表された白書に「再掲」した形となっているためであろう。

白書に掲げた取組は、それぞれ実施されたが、その後も干ばつが深刻化する状況を受けて (2019 年 1 月現在)、2018 年 8 月に新たな干ばつ対策パッケージが発表された。FHA の受給期間上限を通算 3 年から 4 年に拡大、地方金融相談サービスの予算の追加、飼料貯蔵施設の経費を即時控除可能とする、などである。それらの中には、白書の取組に上乘せ・延長の形をとるものも多い。ただしこれらは、干ばつ状況の変化に応じて施策が展開される連続した過程と言えるから、「白書の対応」か「白書後対応」かを区分することは重要ではないかもしれない。この点は、他の 4 分野についても共通することで、中長期的な施策の計画が、その後の情勢変化により変更されていく現実を示すものであろう。

(5) より賢い農業へ

1) 研究・開発・普及

(i) 優先順位

地方産業の研究・開発・普及の目標に関する新たな優先順位を設定し農場での収入を改善する分野に重点的に資金を振り向けるようにすることが、白書に掲げられている。連邦政府

は、白書編成過程で農家、研究者、業界等との協議により設定されたものとして、「進んだテクノロジー」「バイオセキュリティ」「土壌、水及び天然資源管理」「研究開発の実用化」の4分野を今後の研究開発において焦点を当てる分野として挙げている。

第6表 利益をもたらす地方産業の研究・開発プログラムの採択プロジェクト

プロジェクト名	補助金額 (豪ドル)	自己負担(豪ドル)	
		現金	現物
収益向上につながる賢い灌漑	4,000,000	3,435,000	2,906,949
民間部門の農業普及活動活発化による、研究開発から得られる成果拡大	1,595,000	810,000	785,000
季節予報の利用のあり方を改善して、農業者の収益を改善	1,829,249	900,974	829,226
クイーンズランド・ミバエの管理のための効率的・効果的な害虫抑制ガイドラインの整備と普及	235,000	1,175,000	1,175,000
高付加価値の動物飼料、化学品、燃料をつくる精製技術	3,090,564	1,545,282	1,544,030
果樹等を管理するための多面的モニタリング手法	3,428,248	1,890,000	1,538,248
雑草を生物学的制御することがもたらす農場生産性への長期的な好影響	1,897,918	948,959	948,959
「白い」魚を市場へ: オーストラリア・ヒラマサの養殖	3,000,000	1,650,000	1,400,000
残渣等を利用した肥料・飼料	862,693	652,376	569,000
フード・バリュー・チェーンの革新と成長をもたらす市場と消費者の分析	2,873,500	3,590,000	2,382,505
遺伝子情報及び中赤外線による牛乳のデータの活用	927,273	518,182	510,000
農漁業者に対する焦点を絞った実践的な普及サービスを統合化	815,000	815,000	600,000
農業の生産性を高めるため受粉の確実性を増す: 効果的な受粉ガイドライン	5,255,000	2,627,714	5,227,563
反芻動物家畜へのQ熱の感染拡大をもたらす要因についての研究	514,000	735,000	367,800
雑草の影響を持続可能な形で管理するための新たな生物学的制御	623,437	3,179,818	3,603,635
窒素増加、水利用効率向上及び生産コスト削減を図る、リン酸利用効率の良い牧草	3,460,000	1,730,000	3,247,829
口蹄疫を例に、動物疫病発生に対応する監視と準備を改善	5,869,968	2,934,984	2,934,984
オーストラリアの食肉の国際競争力を高める進歩した計測技術	4,850,000	4,255,000	2,742,000
バーチャル放牧技術による畜産業の収益性・生産性の向上	2,600,000	1,365,000	1,871,805
簡単に開くカキ	236,275	193,325	57,950
精密農業を加速し、判断する農業へ	1,397,561	750,000	1,410,415
集約的作物・牧草体系における窒素利用の効率性を向上	5,889,286	4,170,652	5,626,295
農場の庭先利益を高める高価値モジュラー式の農地林業	520,000	260,000	638,674
ナッツ産業の先進的生産システム	5,000,000	4,450,000	808,470
地中海ミバエの収穫後駆除の研究センター	1,647,636	1,655,746	1,763,455
病気、ストレス、単収をより全面的に管理するデジタル技術	2,987,635	4,804,082	5,721,593
野焼きや山火事による損失を減らし公共の土地の管理を改善することで、気候変動がワイン産業に及ぼす影響を緩和	1,466,000	1,466,000	723,156
家畜生産者が情報を報告・利用することにより、供給網の収益性を向上	711,668	754,905	259,021
機械収穫のロスを減らす研究と技術の利用により砂糖産業の収益を向上	3,551,000	1,925,000	2,649,643
動物産業の廃棄物管理の技術と事業モデル: 廃棄物を転じて利益に	6,000,000	4,651,826	3,721,903
農場庭先利益の拡大における自然資本勘定の役割	900,000	450,000	911,992
植物病害虫管理の改善のための高性能センサー、診断及び予測	6,758,797	6,494,284	8,404,311
農業者と農産物バリューチェーンの関係者が極端な気象事象に対して能動的に対応する手段を開発	6,198,942	3,660,370	4,803,123
降水量が低位ないし中程度の地域の耕畜混合農場で、新種の豆科牧草を利用して収益を向上	5,516,075	4,990,503	6,052,288
豚肉及び鶏肉の抗細菌性を計測する技術	1,274,000	648,286	999,157
フンコロガシを利用したエコシステムの調整により家畜生産者に裨益	9,174,174	4,587,087	8,932,275

資料: 農業・水資源省 (Department of Agriculture and Water Resources) ホームページの Rural R&D for Profit に関する各種情報から筆者作成。

(ii) 研究開発公社 (Research and Development Corporation) の管理運営コスト

研究開発公社 (RDC) の管理運営コストを減らすことにより、より多くの資金を研究・開発・普及に振り向ける方針とされた。RDC は、政府と業界が協調して地方問題や農業関係の研究・開発を行う主体であり、連邦法により 15 の RDC が設置されている (対象分野・作物等は、卵、ブドウ・ワイン、生体家畜輸出、食肉加工、豚肉、羊毛、綿花、酪農・乳製品、漁業、林業・木製品、穀物、園芸農業、食肉・畜産 (MLA)、地方産業研究開発公社 (RIRDC) 及び砂糖)。

(iii) 利益をもたらす地方産業の研究・開発プログラム

白書は、利益をもたらす地方産業の研究・開発プログラムを 2018-19~2021-22 年度まで 4 年間延長する (1 億豪ドル) とした。2014-15 年度から 4 年間の事業として開始された同プログラムを 4 年間延長して、8 年間で 2 億豪ドルを投入することとなる。

農業等の生産者に利益をもたらす知識、技術、製品、手法を生み出し、その研究開発の成果の普及の道筋を強化し、業界と研究との連携・協調を確立・育成することを通じて、生産性と利益を改善することを目的としており、同プログラムから資金の配分を受ける研究プロジェクトは、上記 (i) の四つの優先分野に対応することを求められる。

毎年募集を行い、採択されたプロジェクトに対して補助金を供与する。RDC のみが応募資格を有する。補助率の上限は 50% である。2014-15 年度から 3 年間分、第 1 から第 3 ラウンドで採択されたのは 36 プロジェクトで、約 115 百万豪ドルの補助金が供与された。RDC やそのパートナーによる自己負担は 169 百万豪ドルであった (第 6 表)。

(iv) 輸出干し草とティーツリー精油の産業の研究

輸出干し草及びアロマセラピーなどに使われるティーツリー精油の産業から、研究目的での課徴金を徴収し、それと同額の資金拠出 (140 万豪ドル) を連邦政府が行って、この研究資金を輸出干し草とティーツリー精油の産業の研究に充てることとされている。課徴金は、輸出干し草について 2016 年 7 月 1 日から導入され 1 トン当たり 50 セント、ティーツリー精油は 2017 年 7 月 1 日から導入され 1 キログラム当たり 25 セントである。研究費の交付を受けるのは、輸出干し草、ティーツリー精油ともに、RIRDC である。

RIRDC については、このほか、小規模事業に関する研究についての連邦政府からの拠出を 120 万豪ドル追加することが白書に記載されている。

2) 農家による持続可能な資源管理

(i) 緊急病虫害駆除

白書では、2015 年 7 月から 4 年間で 5,000 万豪ドルを投じ、緊急病虫害駆除を行う能力を向上するとされた。病虫害が農業・環境・人の健康に及ぼす影響を最小化すべく、農業省が州政府・特別地域政府、業界と協調して、平時には緊急時対応計画等を整備し、病虫害発

生時には情報提供と病虫害駆除活動の連絡調整・技術支援等を行うことを内容とする。

緊急時対応計画として、①動物についての緊急動物疾病対応合意（The Emergency Animal Disease Response Agreement）、②植物についての緊急植物病虫害対応合意（The Emergency Plant Pest Response Deed）、③環境に関しての全国環境バイオセキュリティ対応合意（National Environmental Biosecurity Response Agreement）があり、それぞれ連邦政府、州政府・特別地域政府、業界の間で、緊急事態が発生した場合の抛出や資金分担を合意している。具体的な病虫害駆除などのための対応計画として、家畜などについてオーストラリア獣疫緊急計画（AUSVETPLAN）、水棲動物について水棲生物獣疫緊急計画（AQUAVETPLAN）、植物について植物病虫害緊急計画（PLANTPLAN）、海洋環境について緊急海洋病虫害計画（EMPlan）が作成されている。

（ii）定着してしまった害獣・雑草の管理

害獣及び雑草に対処する農業者の能力を向上するため 2015 年 7 月から 4 年間で 5,000 万豪ドルを充てるとしている。緊急対応と異なり、既に広がっていて恒常的な対応が必要な害獣・雑草への対処能力を強めるための措置である。

第一義的には土地保有者と州政府・特別地域政府が対応する事項だが、連邦政府も重要害獣・雑草に関する研究の実施・支援や、ガイドライン（全国害獣戦略（Australian Pest Animal Strategy）、全国雑草戦略（Australian Weeds Strategy））を作成するなどの支援を行っている。「4 年間で 5,000 万豪ドル」の能力向上策の内容には、以下の事項が含まれる。

- ① 確立した害獣・雑草を制御する手法・技術についての研究開発プロジェクトの促進。
CSIRO、州政府、害獣協同研究センターによる八つの研究開発プロジェクトに対して補助金 234 万豪ドルを付与。
- ② 農業者、業界、コミュニティの害獣・雑草への対処能力を向上させるための、州政府・特別地域政府による現場での取組（教材配布、ワークショップ、見学会など）に対して 4 年間で 2,250 万豪ドルの資金支援。その前半に当たる 2015-16 年度及び 2016-17 年度の 2 年間で 1,250 万豪ドルを付与。
- ③ 全国ベースで害獣・雑草管理調査を実施し、農業者や土地保有者による害獣・雑草対応の実態や手法の情報を提供。ABARES が 2017 年 5 月に、全国の害獣・雑草問題の発生状況、対処活動の手法や費やされている経費等の実態を整理した。
- ④ 害獣・雑草に対する制御手法・技術を改善・開発するプロジェクトに補助金を支給。
希望者から提案を募り、農業省は、2016-17～2018-19 年度の 3 年間について 23 プロジェクト採択した（補助金額合計 1,050 万豪ドル）。研究開発会社、農業等の団体、州政府、教育・訓練機関等を含む研究組織が応募資格を有する。

（iii）ランドケア及び緑の軍隊

白書では、既存の施策として位置づけられているが、ランドケア（National Landcare Programme）及び緑の軍隊（Green Army）も行われている。ランドケアは、2008 年度からの

「カントリー・ケア (Caring for Country)」プログラムを引き継いで、連邦政府が、州政府、地方政府、業界、コミュニティ、個人等と協力して、天然資源管理と持続可能な農業に資するプロジェクト（植生の衰退、土壌劣化、害獣・雑草の侵入、山火事の危険等への対処）を行うものである。緑の軍隊は、環境・エネルギー省の事業で、17～24歳の若者が参加し、環境保全活動に関するトレーニングを受けて、行政組織やランドケアなどの取組と協力、相互補完しながら、植林、河川清掃、雑草管理などの保全活動を行うものである。

3) 技能及び労働

白書では、農業者が、技能を有し信頼できる労働力を利用できるようにするために既に実施した支援を中心に記載し、「これからの施策」として具体的な事項は挙げていない⁽³⁾。

より良い職業訓練を実施するための措置として白書で言及されていた、2015年1月開始の産業技能基金 (Industry Skills Fund) (6.641億豪ドル) は、2017-18年度から、オーストラリア人技能向上基金 (Skilling Australians Fund) に切り替わっている。

また、労働力が不足している分野における外国人労働の利用として、就労のために短期間滞在する外国人への言及がある。まず季節労働者プログラム (Seasonal Worker Programme) (416ビザ) は、太平洋島嶼国等の経済発展とオーストラリア内での労働力不足に対応すべく、農業部門と宿泊業・観光業の雇用労働者として、連邦政府の承認を受けた会社等が雇用主となり、島嶼国の人々を受け入れるものである。2015年7月から人数制限が廃止され、2018年11月には雇用期間の上限を6か月から9か月に延長する方針が示された。次に、二国・地域間の取決めに基つき、青少年が、休暇目的の入国及び滞在期間中の旅行・滞在資金を補うため就労することを認める、ワーキング・ホリデー制度 (Working Holiday Maker) がある。滞在期間は12か月までだが、動植物の栽培・育成業、漁業・真珠採取、林業、観光・宿泊業に就労するなど一定の条件のもとで2度目、3度目の取得（延長）が可能である。三つ目の短期技能労働ビザ (Temporary Work Skilled visa) (457ビザ) は、雇用者が、2年間ないし4年間まで技能労働に従事する外国人を雇うことを可能にする。白書では、その対象を農業分野で拡大する方向性が示されたが、その後、2018年3月19日をもって同ビザは廃止され、その後継となる短期不足技能ビザ (Temporary Skill Shortage (TSS) visa) (482ビザ) では特筆するような対象拡大はなかった模様である。

(6) 高級な市場へのアクセス

1) 貿易の技術的障壁排除及び在外農業参事官の新設

白書は、農業の成長と農業者の収益増加をもたらす貿易拡大を政府が助長する、との方針のもと、まず、貿易の技術的障壁の排除及び農業参事官の増員を掲げた。

農業貿易及び市場アクセス協力事業 (ATMAC) により、オーストラリア農産物の海外市場へのアクセスを改善するための事業者等の活動、例えば研究開発、教育訓練、事例展示、技術交流・関連会議への参加など、に補助金を支給する。2015年7月から2019年6月の4年間で310万豪ドルが用意され、すべて配分が決定済みである。

上記の一般公募分とは別に、農業省自身の市場アクセス協力活動に 190 万豪ドルが割り当てられ、貿易障壁の低減に資する技術協力、研究協力、研修などの活動を行っている。

農業参事官 (agricultural counsellors) は、重要な農産物輸出先のオーストラリア大使館等に置かれ、貿易交渉や検疫交渉、輸出市場との関係強化の取組などを行う。既存の市場の維持に加え、貿易に対する技術的障壁への取組や新規市場の開拓などに資する役割を担う。白書が掲げた、農業参事官の 5 名増員は 2016 年 1 月から実施された (ベトナム、マレーシア、中東に新規に各 1 名、タイと中国に、追加で各 1 名を派遣)。

2) バイオセキュリティの改善

上記 1) が、市場アクセスを相手国等に直接的に働きかけるのに対し、2) 及び 3) は、人や動植物の安全面でのオーストラリア製品の信頼性を高めることを通じて、市場アクセスを維持・拡大する条件を整えるものである。オーストラリアは他の国・地域に比べて、動植物の病害虫が少ないことから、検疫上の懸念を理由として輸出が妨げられることが少ない。そのため、強力なバイオセキュリティによりこうした清浄地域の地位を保持することが、海外市場の維持、生産コストの低減等につながると考えられている。

このため、新たに、北部オーストラリアなどにおいて、病害虫侵入防止と侵入の早期発見のために、監視・分析を改善するための経費を 4 年間で 2 億豪ドル追加して投資する、とされた。2 億豪ドルの資金の大部分は 2019 年 6 月 30 日までの監視・分析活動に振り向けられ、若干が 2020 年 6 月 30 日まで情報・分析の要素に振り向けられる。活動内容には、関係者の連携促進や訓練拡充、バイオセキュリティ情報のウェブサイト構築、土地・海洋の管理を行う原住民レンジャー (Indigenous Rangers) の導入などが含まれる。

3) 食品輸出のトレーサビリティの近代化

食品輸出のトレーサビリティの仕組みを近代化してオーストラリアの食品安全性への信頼を高めるために 1,240 万豪ドルを支出することが白書に記述されている。

農業省の「全国トレーサビリティ事業 (National Traceability Project)」のもとで、連邦政府、州政府の代表で構成する作業グループが、農産物のトレーサビリティの仕組みの見直しを進めている。その第一段階として現行システムについて点検・評価の報告書を公表し、第二段階として、2019 年 4 月までを目処に、全国トレーサビリティ政策枠組み及び行動計画 (National Traceability Policy Framework and Action Plan) を策定することとされている。

4. GMO の栽培規制

(1) GMO の商業栽培許可の状況と各州による栽培規制という枠組み

オーストラリアにおいて、遺伝子組換え作物 (GMO) の栽培は、2001 年に施行された連邦政府の 2000 年遺伝子技術法 (Gene Technology Act 2000) によって律せられている⁽⁴⁾。

GMO を環境に放出するには、同法に基づき、遺伝子技術規制官 (Gene Technology Regulator (GTR)) の許可を得る必要があるところ、2019 年 3 月 31 日現在で、164 件の許可が付与されている。これには試験栽培も含まれ、また微生物なども含まれている。農作物に関するものに限ると 135 件であり、件数の多い順に綿花、小麦、カノーラ、大麦、サトウキビ、バナナなど 22 種類の作物である。そのうち商業栽培の許可は 25 件を数える (第 7 表)。

第 7 表 商業栽培の許可を受けた GMO 農作物

作物	数	特性
綿花	14	害虫耐性、除草剤耐性
カノーラ	7	除草剤耐性、ハイブリッド化
カーネーション	2	色変わりの花
バラ	1	色変わりの花
サフラワー	1	非食用成分
合計	25	ー

資料：遺伝技術規制官局ホームページ。2019 年 3 月 31 日現在。

GTR から出された GM 農作物の商業栽培許可は、2002 年 9 月の綿花が最初で、2003 年 6 月のカーネーション、同年 7 月のカノーラがそれに続いた。その一方で、GMO の商業栽培に対しては、国内消費者の警戒・懸念があり、農業者からも海外の輸出先市場からの評価が下がることを心配する声があった。このため、州政府の多くが、GMO の栽培禁止措置 (モラトリウム) を導入した。GM 綿花は、栽培地域が NSW 州北部と Qld 州南部に限られ、ここではモラトリウムの対象とされなかった一方、多くの州で栽培され綿花よりもはるかに栽培面積の大きいカノーラは、その主要生産州 (NSW 州、Vic 州、WA 州及び SA 州) でモラトリウム対象となった。GM カノーラは連邦政府から許可を受けたにもかかわらず、商業栽培を行えなかったのである。このように、オーストラリアにおける GMO モラトリウムを巡る議論は、GM カノーラの扱いを主要論点の一つとして展開された。

その後、世界的に GMO 栽培が拡大するなかで、農業界からは解禁を求める声が大勢となり、2008 年に NSW 州と Vic 州が、2009 年には WA 州が GM カノーラの商業栽培を認めるに至った。今日、オーストラリアで栽培される綿花のほぼ全部が GMO であり、カノーラの GMO 割合は 24% で増加傾向にある (Agricultural Biotechnology Council of Australia (2012), 同 (2018))。GM カノーラを認めていない SA 州と Tas 州のカノーラ栽培面積を合わせても全国の 1 割未満なので、現状のモラトリウムのもとでも GM カノーラの割合は 90% まで増える可能性があることになる。

しかしながら、まだ問題が解消したわけではない。例えば、NSW 州は GM カノーラの商業栽培を認めたものの、モラトリウム制度を廃止していないことが注目される。生産性委員会による農業の規制に関する調査報告書は、SA 州、Tas 州、ACT に加え、NSW 州も、モラトリウムを廃止すべきと勧告した (Productivity Commission (2016))。すなわち NSW 州は GM カノーラの商業栽培を認める方向に転じたものの、栽培規制を行い得るモラトリウム制度は維持したのである。他の商業栽培解禁州においても、解禁の方式が異なるなど、モラト

リアム制度の有無、有の場合のその仕組みや禁止の実態は、州により多様である。更に、実際に一定作物の栽培禁止を継続している SA 州、Tas 州及び ACT の今後の動向も注目される。州による仕組みの違いや動向が重要なのは、新たな GM 作物、GM 品種の商業栽培許可が出た場合、その取扱が州によって異なり得るからである。新規 GM 作物として、直接人の食用となり我が国が多量に輸入している小麦が注目されるところだが、小麦はカノーラにも増して全国で広く栽培される主要作物であると同時に、GMO 研究も進み、試験栽培のための環境放出許可件数は綿花に次いで多い。GM 小麦が商業栽培許可を受けた場合、栽培が可能と否かなどを、各州の制度に照らせば想定できる。こうしたことを念頭に、オーストラリアにおける GMO モラトリウムについて整理を試みる。

（２）州政府による GMO の商業栽培に対する取扱いの仕組み・経緯

１）NSW 州（ニューサウスウェールズ州）

NSW 州は、2003 年 6 月に 2003 年遺伝子技術（GM 作物モラトリウム）法（Gene Technology (GM Crop Moratorium) Act 2003）を制定し、GMO の栽培を禁止できることとした。

同法第 6 条により、大臣は、命令（order）を官報（Gazette）に掲載することにより、州内において一定の GM 食料植物（GM food plant）の栽培を禁止することができる。食料植物（food plant）とは、州内で主として人の食料又はその原料として用いるために栽培される植物である（同法第 5 条）。大臣は、栽培禁止命令の除外命令を出すこともできる（第 8 条）。同法の有効期限は、当初は 2006 年 3 月 3 日であったが（同法第 43 条）、2005 年に法改正され、2008 年 3 月 3 日まで延長された。

2003 年 7 月 22 日に出された最初の栽培禁止命令は、GM カノーラのうちバイエル（Bayer）社のインヴィガー・ハイブリッド（InVigor Hybrid）を対象とし、第 2 の禁止命令は 2003 年 12 月 19 日に出され、モンサント（Monsanto）社のラウンドアップ・レディ（Roundup Ready）が対象であった。これにより、当時 GTR から商業栽培が許可されていた 2 種類の GM カノーラを NSW 州内で商業栽培することは禁止された。

延長後の法律の期限を翌年に控えた 2007 年、NSW 州の独立の調査会が同法のレビューを行い、その報告書（Independent Panel Report to the NSW Minister for Primary Industries (2007)）は、GM カノーラのモラトリウムを廃止すること等を勧告した。この勧告に応じる形で 2007 年 12 月、州政府は 2003 年遺伝子技術（GM 作物モラトリウム）法を改正し、まず、法律の期限を 2011 年 7 月 1 日にまで延長するとともに（後に更に 2021 年 7 月 1 日まで延長）、規制の枠組みを変更した。州内全域であらゆる GM 食料植物の栽培を禁止（改正後の同法第 6 条）しつつ、改正後の同法第 7 条 A により商業栽培の許可を得た場合等には、例外として栽培を認めるものとしたのである。同条は、大臣が、業界代表からの申請を受け、一定の GM 食料植物の商業栽培を認める許可を付与することができるという規定である。すなわち、改正前には大臣が禁止命令を出さない限りは GMO を商業栽培可能であったものが、改正後は大臣が許可をしない限り栽培禁止という仕組みになったわけであり、栽培可能から栽培禁

止へと原則を逆転した形である。2008 年 3 月 14 日には、この第 7 条 A に基づく命令が官報に掲載され、GTR から商業栽培を認められた GM カノーラの商業栽培が許可された。

2) Vic 州 (ヴィクトリア州)

Vic 州では、2004 年遺伝子組換え作物制御法 (Control of Genetically Modified Crops Act 2004) を制定して GM 作物の栽培を規制した。

同法第 4 条により、大臣は、命令により、州の区域を、GM 作物 (GM crop) (GM 組織である植物からなる、又は、GM 組織である植物を含む、作物。食用か否かは問わない) の栽培禁止区域として指定することができる。ただし、同法第 28 条により、同法付表 (Schedule) に掲載する「Vic 州内での一定の GM カノーラの栽培を禁止する命令 (Order Prohibiting the Cultivation of Certain Genetically Modified Canola Crops in Victoria)」が、同条第 4 条の命令とみなされる。同付表の命令は、当時 GTR が商業栽培を許可していた 2 種類の GM カノーラを、Vic 州全域で 2008 年 2 月 29 日まで栽培禁止とする内容であった。商業栽培に限らず「栽培」一般が禁止されるため、大臣は、官報掲載の通知により、研究開発のための限定された規模の特定の GM 作物の栽培などを、同法第 4 条の栽培禁止命令からの例外として認めることができるとしている (同法第 6 条)。

このように、2004 年にモラトリアムの法律が制定され、同時に禁止命令が出されて、州内全域で GM カノーラが栽培禁止となった。その後、禁止命令の有効期限を翌年に控えた 2007 年 10 月、独立の調査会がモラトリウム措置のレビューを行った。その報告書は、GM カノーラに対する認識の変化や分別流通体制が整っていること等を踏まえ、モラトリウム措置を期限切れにするに任せることを勧告した (Department of Primary Industries (2007))。Vic 州政府は同勧告を受け入れ、延長措置を行わなかったため、禁止命令は 2008 年 2 月 29 日に期限切れとなり、Vic 州の全域で GM カノーラの栽培を行うことが可能となった。

GM カノーラは、禁止命令が失効したことで栽培可能となったのであり、法律自体は存続している。制度上は、大臣が命令を出せば、モラトリウムを発動し得る状態である。

3) Qld 州 (クイーンズランド州) 及び NT (北部特別地域)

Qld 州及び NT には、GM 作物の商業栽培についての作付け制限の制度は存在しない。過去に存在したこともない。モラトリウム制度が無いため、2003 年当時から、綿花、カノーラ、カーネーションの GMO が商業栽培可能だったのであり、その後の新たな GM 品種や GM サフラワー等の新たな GM 作物も GTR の許可を得た時点で商業栽培可能となる。

4) WA 州 (ウエスタンオーストラリア州)

WA 州では、2003 年遺伝子組換え作物禁止区域法 (Genetically Modified Crop Free Areas Act 2003) による規制が行われていた。

同法第 4 条は、大臣は、GM 作物 (GM crop) (GM 組織である植物からなる、又は、GM 組織である植物を含む、作物。食用か否かは問わない) の栽培を禁止する区域 (genetically

modified crops free areas) を官報掲載により命令することができると規定し、その区域は州全域とすることも可能であった。また、同法第6条により、大臣は、栽培禁止の例外を、対象者や条件等を課して、命令することができた。法律の有効期間は5年で、5年ごとに、法律の運用状況や有効性についてレビューを行うものとされた（同法第19条）。

同法第4条に基づき、2004年3月22日に、農林水産大臣は、WA州全域をGM作物の栽培禁止区域として命令した。その後、同法第6条に基づく例外としてGM作物の商業栽培を認められる地域が以下のように命令された（Western Australia (2009)）。

- ・ 2009年5月：オード川灌漑区域（ORIA）におけるGM綿花の商業栽培
- ・ 2010年1月：GMカノーラの商業栽培（WA州全域）

上記命令によりカノーラの商業栽培が州全域で解禁された2010年1月以後も同法は存続していたが、その後、2016年10月26日をもって廃止された。これにより、WA州は、GM作物の栽培を制限する枠組みを持たないQld州、NTと同様の状態となったことになる。

5) SA州（サウスオーストラリア州）

SA州では、2004年遺伝子組換え作物管理法（Genetically Modified Crops Management Act 2004）がGM作物の栽培を規制している。同法第29条に、施行の日から4年以内にレビューを行うことが規定されているが、有効期限の規定は無い。

同法の対象はGM食料作物（GM food crop）である。食料作物（Food crop）とは、食料及び飼料となる作物であり、加工されて食料・飼料となる原料作物を含む。同法第5条により、州総督（Governor）は、大臣から提言を受けて、州の区域について、GM食料作物の栽培規制をする規則を制定することができる。試験栽培など限定された規模での栽培については、モラトリウムの例外として、大臣が許可することが可能である（同法第6条）。

規制の方法として、幾つかの選択肢が規定されているが、2008年遺伝子組換え作物管理規則（Genetically Modified Crops Management Regulation 2008）は、「指定した州の区域で、一切のGM食料作物を栽培禁止とする」方式を取り、その指定区域を州全域とした。この2008年の規則は、同法のレビューの結果に従いモラトリウムを継続することとなった際に制定されたもので、2004年の同法施行当初に定められた規則と同内容である。

上述のとおり法律自体には有効期限の定めがないが、2008年の規則の有効期限は、2017年遺伝子組換え作物管理規則（有効期限の延長）法（Genetically Modified Crops Management Regulation (Postponement of Expiry) Act 2017）により、2025年9月1日とされている。これ以前には、2019年9月1日が期限とされていたが、緑の党が早々と提出した2025年までの延長法案が2017年末に議会を通り、延長が決まったところである。

SA州においても、GM作物の栽培解禁を求める動きがあり、サウスオーストラリア穀物生産者協会（GRAIN Producers SA）は州政府に対してモラトリウムの廃止を働きかけている⁽⁵⁾。2018年9月には、第一次産業大臣が、前政権（労働党）が禁止規則の2025年までの延長を決めたのは拙速であったとして、モラトリウム制度がSA州にもたらす利害得失をレビューし、その結果を今後の政策判断の参考にすると表明した。2019年2月に公表された同

レビューの報告書は、GM カノーラを作付けしないために掛かる農薬等の追加費用は、それにより得られる需要者側からのより高い買値（プレミアム）を上回り、SA 州農業にとって 2004～2018 年で 33 百万豪ドル、2025 年までモラトリウムを維持すると更に 5 百万豪ドルの損失になると見積もった。また、寄せられた公衆コメントのうち州内の主要農業団体を含め 6 割がモラトリウム撤廃を支持した (Anderson (2019))。これを受け、第一次産業大臣は、モラトリウムの廃止に向け、消費者の理解を得ることを目指すと見られている。

モラトリウム制度堅持の方針で、2016 年に先述の生産性委員会からの廃止勧告が出たあとで、それに逆行する形で 2017 年にモラトリウムの延長措置をとった SA 州であるが、このように GMO 推進勢力が巻き返しを図っている状況もあり、2025 年までの延長がそのまま維持されるのか、予断を許さないところがある。

6) Tas 州 (タスマニア州)

Tas 州では、2004 年遺伝子組換え生物制御法 (Genetically Modified Organisms Control Act 2004) を制定して GM 作物の栽培規制を行っている。法律の期限について同法第 36 条は、当初 2004 年時点で「施行開始から 5 年後に失効」と規定しており、2009 年 11 月までの期限だったが、5 年ごとに延長され、現在は「施行開始から 15 年後に失効」、すなわち 2019 年 11 月 16 日までを期限とする規定となっている。

同法第 5 条の、大臣は命令により、Tas 州の全部又は一部を GMO 禁止 (free of GMOs) 地域と宣言することができる、との規定に基づき、2005 年 10 月の第一次産業・水大臣の 2005 年遺伝子組換え生物制御 (GMO 禁止区域) 命令 (Genetically Modified Organisms Control (GMO-free Area) Order 2005) が、州全域を GMO 禁止地域に指定した。事務次官は、GMO 禁止地域において例外として GMO を取り扱うことを許可することができる (同法第 9 条)。

同法を 2019 年まで延長するに際して行われた 2013 年のレビューにおいては、農業部門の中で酪農、ケシの業界が GMO 利用を強く支持したものの、非 GMO であることが Tas 州産品全体のブランド力向上に貢献しており、現行の商業栽培禁止措置を廃止するとその復活は困難になる、という認識については異論がなく、モラトリウムを廃止する判断をする前には、関係者間の十分な協議と、GMO と非 GMO とが共存するための枠組み構築が必要である、とされた (DPIPWE (2013))。

他方で同州の遺伝子技術の研究、利用等の方針は、GMO モラトリウムを維持するとしつつ、分別流通等が確保されるなら医薬用に用いる非食用作物の GMO の商業栽培を容認するとしている (Tasmanian Government (2014))。念頭に置かれているのは Tas 州農業の主要産品の一つとなっているケシである。この方針に即せば、仮に GM ケシについて GTR から商業栽培が許可されれば、現行法は変えないとしても、大臣の禁止命令を改訂する等により医薬用 GM ケシの栽培を Tas 州内で解禁するということになる。

7) ACT (首都特別地域)

ACT では、2004 年 7 月、2004 年遺伝子技術 (GM 作物モラトリウム) 法 (Gene Technology

(GM Crop Moratorium) Act 2004) を制定した。厚生大臣が、モラトリウム命令を出して、ACT 内での指定した GM 食料植物 (GM food plant) の栽培を禁止することができる (同法第 7 条)。食料植物 (food plant) とは、主として人の食料又はその原料として用いるために栽培される植物である。同法第 8 条が、禁止の例外として栽培許可を出し得ることを規定している。同法には有効期限の定めがなく、2006 年 6 月 17 日以後で、大臣が書面通知で指定する日に失効するとされている (同法第 39 条)。

モラトリウム命令 2004 年第 1 号 (DI 2004-234) がバイエル社のインヴィガー・ハイブリッドの栽培を、同第 2 号 (DI 2004-235) がモンサント社のラウンドアップ・レディの栽培を、禁止した。次のモラトリウム命令は、その後 10 年を経た 2014 年第 1 号 (DI 2014-274) であり、GTR から商業栽培許可を受けた 3 種類目の GM カノーラ、バイエル社のインヴィガー・ラウンドアップ・レディ (InVigor Roundup Ready) を栽培禁止とした。なお、ACT では、GMO か否かを問わず、統計資料に現れる規模のカノーラ栽培は行われていない。

(3) 各州の規制の違い：整理と考察

1) 各州における規制の枠組みと栽培可能 GMO の状況

これまで見てきたように、かつては、連邦政府の GTR が商業栽培を認めた GMO であっても、広く商業栽培が禁止される状況が存在したが、NSW 州、Vic 州、WA 州が商業栽培容認に転換し、現在商業栽培を禁止しているのは、Tas 州、SA 州及び ACT である。

ただし、NSW 州及び Vic 州では GMO 商業栽培を禁止し得る制度を現在も維持しており、WA 州も 2017 年まで有していた。以下では、廃止された WA 州のものも含め、各州・特別地域 (以下単に「州」) ごとで違いの大きい、モラトリウムに係る制度を比較する。

まず、八つの州のうち、モラトリウムの法律が最初から存在しないのが、Qld 州及び NT である。ここでは GMO と非 GMO とで商業栽培に関し異なる取扱を受けることはない。

モラトリウム法がある他の 6 州のうち NSW 州のみが法律の規定で GMO 栽培を禁止し、大臣命令で許可し得るという、原則禁止、例外許可の方式をとる。他の五つの州は、法律自体では GM 作物栽培を禁止せず、禁止命令等を定め得ることを規定する、いわば原則容認の仕組みである。NSW 州も法律改正前はこの方式であった。

法律が対象とする GMO も異なる。最も対象範囲の広い Tas 州は、GM 作物に限らず GM 動物も対象とする (GM 動植物)。Vic 州と WA 州とがその次に広く、GM 作物の全般を対象とし人の食用・動物飼料用か否かを問わない (GM 作物)。SA 州では、人の食用又は動物飼料用のもの及びそれらの原料が対象である (GM 食料作物)。NSW 州と ACT での対象は、主に食用又はその原料として栽培する作物に限られ、最も範囲が狭い (GM 食料植物)。

以上のような栽培規制の枠組み、規制の対象となる GMO について第 8 表に整理した。

命令等による禁止の内容にも違いがある。法律改正前の NSW 州、かつての Vic 州及び ACT は、GM カノーラの品種を指定して禁止した。うち ACT は商業栽培に限定しての禁止だが、他の 2 州は商業栽培に限らず禁止したため試験用などの目的であっても GM カノー

ラ栽培には例外許可を要する。これに対し、SA 州、Tas 州及び法律廃止前の WA 州では、法律が対象とする GMO の全部を栽培禁止とする命令を定めた。

第8表 各州での GM 作物の栽培規制の枠組みと対象となる GM 作物

州	栽培規制の法的枠組み	規制対象のGMO	
		法令の規定	意味
NSW	法律で原則禁止し、法律に基づく命令で例外許可	GM food plant (GM食料植物)	GMであって主に食用又はその原料として栽培する植物
Vic	法律では禁止せず、法律に基づく命令により禁止	GM crop (GM作物)	GMである作物（食用可否かを問わない）
Qld	ー（規制無し）		
WA（旧法）	法律では禁止せず、法律に基づく命令により禁止	GM crop (GM作物)	GMである作物（食用可否かを問わない）
SA	法律では禁止せず、法律に基づく規則により禁止	GM food crop (GM食料作物)	GMである食料・飼料又はその原料となる作物
Tas	法律では禁止せず、法律に基づく命令により禁止	GMO (GM動植物)	GMである植物及び動物（すべてのGM動植物）
NT	ー（規制無し）		
ACT	法律では禁止せず、法律に基づく命令により禁止	GM food plant (GM食料植物)	GMであって主に食用又はその原料として栽培する植物

資料:各州の法令の内容から筆者作成。

こうした法令の仕組みの違いと禁止命令等の内容の違いにより、モラトリウム制度がある州でも、具体的な GM 作物ごとで、その栽培の可否が異なる。GTR から商業栽培許可が出ている作物のうち、商業栽培が可能な GMO、不可能な GMO を経過も含めて整理したのが第9表である。現在モラトリウム制度を有する5州のうち、実際に商業栽培を禁止しているのは、SA 州、Tas 州及び ACT の三つだが、具体的に禁止される作物の種類は異なり、五つの作物を全部禁止しているのが Tas 州であり、SA 州は GM 綿花及び GM カノーラを、ACT は GM カノーラのみを禁止している。

食用・飼料用とならないカーネーション及びバラは、Tas 州及び Vic 州を除く州では、法律の対象外のため栽培可能、Vic 州でも禁止命令が無いため、栽培可能である。これに対して GM 綿花は、主な用途は綿糸原料用であることから NSW 州及び ACT では法律の対象外、Vic 州では法律の対象だが禁止命令が無いので栽培可能、SA 州及び Tas 州では法律の対象であり栽培禁止とされている。GM カノーラは制度のある州ではいずれでも法律の対象であり、商業栽培が禁止されるか否かは、命令等の有無によっている。

また、法律改正前の NSW 州、かつての Vic 州及び ACT は、GTR から商業栽培許可を受けた GM カノーラ品種を特定して栽培禁止にしており、2003 年ないし 2004 年の命令は当時該当する2品種を禁止した。その後 2011 年に第3の GM カノーラ品種が商業栽培許可を受けた時点で、当該新品種について新たな禁止命令が出なければその GM カノーラは栽培可能となる。実際に、ACT においては、GTR 許可が出た第3の品種を対象として禁止命令を

出し、商業栽培を禁止した。ただし、Vic 州は禁止命令を失効させて、当初の2品種も含めて商業栽培可能とし、NSW 州は制度を変更した上で、GTR の許可を得た GM カノーラを商業栽培可能にする命令を出すことで、品種を問わず GM カノーラ栽培が可能となる、という経過をたどった。

第9表 各州で制度上栽培規制の対象となる具体的 GM 作物とその商業栽培の可否

州	綿花	カノーラ	カーネーション	バラ	サフラワー
NSW	－ / ○	Reg / × ↓ (2008) Reg / ○	－ / ○	－ / ○	－ / ○
Vic	Reg / ○	Reg / × ↓ (2008) Reg / ○	Reg / ○	Reg / ○	Reg / ○
Qld	－ / ○	－ / ○	－ / ○	－ / ○	－ / ○
WA	Reg / × ↓ (2009) Reg / ○ ↓ (2016) － / ○	Reg / × ↓ (2010) Reg / ○ ↓ (2016) － / ○	Reg / × ↓ ↓ ↓ (2016) － / ○	Reg / × ↓ ↓ ↓ (2016) － / ○	Reg / × ↓ ↓ ↓ (2016) － / ○
SA	Reg / ×	Reg / ×	－ / ○	－ / ○	－ / ○
Tas	Reg / ×	Reg / ×	Reg / ×	Reg / ×	Reg / ×
NT	－ / ○	－ / ○	－ / ○	－ / ○	－ / ○
ACT	－ / ○	Reg / ×	－ / ○	－ / ○	－ / ○

資料:各州の法令の内容、法令の解説資料等から筆者作成。

注1) 「/」の左側が規制の対象・対象外を示し、右側が商業栽培の可否を示す（2018年11月現在）。

2) 「Reg」は規制対象、「－」は規制対象外、「○」は商業栽培可能、「×」は商業栽培不可を意味する。

3) サフラワーは、食用・飼料には全く使われないものと想定している。

2) 考察

モラトリアムの法律の有無、法律による規制の仕組みや対象は様々であることから、ある GM 作物が商業栽培可能となる道筋は、州や作物により大きく異なる。例えば、NSW 州、Vic 州、Qld 州、WA 州、NT では GTR から商業栽培許可を受けたいずれの GM 作物も栽培可能だが、Qld 州、WA 州、NT にはそもそも規制が無いのに対し、NSW 州は規制対象への許可命令があるため栽培可能、Vic 州は禁止命令が無いために栽培可能なのである。

こうした違いは、今後新たな GM 作物が出現した場合の取扱の差につながるであろう。

2018年6月に GM サフラワーが、新たに GTR から商業栽培の許可を得た。オレイン酸の含有量を増やしたもので人の食用ではなく工業用とされているため、NSW 州及び ACT では「GM 食料植物」に該当せず、モラトリウム制度の対象外になると解される。他方、「すべての GM 動植物」を禁止している Tas 州では栽培は禁止される。SA 州では、飼料としても使わないなら栽培が認められるが、サフラワー油の絞りかすを飼料にするなら「GM 食料作物」に該当し、栽培は認められないことになる。

次に、現行の制度を前提に、仮定の事例として、新たに、観賞用で食用にはならない GM 花きが GTR から商業栽培許可を得た場合を考えてみよう。食用でないため、Vic 州及び Tas 州を除く州・地域では、規制制度の枠外であり、自動的に栽培可能となる。Vic 州においても、現状では禁止命令が無いため、栽培可能である。栽培が禁止されるのは、「すべての GM 動植物」を禁止している Tas 州においてのみである。更に第二の仮定事例として、食用の GM 小麦や GM 米が GTR から商業栽培を許可される場合には、「すべての GM 動植物」を禁止している Tas 州、「GM 食料作物」を広く禁止している SA 州、原則として「GM 食料植物」を禁止している NSW 州では、栽培が認められない。しかし、法律が無い WA 州、Qld 州、NT で自動的に栽培可能となり、Vic 州及び ACT では法律の対象ではあるものの、Vic 州には禁止命令が無く、ACT でも現行の禁止命令の対象でないことから、栽培可能である。GM 小麦の商業栽培の許可が出た場合、小麦生産の 6 割を占める WA 州、Vic 州、Qld 州、NT 及び ACT で GM 小麦が栽培できることになる点に留意する必要がある。

州による制度の違いに関しては、モラトリウム州と解禁州とがより明確に分かれてきた観があることも指摘できる。最初からモラトリウム制度を設けなかった Qld 州と NT とに対して、他の 6 州は、当初は規制法を作り商業栽培を制限したものの、その規制枠組みはバラバラであり、対象 GMO を広く禁止する WA 州、SA 州及び Tas 州と、GM カノーラのみを品種を指定して禁止する NSW 州、Vic 州及び ACT とに分かれた。その後、2008 年 2 月～2010 年 1 月の 2 年間に、Vic 州及び NSW 州が GM カノーラ、WA 州が GM 綿花及び GM カノーラの商業栽培を認めるという大転換が生じた。更にその後、WA 州はモラトリウム法そのものを廃止し、GMO 栽培を全面容認するに至ったのに対し（2016 年）、SA 州、Tas 州は、モラトリウム継続の方針を明確にしている。すなわち、一部の GMO に限って禁止する州が減り、GTR が商業栽培許可した GMO をどれでも自由に栽培できる州と、制度の対象となる GMO 栽培を広く禁止する州とに両極化したようである。

そうしたなかでも、NSW 州の 2008 年の法律改正は、原則禁止へと転換した点で制度としては規制強化と見ることもできる一方、SA 州にも見直しの動きがあり Tas 州も GM 非食用作物（医薬用）は積極的に利用する方針であって両州で GMO 商業栽培禁止が中長期で継続するか予測しがたい。制度改正の可能性等も含め、今後の動向が注目される。

5. 自由貿易協定等の推進状況

オーストラリアは積極的に自由貿易協定（FTA）の締結を推進し、中国、日本、米国、韓国、ASEAN など主要な貿易相手国とは FTA が既に発効し、貿易額は相対的に小さいが、南米市場への足がかり的な位置づけでチリとも 10 年前に FTA を締結済みである。

2015 年末に発効した中国との FTA の後、しばらく新たな FTA の発効が途絶えていたが、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）が 2018 年 12 月 30 日に発効した。同協定参加の 11 か国のうち、オーストラリアが FTA を締結していなかったのは、カナダ、メキシコ及びペルーである。太平洋諸島フォーラム（Pacific Islands Forum）

の国々に域内貿易と経済統合の利益をもたらすことをめざす、経済関係緊密化のための太平洋合意（PACER プラス）も 2017 年 4 月に合意に達し、署名が進められている。ペルーとの FTA は、交渉開始から半年後の 2018 年 2 月に署名を行い、オーストラリアはペルーに対して TPP11 によるよりも大きな市場アクセスを獲得した。インドネシアとの FTA は 2019 年 3 月初旬に、香港との FTA は同月下旬に署名が行われた。

他に交渉中の FTA のうち、GCC（湾岸協力理事会。バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦の 6 か国）との交渉が 2007 年開始と最も古い、進展が見られない状況にある。インドとは、2011 年に交渉を始め、2015 年 9 月までに 9 回の交渉会合を行ったものの、その後新たな交渉会合は開催されていない。

2013 年に交渉を開始した東アジア地域の包括的経済連携（RCEP）は、日本、中国、韓国、ASEAN、オーストラリア、ニュージーランド、インドの 16 か国の交渉であるが、相手国のなかで、オーストラリアとの間で FTA が発効していないのはインドのみである。

チリ、コロンビア、メキシコ及びペルーの 4 か国が加盟する太平洋同盟（Pacific Alliance）とは、2017 年 10 月から交渉中だが、4 か国のうち、オーストラリアとの既存 FTA でカバーされていないのはコロンビア（輸出シェアとしては約 0.014%）のみである。

最後に、オーストラリアからの輸出先として金額ベースで約 6%を占める EU との FTA は、オーストラリアが重視してきたものであり、2018 年 7 月に交渉が開始された。ただし、2016 年 6 月、英国が EU を離脱する方針となったところ、英国を除く EU27 か国への輸出シェアは 4%弱である。英国との間で FTA に向けて二国間貿易作業部会を続けるなど、オーストラリアとしては、英国とも FTA 交渉を行う姿勢だが、離脱の内容や経過次第で、豪英 FTA 交渉の進め方や内容が影響を受けると考えられ、今後の推移が注目される。

注 (1) 農場経営預金（FMD）制度については、玉井（2017）を参照されたい。

(2) 以下、州及び特別地域については基本的に次の略称で記述する。Qld 州（クイーンズランド州）、NSW 州（ニューサウスウェールズ州）、Vic 州（ヴィクトリア州）、WA 州（ウエスタンオーストラリア州）、SA 州（サウスオーストラリア州）、Tas 州（タスマニア州）、NT（北部特別地域）、ACT（首都特別地域）。

(3) 特に外国人労働者は、白書では「既に行ったこと」にも「これからの施策」にも位置づけられていなかった。このように、白書のホームページは、必ずしも「これからの施策」に厳密に対応するものではない。

(4) 本稿では、遺伝子組換え作物（GMO）の栽培に関する規制に焦点を当てた。食品表示に関しては、GMO 由来の遺伝子やタンパク質が含まれるものについて、表示義務が課されている。渡部（2001）を参照。

(5) Genetic Literacy Project 2015 年 9 月 15 日付，“South Australian farmers petition government to lift moratorium on GMO crops,” <https://www.greenleft.org.au/content/south-australia-extends-moratorium-gm-crops>（2018 年 8 月 21 日参照）。

[参考文献]

- 玉井哲也 (2016) 「第4章 オーストラリア-自由主義的な農業・貿易政策-」『平成27年度 カントリーレポート: タイ, ベトナム, ミャンマー, オーストラリア, ロシア, ブラジル』, 農林水産政策研究所。
- 玉井哲也 (2017) 「第3章 オーストラリア-農業支援政策と貿易政策の動向-」『平成28年度 カントリーレポート: タイ, ベトナム, オーストラリア, ロシア, ブラジル』, 農林水産政策研究所。
- 渡部靖夫 (2001) 「豪州における遺伝子組換え体諸規制見直しの動向」『農林水産政策研究』No.1, 農林水産政策研究所。
- ABARES (オーストラリア農業経済資源科学局) (2018) *Australian crop report No.188*.
- Agricultural Biotechnology Council of Australia (2012) *GM Cotton in Australia: a resource guide*.
- Agricultural Biotechnology Council of Australia (2018) *GM Canola Growth in Australia*.
- Anderson (2019) *Independent Review of the South Australia GM Food Crop Moratorium: Report to the SA Minister for Primary Industries and Regional Development*.
- CSIRO (2016) *Transport Network Strategic Investment Tool (TraNSIT) Application to Northern Australia Beef Roads Programme*.
- Department of Primary Industries (2007) *Review of the moratorium on genetically modified canola in Victoria*.
- DPIPWE (2013) *Review of the moratorium on genetically modified organisms (GMOs) in Tasmania Final Report*.
- Independent Panel Report to the NSW Minister for Primary Industries (2007) *Gene Technology (GM Crop Moratorium) Act 2003 Review*.
- Productivity Commission (2016) *Regulation of Australian Agriculture*.
- Tasmanian Government (2014) *Tasmanian Gene Technology Policy (2014 – 2019)*.
- Western Australia (2009) *Genetically Modified Crops Free Areas Act 2003 Report on the Review of the Act under Section 19*.

2019（平成 31）年 3 月 29 日 発行

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料 第 12 号

平成 30 年度カントリーレポート メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、オーストラリア

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話 (03)6737-9000

FAX (03)6737-9600
